

令和 5 年度見直し対象法人の新中期目標 (案)

<文部科学省>

- ・(中) 日本学生支援機構 2
- ・(中) 国立高等専門学校機構 18

<厚生労働省>

- ・(中) 労働者健康安全機構 31
- ・(中) 国立病院機構 58
- ・(中) 医薬品医療機器総合機構 74
- ・(中) 地域医療機能推進機構 93

<経済産業省>

- ・(中) 経済産業研究所 110
- ・(中) 工業所有権情報・研修館 124
- ・(中) 中小企業基盤整備機構 142

<国土交通省>

- ・(中) 都市再生機構 158

<環境省>

- ・(中) 環境再生保全機構 180

独立行政法人日本学生支援機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

令和〇年〇月〇日

文部科学省

目次

(序文)

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	2
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1	奨学金事業	3
2	留学生支援事業	5
3	学生生活支援事業	8
IV	業務運営の効率化に関する事項	10
1	業務の効率化	10
2	組織の効果的な機能発揮	10
3	情報システムの適切な整備及び管理及び運用、業務処理方法の改善	10
4	適切な情報の発信、調査分析等の推進	11
V	財務内容の改善に関する事項	11
1	収入の確保等、寄附金の活用	11
2	予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理	11
VI	その他業務運営に関する重要事項	11
1	内部統制・ガバナンスの強化	11
2	個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進	11
3	施設及び設備に関する計画	12
4	人事に関する計画	12

※ III 1～3の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、III 1～3及びIV～VIの各項目を評価の単位とする。

(序 文)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

機構は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）（以下「機構法」という。）第3条の規定のとおり、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的としている。

<法人の現状と課題>

機構は、これらの要請に応え、全国の大学等との緊密な関係を構築しつつ、学生等や留学生に対する直接的な支援を全国的に実施してきた唯一の機関であり、奨学金事業や留学生支援事業において長い実績に基づく専門性を有しているほか、学生生活支援事業において国の施策の基礎となる各種調査の実施等により学生等を取り巻く環境の変化に対応してきた強みを有しており、拡大及び高度化・多様化する事業を各部署の密な連携のもとに確実に実施し、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、大学等の国際化の推進及び国際的な相互理解の増進に寄与することが期待される。

このため、各事業についての政策的な要請に着実に対応するとともに、各事業に共通する課題として、高度化・複雑化する業務に適切に対応するため、多様な専門性を持つ人材の育成・確保を図るとともに、職員のモチベーションの向上に向けた職場環境の整備や業務改善の推進等に継続的に取り組んでいく必要がある。

<政策を取り巻く環境の変化>

我が国では、急速な少子化・人口減少が進んでいる状況の中、教育費の負担が理想の数の子供を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があり、その負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要がある。

「第4期教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）（以下「基本計画」という。）及び「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）においては、高等教育費の負担軽減のため、「高等教育の修学支援新制度」等の着実な実施に加え、令和6年度以降、

- ・給付奨学金（機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。以下同じ。）及び授業料等減免を多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ対象を拡大するとともに、令和7年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置を講ずる
- ・大学院修士段階において「授業料後払い制度」を創設した上で、本格導入に向けた更なる検討を進める
- ・貸与奨学金（機構法第14条第1項に規定する学資貸与金をいう。以下同じ。）の減額返還制度を見直すこと等としている。

また、基本計画及び「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」（令和5年4月27日教育未来創造会議第二次提言）において、グローバル社会における人材育成のため、外国人への日本留学の魅力の発信や外国人留学生に対する学資金支給等の経済的支援等による戦略的な外国人留学生の受入れの推進や、海外の大学等において学位を取得する長期留学への支援等による日本人学生の海外留学の推進が掲げられている。

さらに、基本計画において、障害のある学生の在籍者数が増加している高等教育段階の状況を踏まえ、合理的配慮等が適切に実施されるよう、各大学等における障害のある学生への支援体制の充実や、大学間の連携や関係機関との連携等を通じた障害のある学生の修学・就職支援が掲げられているなど、学生生活支援の一層の充実が求められている。

以上を踏まえ、第4期中期目標期間における業務の実績についての評価等に基づき、機構の第5期中期目標を以下のとおりとする。

（別添）政策体系図

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 奨学金事業

機構は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。

(1) 給付奨学金

給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。

その際、多子世帯や理工農系の学生等の中間層への支援拡大により新たに対象になる者についても、適切に支給を行う。

さらに、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。

(2) 貸与奨学金

貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないように、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して貸与を行う。

大学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき実施する。

貸与中においては、大学等との連携によって、貸与奨学金の必要性等を自ら判断し貸与を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに、適切な適格認定を実施する。

また、貸与奨学金は、返還金を原資の一部としていることから、事業を継続的に運営するため、返還意識の涵養や、着実な返還のための施策を講ずる。あわせて、返還が困難な者に対するセーフティネットとして、減額返還制度、返還期限猶予制度等を適切に運用するとともに、企業等による代理返還制度や所得連動返還方式等、多様な返還方法を提供する。さらに、事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた返還の促進を図る。また、目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。

機関保証制度については、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。また、保証機関による事業計画等を踏まえ、制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。

返還に関するこれらの制度等について、関係者に対する情報提供、周知及びユーザビリティの向上に努める。

(3) 奨学金事業に共通する事項

支援を必要とする者に対して確実に情報を届けることが重要であり、多様な機会や媒体を活用し、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者等における制度の認知度を高めるために必要な取組を実施する。

また、奨学金事業を円滑に運営するため、奨学金に関する申込手続き等について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進を図る取組を適切に実施する。

さらに、奨学金事業の運用改善等や、奨学金事業に対する正確な認識に基づく意義の理解や支持の拡大に資するため、奨学金の効果の把握・検証のための方策や、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施する。

【指標】

- 1-1 給付奨学金の給付状況
- 1-2 給付奨学金における適格認定の実施状況
- 1-3 貸与奨学金の貸与状況
- 1-4 貸与奨学金における適格認定の実施状況
- 1-5 貸与奨学金の新規返還者回収率
- 1-6 貸与奨学金に係る各種制度の運用状況
- 1-7 奨学金事業の情報提供の状況及び学校との連携の状況
- 1-8 効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況

【関連指標】

- 1-A 貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合
- 1-B 減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合
- 1-C 代理返還制度の利用企業数

【重要度：高】

少子化が進む状況の中、また教育の機会均等の観点からも、政府の「こども未来戦略」等に基づく高等教育費の負担軽減のため、機構の奨学金事業の重要性が一層高まっているため。

<目標水準の考え方>

- 1-1 適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に対し奨学金の給付を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
- 1-2 奨学生としての学業精励の自覚を促す取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。

- 1－3 適切な審査に基づき支援を必要とする者に対し奨学金の貸与を的確に実施したか、奨学生採用等の実施状況を参考に判断する。
- 1－4 在学中の指導を充実する取組や適格認定を適切に行ったか、適格認定の処置状況等を参考に判断する。
- 1－5 奨学金貸与事業の健全性を確保するため、着実な返還に向けた諸施策を講じ、目標値については、貸与奨学金の新規返還者回収率（当該年度に新たに返還を開始する返還者の要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に97.2%以上とする。
- 1－6 減額返還・返還期限猶予制度等のセーフティネットや、企業等による代理返還制度、所得連動返還方式、返還免除制度が適切に運用されたか、周知・広報の実施状況や制度の運用状況を参考に判断する。
- 1－7 奨学金制度に関する情報を、高等学校及び大学等の関係者に対し、情報の受け手にとってわかりやすい形で、積極的に適切なタイミングで提供したか、また、奨学金制度の認知度が向上したか、情報提供の取組状況等を参考に判断する。また、各学校との一層の連携を図ることができたか、連携のための取組状況を参考に判断する。
- 1－8 奨学金給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策並びに給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策を国と連携して検討・実施したか、情報収集や論点整理を含めた検討状況・実施状況を参考に判断する。
- 1－A 初期延滞の予防、延滞進行の防止の双方の状況を把握することが重要であることから、今中期目標期間中の貸与奨学金の要返還債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合を3.83%以下とする。
- 1－B 奨学金申請については原則電子化が進んでいる中、利便性の更なる向上のため、減額返還及び返還期限猶予の利用者が行う申請のうち、電子申請の占める割合を、中期目標期間中に50%以上とする。
- 1－C 社会における制度の理解を増進し、制度に対する支援を拡充するため、企業等による代理返還制度の利用企業数を、中期目標期間中に4,600社以上とする。

2 留学生支援事業

「第4期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1) 外国人留学生に対する支援

大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の

方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁、独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、政策提言に資するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析の実施を目的とした留学生交流推進のナショナルセンターとしての機能の充実を図る。

① 日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。加えて、国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析を行う。

② 国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用の促進に努める。

なお、収支の継続的な欠損については、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の改善が図られるよう努める。

③ 学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。

④ 大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。

また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。

⑤ 東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。

⑥ 日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。

(2) 日本人留学生に対する支援

意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。

① 海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理す

るとともに、機構の奨学金受給経験者とのネットワーク構築により留学経験を収集し、留学希望者や国内外の関係機関等へ情報提供を行う。また、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施する。

- ② 諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。
- ③ 意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き、2027年度までの派遣人数5千人の目標達成に向け、日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2028年度以降の事業の在り方について検討する。

【指標】

- 2-1 日本留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-2 日本留学試験の実施状況
- 2-3 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数
- 2-4 日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合
- 2-5 外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況
- 2-6 外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況
- 2-7 外国人留学生に対する就職支援の実施状況
- 2-8 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況
- 2-9 日本人学生の海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを活用した海外留学に関する情報提供等の実施状況
- 2-10 日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況

【重要度：高】

グローバル化が進む状況の中、政府の「教育振興基本計画」等に基づくグローバル人材の育成に向け、留学生の交流促進の重要性が高まっており、機構の留学生支援事業はその主要な役割を果たすものであるため。

<目標水準の考え方>

- 2-1 日本留学が期待される者、留学中の学生、卒業・修了後の学生等それぞれのニーズに応じた情報を提供したか、提供状況等を参考に判断する。
- 2-2 日本の大学等に必要な日本語力及び基礎学力を客観的に評価できるような適

正レベル及び内容となっているか、得点等化や試験の実施状況等を参考に判断する。

- 2-3 今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（令和5年度）における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることを達成水準とする。
- 2-4 日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を95.8%以上とすることを達成水準とする。
- 2-5 学資金の支給等を適切に実施し、外国人留学生が経済的に安定した状態で勉学に励む環境を整備するとともに、資金の重点的配分を行い、政府方針に沿った戦略的な留学生受入れや大学等の国際化への取組を支援したか、学資金の支給状況や重点的配分の実施状況等を参考に判断する。
- 2-6 東京国際交流館、兵庫国際交流会館を拠点として活用し、外国人留学生、日本人学生、地域住民等との交流推進、人的ネットワーク構築、留学生への就職支援等による定着促進を図ったか、交流イベントの実施状況等を参考に判断する。
- 2-7 日本の大学等を卒業・修了し、日本での就職を希望する外国人留学生に対し、関係機関等と連携し、日本での就職に資する情報を提供する等の支援を実施したか、提供状況等を参考に判断する。
- 2-8 日本留学経験者に対し、帰国後の留学の成果をより高める取組を行うとともに、日本とのつながりを維持していくためのネットワークを整備したか、フォローアップ関連事業の実施状況、留学経験者のネットワーク化に向けた取組状況等を参考に判断する。
- 2-9 日本人学生の海外留学への機運の醸成に資する情報提供を実施するため、海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワーク構築により、機構主催の海外留学イベント等の内容の充実を図るとともに、今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間30回以上とすることを達成水準とする。
- 2-10 留学目的や期間等に応じた学資金支給を適切に実施するとともに、海外留学への機運を醸成する取組の充実を図り、意欲と能力のある日本人学生の留学支援を推進したか、留学の効果を高めるための取組や学資金の支給状況等を参考に判断する。

3 学生生活支援事業

全ての大学等において障害のある学生等に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、機構は、大学等における障害学生支援の取組の促進を図ることが期待されている。また、産学で合意された新たな類型に基づくインターンシップをはじめとした学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組の促進を図ること等、学生生活支援において、政策上特に重要性の高いもの等について、大学等の取組を促進すること

が期待されている。

このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実

大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実や大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。

(2) 障害のある学生等に対する支援

全ての大学等において障害のある学生に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、大学等全体としての理解・啓発を促すとともに、大学等における支援体制の全体的な底上げを図る。また、実態調査に基づく現状の把握等や情報提供等を総合的に実施する。このほか、大学等における学生のメンタルヘルス支援の充実に向けた情報提供等を実施する。

(3) キャリア教育・就職支援

大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、各大学等の教職員の資質向上や大学等と企業等のネットワーク構築等に資するよう、全国規模のガイダンス等を実施する。また、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」により示された新たな類型に基づく学生等のキャリア形成支援に係る取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や総合的な情報提供等を実施し、各大学等と企業等の取組を促進する。

【指標】

- 3-1 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況
- 3-2 障害のある学生等に対する支援の状況
- 3-3 キャリア教育・就職支援の実施状況

<目標水準の考え方>

- 3-1 大学等の学生生活状況や学生生活支援の取組に関する調査について、過去の調査項目との継続性を考慮しつつ調査項目や方法等の改善を図り、確実に実施、分析、情報提供が行われたか、大学等の喫緊の課題に関する情報提供を実施したか、調査及び情報提供の実施状況等を参考に判断する。
- 3-2 障害学生等支援体制の全体的な底上げが図れたか、大学等全体としての理解・啓発を促したか、問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施したか、学校への働きかけ、収集した事例の共有状況、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。
- 3-3 大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、教職員の資質向上、

大学等と企業等との産学協働による教育的効果の高いインターンシップの推進に資する取組を実施したか、セミナー等の実施状況等を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、令和5年度予算を基準として、中期目標期間中、5%以上を削減する。

また、奨学金事業のうち貸与奨学金に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和5年度予算を基準として、令和10年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

(2) 人件費・給与水準の適正化

給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(3) 契約の適正化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。

2 組織の効果的な機能発揮

課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。

3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。

4 適切な情報の発信、調査分析等の推進

多様な媒体を活用し、正確でわかりやすい情報の提供に努めつつ、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすための広報・広聴の充実を図る。

また、機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保等、寄附金の活用

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。寄附金に関しては、寄附金募集に係る取組を強化するとともに、学生支援の更なる充実に向けて適切に活用する。

2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。

さらに、貸与奨学金による債権に関しては、独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制・ガバナンスの強化

機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。

また、「サイバーセキュリティ基本法」（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

4 人事に関する計画

業務が多様化・複雑化する状況の中、機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画の見直し等も行いつつ、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに、必要に応じて専門人材の確保も考慮しながら、業務の状況等を踏まえた適正配置を図る。また、多様な職務経験を通じたキャリア形成を促進するとともに、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるような取組を実施し、各部署における新たな業務の進め方の提案等も含め、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。

独立行政法人日本学生支援機構の政策体系図

政府方針・政策

■第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進、日本人学生・生徒の海外留学の推進、外国人留学生の受入れの推進、大学等における学生支援

■こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）

高等教育費の負担軽減（授業料等減免及び給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大、大学院修士段階における「授業料後払い制度」の創設、貸与型奨学金の減額返還制度の見直し、等）

■「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」（令和5年4月27日教育未来創造会議第二次提言）

日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上、大学院生の学位取得の推進。

高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れの推進、受入れ地域のさらなる多様化。

■第5次障害者基本計画（令和5年3月14日閣議決定）

高等教育における障害学生支援の推進

■経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、留学生の派遣・受入れの強化、産業界と連携したキャリア教育・職業教育の推進

独立行政法人日本学生支援機構法に基づく業務

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

第5期中期目標期間における日本学生支援機構の役割

学生支援の中核機関として、日本人学生及び外国人留学生に対する支援施策を総合的に実施

学資の支給及び貸与

その他の学生等の修学の援助

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、奨学金事業を実施

留学生交流の推進

その他の留学生への修学の支援

優秀な外国人留学生の積極かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、留学生支援事業を実施

大学等が学生等に対して行う

学生生活支援の促進

大学等における障害学生支援の取組の促進や、学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組の促進等、政策上特に重要性の高い学生生活支援について、大学等の取組を促進するため、学生生活支援事業を実施

日本学生支援機構（JASSO）の使命等と目標との関係

（使命）

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与する。

（現状・課題）

◆強み

- ・学生等や留学生に対する直接的な支援を全国的に実施してきた機関としての奨学金事業や留学生支援事業における実績
- ・学生生活支援事業において国の施策の基礎となる各種調査の実施等により学生等を取り巻く環境の変化に対応

◆弱み・課題

- ・高度化・複雑化する業務に適切に対応するため、多様な専門性を持つ人材の育成・確保を図るとともに、職員のモチベーションの向上に向けた職場環境の整備や業務改善の推進等に継続的に取り組んでいく必要

（環境変化）

- 高等教育費の負担軽減のため、高等教育の修学支援新制度等の着実な実施とともに、令和6年度からの奨学金制度改正に円滑に対応する必要。
- 今日的な国際情勢の下、国際的な人材獲得競争の激化や、グローバル社会で活躍する人材育成の必要性の高まりから、戦略的な外国人留学生の受入れや、学位や単位を取得する本格的な留学の強化を含めた日本人の海外留学を促進する必要。
- 障害者差別解消法の改正に伴い、全ての大学等で合理的配慮の提供が義務となること等を踏まえ、大学等における支援体制充実や、大学等や関係機関の連携等を通じた修学支援等を充実する必要。

（中期目標）

- 給付型奨学金の多子世帯や理工農系の学生等の中間層への拡大等、令和6年度からの奨学金制度改正に着実に対応。また、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施。
- 優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れや、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学の支援を強化。また、留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分析の実施を目的とした留学生交流推進のナショナルセンターとしての機能の充実を図る。
- 全ての大学等において障害のある学生等に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況を踏まえた、大学等における障害学生支援の取組や、産学で合意された新たな類型に基づくインターンシップをはじめとした学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組を促進。
- 業務が多様化・複雑化する状況の中、機構の業務を適切に実施するため、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるような取組を実施し、柔軟に業務が進められるような職場環境を整備。

独立行政法人国立高等専門学校機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)
(案)

令和〇年〇月〇日

文部科学省

目 次

(序文)	1
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
2. 中期目標期間	3
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
3. 1 教育に関する目標	3
3. 2 社会連携に関する目標	5
3. 3 国際交流に関する目標	6
4. 業務運営の効率化に関する事項	7
4. 1 一般管理費等の効率化	7
4. 2 給与水準の適正化	7
4. 3 契約の適正化	7
4. 4 情報通信技術を活用した業務の効率化	7
5. 財務内容の改善に関する事項	8
6. その他業務運営に関する重要事項	8
6. 1 施設及び設備に関する計画	8
6. 2 人事に関する計画	8
6. 3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて	8
6. 4 内部統制の充実強化	9

※3. 1～3. 3までの各項目を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

1. 政策体系における法人の位置付け及び役割

<法人の使命>

機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法（以下「機構法」という。）別表に掲げる国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的としている（機構法第 3 条）。

中学校卒業後の早期に 5 年一貫の工学分野を中心とした専門的・実践的な技術者教育を行い、地域の国立高等専門学校を通して、教育の高度化・国際化を推進するとともに、地域の産業を支える人材を輩出し、もって我が国社会の発展に寄与することが求められる。

<法人の現状・課題>

全国に 51 の国立高等専門学校を設置する法人として、これまでも、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学に加えて、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきた。

学生の進路は、就職希望者の就職率はほぼ 100%であり、本科卒業生の約 6 割が就職、約 4 割はより高度な知識と技術を修得するために専攻科進学又は大学へ編入学するなど、多様である。

さらに、「日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）」は、モンゴル、タイ、ベトナムをはじめ、アジア諸国を中心に高い評価を得ており、導入のニーズがある。

このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、我が国の産業界を支える技術者を育成するという使命に基づき、15 歳人口の減少という状況の下で、アドミッションポリシーを踏まえた多様かつ優れた入学者を確保することが重要であり、高等専門学校の特性や魅力発信を継続して行っているものの、入学志願倍率は減少傾向にある。5 年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などに加え、社会・地域ニーズ等を踏まえた特色ある教育を行い、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければ

ならない。これらについて、機構がイニシアティブを取り、各高等専門学校におけるマネジメントの効率化に継続して取り組む必要がある。

<法人を取り巻く環境の変化>

「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）においては、「Society 5.0（超スマート社会）等の社会変革に対応するため、社会的要請が高いデジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体等の分野における実践的・創造的技術者を養成することを目指し、アントレプレナーシップ教育の充実、大学との共同教育プログラムの構築や、「社会実装教育」、「地域への貢献」、「国際化の推進」を軸に、各高等専門学校の強み・特色の伸長を図る等、高等専門学校教育の高度化を推進する。」とされている。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）においては、「高等専門学校のシーズを地域の大学や地元企業が活用できるようにすることで、地域課題の解決や地域産業の持続的成長を推進するとともに、高等専門学校を高度化することで、それらを担う人材を育成する。」とされている。大学や企業と連携し、地域課題を解決するとともに、地域特性に応じたカリキュラムの構築等を行うことにより、地域に必要な高度人材を高等専門学校から育てていくことが可能となり、ひいては地域産業の持続的成長に寄与するものと考えられる。また、デジタル人材育成等のニーズに対応したカリキュラムの構築を行い、全国の高等専門学校に普及させるなど社会の期待に応じた高等教育の充実を図ることにより、Society 5.0（超スマート社会）等の社会変革に対応できる人材を育成していくことで、高等専門学校が社会に求められ、少子化の状況下においても、持続的に発展できる学校運営を行っていくことが重要である。

加えて、新型コロナウイルス感染症の経験から得られた教育手法等を活用するとともに、世界的に評価されている日本型高等専門学校教育制度の海外への導入支援が求められている。

これらの政策的な状況から、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に、引き続き取り組みつつ、Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、デジタル人材育成等の社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色を活かしつつ、法人本部においてガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。

（別添）政策体系図、使命等と目標との関係

2. 中期目標期間

中期目標期間は、令和6年（2024年）4月1日から令和11年（2029年）3月31日までの5年間とする。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

3.1 教育に関する目標

実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解・習得させるという特色ある教育課程を通し、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていくことのできる技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき国立高等専門学校教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。

（1）入学者の確保

15歳人口が減少する中で、小中学生やその保護者、中学校教員をはじめとする中学生の進路指導に携わる者等のみならず、広く社会に対して国立高等専門学校の特性や魅力を最大限に伝え、十分な入学者を確保するため、進路を検討する中学生やその保護者など入学を動機づける周りの大人に対し、卒業後のキャリアを具体的にイメージできるよう認識を深める広報活動を行う。また、女子学生や留学生の一層の確保へ繋がる取組を含め組織的・戦略的に展開するとともに入学志願者の受験上の利便性を考慮した制度や志願者個々の特性に応じた合理的配慮に対応できる体制の充実を図ることによって、十分な資質、意欲と能力を持った入学者を確保する。

（2）教育課程の編成等

Society 5.0 で実現する、社会・経済構造の変化や技術の高度化、デジタル人材育成、地域課題解決等の社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成するため、51校の国立高等専門学校が有する強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を行う。その際、多様な分野との連携を図るとともに、産業界のニーズに応える語学力や異分野理解力、リーダーシップ、マネジメント力、アントレプレナーシップ（起業家精神）等を備え、グローバルに活躍しうるエンジニアを育成する等、高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、国立高等専門学校における教育課程の不断の改善を促すための取組をさらに推進する。

このほか、全国的なコンテストや海外留学、ボランティア活動など、「豊かな人

間性」の涵養を図るべく学生の様々な体験活動の参加機会の充実に努める。

(3) 多様かつ優れた教員の確保

高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流や民間人材の積極的な活用を進める。

また、高等専門学校教員に相応しい資質・能力習得を目的とした体系的な研修等の組織的な実施(ファカルティ・ディベロップメント)や優秀な教員の表彰を継続し、教員の教育研究力の継続的な向上に努める。

(4) 教育の質の向上及び改善

国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化、各高等専門学校の特色ある教育内容・教育手法の相互活用といった、スケールメリットを活かした教育の質の向上に向けた取組を行うとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育の質保証をさらに強化する。また、社会ニーズを踏まえてモデルコアカリキュラムを見直しつつ、国立高等専門学校における教育の質保証に取り組む。

また、各国立高等専門学校 においては変化する社会ニーズに加え、各地域におけるニーズ等を踏まえた特色ある教育の強化を図る。

さらに、学校教育法第 123 条において準用する同法第 109 条第 1 項に基づく自己点検・評価や同条第 2 項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。

実践的・創造的技術者を育成するため、産業界等との連携体制の強化を進め、地域や産業界等が直面する課題の解決や新たな価値・産業の創出を目指し、地域産業の持続的成長を支える専門人材の育成に取り組むほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の育成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により高等専門学校教育の高度化を推進する。

(5) 学生支援・生活支援等

中学校卒業直後の若年層の学生を受入れ、かつ、約 4 割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、修学上の支援に加え、進路選択や心身の健康等安心安全な生活上の支援を充実させる。また、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させ、さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。

【重要度：高】

本法人は学校教育法第一条に定める学校を設置する唯一の独立行政法人であり、法人の設置目的に鑑み、「教育に関する目標」の重要度を高く設定することが適当である。今後、Society 5.0をはじめとする社会変革に対応するとともに、海外で活躍できる技術者を育成することは、本法人において重要な業務である。

【評価指標】

- 3. 1-1 入学者の状況
- 3. 1-2 カリキュラム編成の状況
- 3. 1-3 教員構成の状況
- 3. 1-4 学生の学習状況や満足度等の状況、カリキュラム編成の状況
- 3. 1-5 学生の就職状況

【目標水準の考え方】

3. 1-1 少子化が進む状況においても、多様かつ優秀な学生を確保することができたか、少子化率、現在の入学志願倍率（第4期中期目標期間の平均志願倍率：1.61倍）、入学者における女子学生比率（第4期中期目標期間の平均：本科…23.97%）等を参考に判断する。

3. 1-2 各国立高等専門学校のカリキュラムの編成状況及び実施状況について、モデルコアカリキュラム(MCC plus 含む)に対応した科目割合の状況を踏まえ判断する。

3. 1-3 教員の取得学位、実務家教員、女性教員、外国人教員、若手教員、他機関とのクロスアポイントメントを活用した教員等の比率（第4期中期目標期間のうち、実績が明らかになっている2019～2022年度の新規採用者における実務家教員の平均割合：41%）を参考に判断する。

3. 1-4 学生の学習時間調査や卒業時の満足度調査等の調査を実施し、その結果を参考に判断する。また、各国立高等専門学校のカリキュラムの編成状況及び実施状況について、モデルコアカリキュラム(MCC plus 含む)に対応した科目割合の状況を踏まえ判断する。（再掲）

3. 1-5 学生の就職状況（第4期中期目標期間のうち、実績が明らかになっている2019～2022年度の平均就職率：本科…99%、専攻科…99%）を参考に判断する。

3. 2 社会連携に関する目標

各国立高等専門学校が立地している地域の特性を踏まえた産学連携を活性化さ

せ、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、国立高等専門学校における共同研究などの成功事例等を地域社会に還元し、広く社会に公開する。

地域共同テクノセンター等を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。

また、理工系人材の拡充や社会人のスキルや知識の再習得が求められている中で、国立高等専門学校が蓄積してきた人材育成の経験を活かし、地域の小中学生及び社会人の学びの支援に関する取組を推進する。

【評価指標】

- 3. 2-1 共同研究・受託研究の受入状況
- 3. 2-2 国立高等専門学校における地域連携等に係る取組

【目標水準の考え方】

3. 2-1 企業との共同研究を通じた教育は、国立高等専門学校における実践的な教育の一例であることから、地元企業をはじめ、外部機関との連携状況として、共同研究や受託研究の受入状況を参考に判断する。

3. 2-2 地域連携の取組や学生活動等、国立高等専門学校における様々な取組を参考に判断する。

3. 3 国際交流に関する目標

各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、「日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）」の正しい理解を得つつ、我が国教育への裨益を重視し、海外における日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）の導入支援と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。

学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れの推進を図り、国立高等専門学校のオンキャンパス国際化を通じて、グローバルに活躍しうるエンジニアの育成を推進する。

学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組みつつ、国際交流の中で優秀な留学生を適切に受け入れる。

【評価指標】

- 3. 3-1 学生の海外活動の実施状況
- 3. 3-2 在校生における外国人留学生比率の状況

【目標水準の考え方】

- 3. 3-1 海外留学や海外インターンシップ等の海外活動を経験した学生の割

合（第4期は新型コロナウイルス感染症の影響により、海外渡航ができない期間があったことから第3期中期目標期間中の平均値：本科…4.3%、専攻科…12.9%）を参考に判断する。

3.3-2 在校生に占める外国人留学生の割合（第4期は新型コロナウイルス感染症の影響により、海外渡航ができない期間があったことから第3期中期目標期間中の平均値：本科…0.92%、専攻科…0.33%）を参考に判断する。

4. 業務運営の効率化に関する事項

4.1 一般管理費等の効率化

高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費を含む人件費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費及びその他業務経費について、1%の業務の効率化を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

4.2 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

4.3 契約の適正化

業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。

さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。

4.4 情報通信技術を活用した業務の効率化

学生等に対するサービスの提供や教職員の負担軽減及び業務効率化の観点から、デジタル・トランスフォーメーションの活用等に取り組む。その際、「6.3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて」を踏まえ適切な整備及び管理を行う。

5. 財務内容の改善に関する事項

5. 1 戦略的な予算執行・適切な予算管理

理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、透明性・公平性を確保しつつ、各国立高等専門学校の学生生活動、外部資金獲得状況等及び学校運営状況に応じた戦略的な予算配分に取り組む。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

5. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加

社会連携活動の推進等を通じた外部資金等自己収入の在り方を検討するとともに、その拡充を図ることにより、財政基盤を強化する。

6. その他業務運営に関する重要事項

6. 1 施設及び設備に関する計画

各国立高等専門学校について、施設等の老朽化や高等専門学校教育の高度化、国際化等の課題に的確に対応するため、老朽改善整備を迅速かつ着実に実施しつつ、安全・安心な教育環境の確保や災害に強いキャンパスづくり、高等専門学校教育の高度化・国際化への対応、SDGs等への対応を計画的かつ重点的に進めていく。

また、各国立高等専門学校の特色を踏まえた、入学志願者や在校生にとっても魅力あるキャンパス環境を形成する。

6. 2 人事に関する計画

全国に51ある国立高等専門学校を設置する法人としての特性を踏まえつつ、理事長のリーダーシップのもと、教職員の業務の在り方を見直すとともに、人員の適正かつ柔軟な配置が可能となるよう、教職員のキャリアパスやダイバーシティ等に配慮した人事マネジメント改革に取り組む。

高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人教員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流を進める。(再掲)

教職員の資質の向上のため、国立大学法人などとの人事交流を積極的に行うとともに、必要な研修を計画的に実施する。

6. 3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル

大臣決定) にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。

6. 4 内部統制の充実強化

理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現する。また、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重しつつ、機構が実施する各種会議、その他主要な会議や研修等を組織的・効率的に実施することにより、法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化する。これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。

(別添) 国立高等専門学校機構に係る政策体系図

主な政府方針

- ◆ 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）
 - ・ 高等専門学校における教育の充実、高度化
 - ・ 国際化に取り組む高等専門学校等への重点的な支援、日本型教育の海外展開
 - ・ 社会的要請が高いデジタル等の分野における技術者養成 等
- ◆ デジタル田園都市国家構想戦略（令和4年12月23日閣議決定）
 - ・ 地域の専門人材の育成。高等専門学校のシーズを地域の大学や地元企業が活用。
 - ・ 地域課題の解決や地域産業の持続的成長を推進。
 - ・ 高等専門学校の高度化により、これらを担う人材を育成する。 等

国立高等専門学校機構法

機構の目的

第三条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、別表の上欄に掲げる高等専門学校（以下「国立高等専門学校」という。）を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

国立高等専門学校機構が果たすべき役割

- ・ 国立高等専門学校の設置・運営と実践的・創造的技術者の養成、積極的な高専の魅力発信
- ・ 社会構造・産業構造の変化に応じた技術者教育の高度化・国際化
- ・ 我が国特有のユニークな教育制度である日本型高等専門学校教育制度（KOSEN）の導入支援
- ・ 国立高専の強み・特色の伸長を支援するマネジメント体制の強化

＜国立高等専門学校機構＞（＜高専機構＞）の使命等と目標との関係

（使命）

職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図る。

（現状・課題）

◆強み

- ・全国に51の国立高専を設置し、1法人としてのスケールメリットを有している。
- ・学生の進路は、就職希望者の就職率はほぼ100%であり、全体の約6割の学生が就職、約4割はより高度な知識と技術を修得するために専攻科進学又は大学へ編入学するなど多様。

◆弱み・課題

- ・高専について一般的な認知度が未だ低い。
- ・各高専におけるマネジメントの効率化の継続実施
- ・入学志願倍率が1.74倍から今期は1.61倍と減少。
- ・社会ニーズを踏まえた、特色ある教育カリキュラムの強化 等

（環境変化）

○新型コロナウイルス感染症の影響で、学生の学修機会が失われる恐れがあり、遠隔授業と対面授業のハイブリッドによる授業等、学生の学びを止めない対応に迫られた。

○学生の海外渡航、留学生の受入れに影響があり、現地で実体験ができる機会が減少しているため、オンラインの活用等による同様の教育効果を発揮する工夫が必要。

○世界的に高専教育システムが評価され、KOSEN 教育システムの海外支援を進めている。これまでのモンゴル・タイ・ベトナム以外の外国への導入支援の対応が求められている。

（中期目標）

- 機構の51 高専マネジメント体制の強化、全教職員のFD・業務改善等の継続実施。
- 高専の特性や魅力を伝える広報活動の強化、女子学生を含めた高専への入学者の確保。
- デジタル人材育成、地域課題解決等の社会・産業・地域ニーズ等を踏まえた教育の質の向上及び改善。
- 海外で活躍できる技術者育成のため高専生の海外派遣・高専の国際化の推進。KOSEN 教育システムの導入支援。

独立行政法人労働者健康安全機構第5期中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和6年〇月〇日
厚生労働大臣 武見 敬三

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

機構は、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）第3条の規定に基づき、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的の下、「勤労者医療の充実」、「勤労者の安全向上」及び「産業保健の強化」を理念に法人運営を行っている。

我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、職場においては、労働者の高年齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向となっており、疾病の予防から診断、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の総合的な取組（以下「勤労者医療」という。）の重要性が高まっている。特に治療と仕事の両立支援については、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）及び「第4期がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）の評価指標一覧において、機構が実施する両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が新たな指標とされたところである。

労働災害発生状況については、労働災害による死亡者数こそ減少しているものの、労働災害による休業4日以上死傷者数は、ここ数年増加傾向にある。また、労働者の高年齢化や第3次産業への就労者の増加に伴い、労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」などの労働災害が増加していることや、中小事業場等における安全対策の遅れ、令和4年5月の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）等の改正による事業場における化学物質の自律的管理規制への対応などが課題となっており、国が第14次労働災害防止計画（令和5年3月27日公示）に基づく施策を推進していく上で、国と機構との連携が非常に重要なものとなっている。

産業保健については、引き続き中小事業場における産業保健活動への支援とともに、女性労働者の増加に伴う職場における女性の健康増進等の産業保健上の対応及び個人事業者の増加への対応が課題となっている。さらに、国民の利便性等向上のためのデジタル社会の実現に向けて、手続のオンライン化、関係機関との情報連携及びデジタル技術を活用した新たな事業展開が求められるとともに、それを担うデジタル人材の育成・確保も課題となってい

る。

このような状況の下、機構は、勤労者医療の拠点として労災病院の安定的な経営を確保し、勤労者医療を充実させるとともに、労働災害の防止、労災疾病等に係る研究について、行政政策に反映される研究を進め、勤労者の安全向上に取り組み、さらに、個人事業者なども含め多様な働き方に対応した産業保健活動への支援を推進することにより、労働者の安全及び健康の確保並びに労働者の福祉の増進に係る取組を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(別紙1) 政策体系図

(別紙2) 一定の事業等のまとめ

(別紙3) 法人の使命等と目標との関係

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 勤労者医療及び地域医療における役割の推進

労災病院は、「勤労者医療の充実」に向け、疾病の予防から診断、治療及び職場復帰を含む治療と仕事の両立支援までの一貫した取組を推進するとともに、地域社会における保健活動及び産業保健活動と連携しつつ、得られた知見や好事例を他の医療機関に情報提供すること。

また、大規模労働災害や新興感染症（再興感染症を含む。以下同じ。）等への対応、地域医療への貢献等に取り組むこと。

(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供

労災病院が行う勤労者医療について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携の下、先導的に実施するとともに、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させること。

また、アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が困難な疾病や、脊髄損傷については、機構内の複数の組織が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）や労災疾病等に係る研究の結果を共有しつつ、積極的に医療を提供すること。特に、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応する

とともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及及び向上を積極的に図ること。

(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応

労災病院において、大規模労働災害や新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に速やかに対応できるよう、可能な限り体制を確保すること。

特に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の改正を踏まえ、感染症発生・まん延時には、各都道府県知事からの指示を受け、病床の割り当て等に係る協定にのっとり対応を行うとともに、厚生労働大臣からの要請があった場合には、可能な限り県境を越える医療人材の広域派遣を行うこと。

(3) 地域医療への貢献

労災病院において、都道府県が策定する第8次医療計画や医療圏ごとの特性などを踏まえ、効果的な地域医療連携を推進すること。

なお、地域の医療機関との連携に当たっては、地域の医療ニーズの分析や関係機関との調整など機構本部が必要に応じて支援を行うこと。

北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合について、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意」（令和3年7月）及び「岩見沢市新病院建設基本計画」（令和4年9月）を踏まえ、同労災病院が長年にわたって担ってきたじん肺分野の医療に配慮しつつ、関係者と協議の上、適切に措置できるよう検討を進めること。

(4) 医療情報の ICT 化の推進

労災病院においては、医療の質の向上と効率化を図るため、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき政府が進める医療分野でのDX（デジタルトランスフォーメーション）の各取組に率先して取り組む等、医療情報のICT化の一層の推進を図ること。

また、研究等に診療情報、臨床試験のデータ等を利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（令和5年5月31日付け産情発0531第1号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知別添）に基づく運用管理を図ること。

(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実

労災病院において、国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。

(6) 治験の推進

各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより労

災病院における治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことで、新医薬品等の開発促進に貢献すること。

(7) 産業医等の育成支援体制の充実

労災病院において、多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持及び向上のための育成支援体制の充実を図ること。

(8) 労災病院ごとの目標管理の実施

労災病院において、機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各労災病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その結果を業務実績等報告書において明らかにすること。

(9) 行政機関等への貢献

労災病院に所属する医師等は、国が設置している審議会、検討会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。

【指標】

- ① 患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である患者紹介率 76%以上、逆紹介率 63%以上を毎年度確保すること。
- ② 地域で求められる救急医療提供の役割を果たすため、地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率 70%以上を毎年度確保すること。
- ③ 患者満足度調査において全病院平均で毎年度 80%以上の満足度を確保すること。
- ④ 治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）を、第 5 期中期目標期間中 2 万 2,000 件以上確保すること。
- ⑤ 全ての労災病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受けること。

【目標設定の考え方】

- ① 患者紹介率については、目標設定のベースとなる第 4 期中期目標期間のほとんどが特殊要因（コロナ禍）の影響を受けていたため、目標値は第 4 期中期目標と同水準の 76%以上とし、逆紹介率についても同様に、63%以上とした。
- ② 救急搬送応需率については、令和 4 年度実績（69.8%）を踏まえ、70%以上とした。
- ③ 患者満足度については、第 4 期中期目標と同様の水準の 80%以上とした。
- ④ 治験症例数（製造販売後・市販後調査を含む。）については、第 4 期中期目標期間中は特殊要因（コロナ禍）の影響を受けていたため、目標値は第 3 期中期目標期間である

平成 26 年度から平成 30 年度までの実績（毎年度平均 4,470 件）を踏まえ、2 万 2,000 件以上とした。

- ⑤ 各労災病院において医療の質を更に向上させるためには、病院機能評価等の第三者評価の受審や臨床評価指標の活用を通して、院内の体制を絶え間なく改善していく必要があることから、病院機能評価等の第三者評価の認定を良質な医療の提供を測る指標として設定した。

【重要度：高】

我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、職場においては、労働者の高齢化が進展するとともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向となっており、労災病院が担う勤労者医療の重要性が高まっているため。

【困難度：高】

労災病院が勤労者医療の中核的な拠点として先進的な取組を行うとともに、大規模労働災害や新興感染症等の発生時には、公的な医療機関として臨機応変かつ機動的な対応が求められる。また、地域における人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対応するため、地域から求められる役割に応じつつ、効率的な病院運営を行うことは困難度が高い。

2 治療と仕事の両立支援の推進

労働人口の約 3 人に 1 人が何らかの疾病を抱えながら働いており、がんの診断を受けた就業者の約 2 割が退職・廃業し、そのうち約 6 割が初回治療までに退職・廃業するなど治療と仕事の両立が重要な課題となる中、機構は、治療と仕事の両立支援に従前から取り組み、実践的な経験・情報を有していることから、一般医療機関における取組を先導していくことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。

(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進

労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対して診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場復帰を念頭に置きながら対応するとともに、両立支援コーディネーター等を活用し、患者へのきめ細かな支援を行うこと。

また、労災病院以外の医療機関の患者に対しては、産業保健総合支援センターが両立支援コーディネーター等を活用しつつ、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、労働者（患者）への支援を推進すること。

両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供の在り方について検討を行うこと。

治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルについて、治療就労両立支援センター等において新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、労災保険指定医療機関等及び事業場に普及すること。

両立支援の周知・広報活動について、積極的に実施していくこと。

北海道中央労災病院の統合に伴い、北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを廃止し、横浜労災病院治療就労両立支援センターを設置すること。

(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援

産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応及び③労働者と事業場との間の個別調整支援について、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る対応も含め、円滑かつ適切に実施すること。

なお、産業保健総合支援センターは、労災病院又は治療就労両立支援センターと連携をした上で、企業等に対する支援を実施すること。

(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

治療と仕事の両立支援を推進するに当たり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルヘルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図るための研修（事例検討会等）を実施すること。

また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。

【指標】

- ① 支援した雇患者の件数を年間1,200件以上とすること。
- ② 支援した雇患者にアンケートを行い、90%以上から満足であった旨の評価を得るとともに、必要に応じてアンケートの結果を治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルに反映させること。
- ③ 全都道府県の産業保健総合支援センターで事例検討会を行った上で、参加者へのアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得ること。
- ④ 両立支援コーディネーター基礎研修及び事例検討会にメンタルヘルス不調に係る内容を拡充し、両立支援コーディネーターの更なる実践能力の向上を図ること。

【目標設定の考え方】

- ① 支援した罹患者については、令和元年度～4年度の年間平均実績 1,238 件を踏まえ、年間 1,200 件以上とした。
- ② 支援した罹患者の満足度については、令和元年度～4年度の平均実績 94.3%を踏まえ、90%以上とした。
- ③ 事例検討会の有用度については、当該有用度の調査を第4期中期途中に開始したところであり、過去2年の実績を参考に80%以上とした。(参考)令和3年度80.9%、令和4年度94.0%
- ④ メンタルヘルス対策の推進は第5期中期目標期間から更に強化する取組であり、目標として設定した。

【重要度：高】

職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増えており、また、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」及び第4期がん対策推進基本計画の評価指標として両立支援コーディネーターの基礎研修の受講者数が盛り込まれるなど治療と仕事の両立支援の重要性が高まる中、企業の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、企業、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することは重要であるため。

【困難度：高】

治療と仕事の両立支援を推進するためには、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があることから困難度が高い。特に、経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知不足という様々な課題がある中で、両立支援コーディネーターを育成し、治療と仕事の両立に向けた取組を社会全体に広げていくことは困難度が高い。

3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等

重度の障害を負った被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター（分院である北海道せき損センターを含む。以下同じ。）においては、効率的・効果的な運営に努めること。

医療リハビリテーションセンターにおいては、診断・治療開始時から日常生活復帰を経て職場復帰につながった事例を収集・分析し、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。また、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発・普及に取り組む

こと。

総合せき損センターにおいては、これまでの知見を生かしつつ、脊髄損傷の高度専門病院として地域のみならず広域の救急搬送にも対応し、初期治療から社会復帰までの一貫した医療を行うとともに、脊髄損傷治療の質の向上に資する最新の治療の研究等への協力を行うこと。

【指標】

- ① 医療リハビリテーションセンターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。
- ② 総合せき損センターにおいて、職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保すること。
- ③ 患者満足度調査（入院）において全施設平均で80%以上の満足度を確保すること。

【目標設定の考え方】

- ① 医療リハビリテーションセンターにおける職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合については、第4期中期目標と同様の水準の80%以上とした。
- ② 総合せき損センターにおける職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合については、第4期中期目標と同様の水準の80%以上とした。
- ③ 患者満足度調査（入院）については、労災病院における満足度の第4期中期目標と同様の水準の80%以上とした。

4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等

- (1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進
労働安全衛生分野の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を生かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。

一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要があることから、行政課題を踏まえて、次に掲げる研究業務を確実に実施すること。

ア プロジェクト研究

第14次労働災害防止計画で示された行政課題を踏まえ、以下の視点を踏まえた研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。

- ① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点
- ② 労働者（中高年の女性を中心）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進の視点

- ③ 高齢労働者の労働災害防止対策の推進の視点
- ④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑤ DXの進展を踏まえた安全衛生対策の推進の視点
- ⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進の視点
- ⑦ 労働者の健康確保対策の推進の視点
- ⑧ 化学物質等の危険性・有害性に基づく健康障害防止対策の推進の視点
- ⑨ 化学物質対策における事業場の自律的な取組の促進の視点

研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。

イ 協働研究

機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。

研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、機構が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。

ウ 基盤研究

国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。

エ 行政要請研究

厚生労働省からの要請等に基づく、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。

オ 労災疾病等研究

労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。

- ① 職業性疾病等の原因、診断及び治療
- ② 労働者の健康支援
- ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化

なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災保険指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。

カ 過労死等に関する調査研究等

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)を踏まえ、労働安全衛生総合研究所内に設置した過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。

過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研

究及び過労死等防止対策支援ツールの開発を確実に実施すること。

キ 放射線に関する調査研究等

東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者について、現況を調査し、国のデータベースも活用しながら健康相談や保健指導等を行うとともに、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を実施すること。

(2) 研究の実施体制等の強化

ア 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。

イ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。

ウ 自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。

エ 化学物質の危険性及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための研究及び試験、化学物質の危険性、有害性及び予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施すること。

オ 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備、活用等に取り組むこと。

(3) 国際貢献、海外への発信

労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。

(4) 研究評価の厳正な実施と評価結果の公表

研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳正に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。

(5) 研究成果の積極的な普及・活用

労働者の安全及び健康に対する研究成果やモデル医療法、モデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。

ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知及び国内外の労働安全衛生に関する基準の制定、改正等に積極的に貢献すること。

イ 調査及び研究の成果並びにモデル医療法、モデル予防法等の成果については、原則と

してホームページに掲載し、労働者の安全及び健康に関する調査及び研究の成果については、安全衛生技術講演会等で広く周知すること。

ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。

(6) 労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知

労働者死傷病報告のデータを労働安全衛生総合研究所において効率よく統計処理し、災害原因等の要因解析を行うこと。

安全衛生の取組の効果について、事業者の納得性を高めるため、科学的根拠に基づき労働災害防止対策の有効性を証明するとともに、災害原因等の安全衛生に関する研究成果等の情報発信について、「職場のあんぜんサイト」を活用するなどにより強化すること。

(7) 化学物質の自律的管理への支援

労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターにおいて、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）分類、モデル SDS（モデル安全データシート）の作成、化学物質による労働災害の分析及び皮膚等障害防止のための保護具の性能評価方法・選択手法の調査、さらに、それらの情報をインターネットを通じて発信することにより、事業場における化学物質管理の支援を行うこと。

また、小規模事業場（労働者 50 人未満の事業場。以下同じ。）における化学物質管理に係る取組の支援や業種別マニュアルの作成支援等を行い、事業場の自律的な化学物質管理を支援すること。

【指標】

- ① 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について、平均点 3.5 点以上の評価を得ること（成果ごとに、5 点（優れている）、4 点（やや優れている）、3 点（概ね妥当である）、2 点（やや劣っている）、1 点（劣っている））。
- ② プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の 80%以上について、厚生労働省から「政策効果が期待できる」との評価を受けること。
- ③ 法令等の制定、改正等への貢献の件数は、50 件以上とすること。
- ④ 安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点 2.0 点以上の評価を得ること（3 点（大変有意義）、2 点（有意義）、1 点（あまり有意義ではない）、0 点（有意義でない））。

【目標設定の考え方】

- ① 研究成果の評価点数については、研究という性格上努力したとしても必ずしも当初想定した結果につながらないものも一定数存在し、第4期中期目標期間の目標3.25点は妥当と考えるが、より高い評価を目指すため3.5点以上とした。
- ② 研究成果が政策に反映されるかは、社会情勢の変化等により研究開始前の想定と異なる状況となり得ることも踏まえると、第4期中期期間の目標80%以上は妥当と考えられるため、80%以上とした。
- ③ 法令等の制定、改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、第4期中期目標期間中の目標水準であった年10件は妥当と考えられるため、年10件とした。
- ④ 第5期中期目標期間から開始する指標であるが、安全衛生技術講演会有意義度調査において、平均点2.0点（有意義）以上の評価を得ることとした。

【重要度：高】

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。

労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。

5 労働災害の原因調査の実施

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2の規定に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。

また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。

さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況及び企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表を積極的に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。

【指標】

災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元への評価調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得ること（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。

【目標設定の考え方】

今後、発生原因を特定できない複雑な労働災害や現在在籍している職員では対応できない労働災害なども一定の割合で発生することも想定されることを踏まえると、第4期中期目標期間の目標2.0点以上は妥当と考えられるため、2.0点以上とした。

6 化学物質の有害性調査の実施

化学物質に係る危険性・有害性の情報伝達とリスクアセスメントの実施に資するため、労働安全衛生総合研究所において有害性調査を実施する体制を整備すること。

短期の吸入試験及び経皮試験を中心に、国際的な基準であるOECDガイドライン等に基づき、有害性調査を実施するなど、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。

また、試験の実施に当たっては、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定を行うこと。加えて、短期ばく露試験法をはじめとした試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組むこと。

さらに、有害性調査の成果の普及については、積極的に論文等として公表するとともに、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めること。

【指標】

- ① OECDガイドライン等に基づき試験を円滑に実施すること。
- ② 試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究を行い、論文等として公表すること。

【目標設定の考え方】

- ① 第5期中期目標期間中に研究室の移転等を行い新たな試験環境を整え、OECDガイドライン等に基づく試験を円滑に実施することとしていることから、目標として設定した。
- ② 有害性試験の迅速化・効率化等が求められることから、第5期中期目標期間中に試験の迅速化・効率化等を図るための調査及び研究に取り組む予定であり、目標として設定した。

7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供

働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。

特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）や第14次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対

策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供及び事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。

(1) 産業医及び産業保健関係者への支援

ア 産業医の資質向上のための研修の実施

産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける産業医研修を実施すること。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施

産業保健関係者が、それぞれの専門において実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業現場のニーズを踏まえ、産業保健総合支援センターにおける研修を実施すること。

その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。

ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備

産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおいて、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を整備した上で、効果的に運用すること。

(2) 事業場における産業保健活動の支援

ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施

事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、産業保健総合支援センター等において国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。

特に、メンタルヘルスに係る研修の拡充により労働者や管理監督者のリテラシー向上を図るとともに、働く女性の健康支援に関する研修を拡充し、女性特有の健康課題に係る理解と事業場における対応の促進を図るほか、新たに事業者等向けに化学物質管理に係る研修を実施すること。

イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施

産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。

また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の改正による、全ての危険性・有害性を有

する化学物質を対象とする新たな化学物質規制について、産業保健総合支援センターの産業保健相談員として委嘱した労働衛生コンサルタント等が相談に応じられる体制を整備した上で、効果的に運用すること。

地域産業保健センターにおいては、産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。

ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実

真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めないこと。

また、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。

エ 個人事業者等に対する支援体制の充実

産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加え、必要な研修や情報発信を行うこと。

また、地域産業保健センターで行う各種支援について、労災保険に特別加入している個人事業者等も加えること。

オ 事業主団体等の取組支援

商工会、商工会議所、事業協同組合等のほか、労災保険の特別加入団体と連携し、事業主団体等における産業保健活動に対する助成等の支援を行うこと。

(3) メンタルヘルス対策の推進

事業場におけるメンタルヘルス対策（メンタルヘルス不調者への復職支援の強化を含む。）をより一層進めるため、メンタルヘルス対応の専門的な知識・経験を有する産業医、心理職、保健師の配置拡大等、産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る支援体制を整備すること。

また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実施が効果的であるので、産業保健総合支援センター等におけるメンタルヘルス対策に係る支援の実施に当たっては、この点に配慮すること。

さらに、産業医等の産業保健関係者を対象として、メンタルヘルス対策に係る専門的研修を強化する等、支援の充実に努めること。

(4) 産業保健活動総合支援事業の利用促進

ア 産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等

これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、機構本部等は、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果

を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。

また、労働基準監督署と連携して、地域産業保健センターに配置されているコーディネーターを中心に域内における新規利用者の活用促進に取り組むこと。

イ インターネットの利用等による情報発信

インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等について情報発信を進めること。

【指標】

- ① 専門的研修等を年間 5,300 回以上実施すること。
- ② 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける相談対応件数は、年間で計 13 万件以上とすること。
- ③ 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数は、年間で計 3,000 件以上とすること。
- ④ 研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を 90%以上確保すること。
- ⑤ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち 80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。

【目標設定の考え方】

- ① 専門的研修等については、令和元年度～4年度の平均実績年 4,832 回のところ、令和2年度はコロナ禍の影響を大きく受けたため、令和2年度を除いた平均実績は年 5,225 回であることから、第4期中期目標と同様の水準の年 5,300 回以上とした。
- ② 相談対応件数については、第4期中期目標が年 12 万 2,600 件であったところ、令和元年度～4年度の年間平均実績年 13 万 2,987 件を踏まえ、年 13 万件以上とした。
- ③ メンタルヘルス対策に係る個別訪問支援件数については、令和4年度実績 (3,125 件) を踏まえ、3,000 件以上とした。
- ④ 研修又は相談の利用者からの有益であった旨の評価については、令和元年度～4年度の平均実績が研修：94.3%、相談：95.9%であり、第4期中期目標の指標である 90%以上と大きく乖離^{かい}していないことから、第4期中期目標と同様の水準の 90%以上とした。
- ⑤ 具体的な改善事項がみられる割合については、令和元年度～4年度の平均実績 82.9%であり、第4期中期目標の指標である 80%以上と大きく乖離^{かい}していないことから、第4期中期目標と同様の水準の 80%以上とした。

【重要度：高】

中小事業場に対するメンタルヘルス対策支援の強化、化学物質の自律的な管理に係る

支援のほか、今まで産業保健活動総合支援事業の対象としていなかった個人事業者への対応など、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。

【困難度：高】

小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、困難度が高い。

また、疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、困難度が高い。

8 未払賃金の立替払業務の着実な実施

(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償

審査を適正に行うとともに、効率化を図るほか、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

(3) 未払賃金立替払請求等のシステム化

デジタルガバメントの実現に向けて、現在文書での提出を求めている未払賃金立替払の請求について、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、2025（令和7）年度末までにオンライン化に向けて調整するとともに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、機構が保有する未払賃金立替払システムと情報連携ができるよう、可能な限り令和7年度末までにシステム改修を行い、利用者の利便性向上を図ること。

【指標】

請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内とすること。

なお、未払賃金立替払請求等がオンライン化された際には、審査の実施状況等を踏まえ、更なる期間短縮を図るとともに、必要があれば指標を変更すること。

【目標設定の考え方】

令和4年度から倒産件数が増加傾向で推移し、それに伴い立替払処理件数も増加している。令和5年度上半期の立替払処理件数は令和4年度上半期と比べて2.3倍、請求から支払までの期間も19.3日となっている。国際情勢、物価高、人手不足など企業を取り巻く環境は厳しく、労働者の生活の安定を図るためのセーフティネットとして、今後更に立替払請求件数が増加する可能性があるが、第4期中期目標の「請求から支払までの期間：20日以内」を引き続き堅持する。

【重要度：高】

この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。

9 納骨堂の運営業務

高尾みころも霊堂が、労働災害で亡くなられた方々の慰霊の場としてふさわしい環境になるよう、適切な管理・運営を行うこと。

IT技術を活用することにより、来堂できなくても疑似体験できるような新たなシステムを構築すること。

【指標】

来堂者、遺族等の満足度調査で、平均点3.0点以上を得ること。

【目標設定の考え方】

満足度調査について、第4期中期目標では「満足」とした者の割合（量的な観点）で見ていたものを変更し、質的な観点からも見るような点数化することとし、全体的な評価が「満足」だった場合の点数（3点）を目標値とする（アンケート指標「非常に満足」4点、「満足」3点、「不満足」2点、「非常に不満足」1点とする。）。

【重要度：高】

我が国の経済社会の発展と豊かさは、様々な産業で働いてきた方々のたゆみない尽力により築かれたものであり、この発展と豊かさの陰に、労働災害によって失われた尊い生命が数多くあることは忘れてはならない。高尾みころも霊堂は、合祀慰霊式の開催も含め、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊の場であるとともに、合祀慰霊式において労働災害の根絶に向けた取組を誓う場であることから、霊堂の適切な管理・運営は非常

に重要な事業である。

10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和3年法律第74号）に基づく給付金等の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

評価に当たっては、支払件数、支払に要した期間及び個人情報の取扱いに関する規程等の整備状況を勘案し評価を実施する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 業務の合理化・効率化

機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。

また、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）に基づく医師の働き方改革への取組を着実に実施すること。

2 機動的かつ効率的な業務運営

理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分、人員配置等を弾力的に行えるよう機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。

3 業務運営の効率化に伴う経費節減等

(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図る。

特に、一般管理費については、従前にも増して経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。

また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、第4期中期目標期間の実績（特殊要因を除く。）の平均を超えないものとする。

(2) 適正な給与水準の検証・公表

機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。

(3) 契約の適正化

契約については、原則として一般競争入札等を行うこととし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

イ 一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。

ウ 監事及び会計監査人による監査並びに契約監視委員会を通じて、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

エ スケールメリットを生かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率化を図ること。

4 情報システムの整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

【指標】

運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要の計上を必要とする経費を除き、第5期中期目標期間の最終年度において、令和5年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費（専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除く。）については5%程度を、それぞれ中期計画予算において削減する。

【目標設定の考え方】

第4期中期目標と同様の水準を目標として設定した。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

1 労災病院の経営改善

(1) 地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化

各労災病院について、支出の抑制及び収益の確保を図ることはもとより、今後の地域における人口・疾病構造の変化等を踏まえ、地域の医療ニーズにより適合した病院となるよう、診療体制や病床数など病院機能の見直し、合理化を図ること。

(2) 独立行政法人国立病院機構等との連携

全ての労災病院においてコストの削減を図るため、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等との医薬品、高額医療機器等の共同購入を実施するなど、公的な医療機関等と連携を行うことで、労災病院の経営改善を図ること。

(3) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。

(4) 医業収入の安定的な確保

安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。

また、医療圏ごとの実情を踏まえ、客観的な指標を設定することで、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。

医業未収金について、発生防止及び回収に引き続き努めること。

2 外部資金の活用等

外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。

また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。

3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施

運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。

4 保有資産の見直し

(1) 保有資産

引き続き、保有資産について、利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断の見直しを行うこと。

(2) 特許権

特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。

【指標】

労災病院の病床利用率を各年度全国平均以上とすること。

【目標設定の考え方】

医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の8の規定による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率については、令和元年～4年の平均値が71.7%であったのに対して、機構の令和元年度～4年度の平均実績が74.2%であり、第4期中期目標の指標である全国平均以上と大きく乖離^{かい}していないことから、病床利用率の実績を全国平均以上とした。

なお、厚生労働省は、評価に際して、感染症の流行による患者数の減少など機構を取り巻く環境の変化により影響を受けるものであることを考慮するとともに、毎年度の財務諸表や業務実績評価等を通じ、そうした環境の変化が経営に与えた影響や、機構の経営改善の取組の成果及び改善状況の把握・分析に努めるものとする。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する事項

(1) 能動的な人事管理

機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。

また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。

(2) 優秀な研究員の確保・育成

研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。

また、任期の定めのない研究員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。

研究員の能力開発を図り、労働者の安全及び健康に関する幅広い知識、関心等を養うため、例えば、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。

(3) 医療従事者の確保

ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保及び定着について強化を図ること。

また、チーム医療を推進するため、特定行為を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。

さらに、機構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。

イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。

ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援に努めること。

(4) 産業保健総合支援センターに従事する職員の育成

事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。

(5) 障害者雇用の着実な実施

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。

2 労働安全衛生融資貸付債権の管理

労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。

3 内部統制の充実・強化等

内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年度計画の進捗状況について点検・検討等の自己評価を行い、理事長のリーダーシップに基づく PDCA サイクルを適切に実施すること。

また、機構の理念について、職員に浸透を図ることにより、職員一人ひとりが機構に与えられた役割を全うできるように努めること。

4 決算検査報告指摘事項への対応

これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。

5 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づく最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

6 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。

7 既往の閣議決定等の着実な実施

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

【指標】

- ① 機構本部主催の職員研修の有益度調査において全研修平均で 85%以上の有益度を得ること。
- ② 看護師国家試験合格率を全国平均以上とすること。

【目標設定の考え方】

- ① チーム医療を推進するため、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種や管理者の育成及び研修を実施することが重要であることから、平成 16 年度～令和 4 年度の研修有益度調査結果の実績値（86.1%）を踏まえ設定した。
- ② 看護師国家試験合格率については、令和元年度～4 年度の全国平均の平均値が 90.4%であったのに対して、機構の令和元年度～4 年度の平均実績が 98.8%であったが、引き続き高水準を維持することとして看護師国家試験合格率を全国平均以上とした。

独立行政法人 労働者健康安全機構 政策体系図

働く人の健康と安全を巡る現状と課題

- 職場における労働者の高齢化の進展とともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向で推移。
- 第3次産業や中小企業における安全対策の遅れ。
- 化学物質に対する事業場における自律的管理規制への対応。
- 女性労働者の増加に伴う職場における女性の健康推進等の産業保健上の対応。
- 働き方の多様化による個人事業主の増加への産業保健上の対応。
- デジタル社会の実現に向けたデジタル技術等を活用した新たな事業展開。

厚生労働省の政策目標

- ① 労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び政策医療を推進すること。
- ② 労働者の健康確保のため、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるよう、労働者の治療と仕事の両立の支援を行うこと。
- ③ 職場における労働者の健康及び安全の確保を図ること。
- ④ 労働者の健康確保を図るため、事業場の産業保健活動を支援すること。
- ⑤ 企業の倒産により、賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者に対する保護措置等を講じ、労働者の生活の安定を図ること。
- ⑥ 労働災害により殉職された方々を慰霊すること。
- ⑦ 特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害の賠償を行うこと。

第5期中期目標期間における労働者健康安全機構の役割

機構理念

勤労者医療の充実

① 労災病院・専門センター事業

- 勤労者医療の推進
- 大規模労働災害、新興感染症等への対応
- 地域医療への貢献
- 重度被災労働者に対する職業・社会復帰の支援

② 治療就労両立支援事業

- 治療や患者支援の推進
- 企業等に対する支援
- 人材育成の推進
(両立支援コーディネーターの養成)

勤労者の安全向上

③ 研究及び試験・労働災害調査・化学物質の有害性調査事業

- 労働安全衛生施策の企画立案に貢献する研究の重点化
- 研究成果の普及・活用
- 化学物質の自律的管理への支援等
- 労働災害の原因調査の実施
- 化学物質の有害性調査の実施

勤労者福祉の向上等

⑤ 未払賃金立替払事業

- 企業の倒産により未払となった賃金の一部を事業主に代わって労働者に立替払を実施

⑥ 納骨堂の運営事業

- 産業災害殉職者の御霊を奉安する霊堂の環境整備
- 産業殉職者合祀慰霊式の実施

産業保健の強化

④ 産業保健活動総合支援事業

- 産業医及び産業保健関係者への支援
- 事業場における産業保健活動の支援
- メンタルヘルス対策の推進
- 産業保健活動総合支援事業の利用促進

⑦ 給付金等の支払業務

- 特定石綿被害建設業務労働者等給付金等の支払業務を実施

独立行政法人労働者健康安全機構
第5期中期目標における「一定の事業等のまとめり」

- 1 労災病院事業（第3-1）
- 2 治療就労両立支援事業（第3-2）
- 3 専門センター事業（第3-3）
- 4 研究及び試験事業（第3-4）
- 5 労働災害調査事業（第3-5）
- 6 化学物質の有害性調査事業（第3-6）
- 7 産業保健活動総合支援事業（第3-7）
- 8 未払賃金立替払事業（第3-8）
- 9 納骨堂の運営事業（第3-9）
- 10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払（第3-10）

(独) 労働者健康安全機構 (JOHAS) の使命等と目標との関係

(使命)

JOHASは、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、労働者の福祉の増進に寄与するという目的としている。

(現状・課題)

◆強み

- 疾病の予防から診断、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等までを担う勤労者医療の提供。
- じん肺、せき損などの労災疾病やアスベスト関連疾患などに対する高度で専門的な医療の提供。
- 行政課題を踏まえた労働安全衛生に係る調査研究。
- 労災病院、労働安全衛生総合研究所、産業保健総合支援センターなど複数の施設の協働による総合的な研究。
- 産業保健に関する高い専門性に加え、中小企業の産業保健活動への支援ノウハウ、経済団体との連携。

◆弱み・課題

- 労災病院の経営改善及び各都道府県が策定する地域医療構想への対応。
- JOHASで実施する研究成果の効果的な広報。
- 中小企業で効果的な産業保健活動を行うための支援体制の充実。

(環境変化)

- 高齢化の進展とともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向で推移している。さらに、令和6年度から第8次医療計画が実施され、公的医療機関等に感染症発生・まん延時に担うべき医療の提供(病床の確保等)が義務付けられる。
- 労働者の高年齢化や第3次産業への就労者の増加に伴い、労働者の作業行動に起因する「転倒」、「動作の反動・無理な動作」などの労働災害が増加している。また、第3次産業や中小事業場における安全対策の遅れや化学物質に対する事業場における自律的管理規制への対応が課題となっている。
- 女性労働者の増加に伴い、職場における女性の健康推進等の産業保健上の対応も増加している。さらに、働き方の多様化による個人事業者の増加への対応も課題である。
- デジタル社会の実現に向けた対応が求められている。

(中(長)期目標)

- 勤労者医療の拠点として、労災病院の安定的な経営を確保し、疾病の予防から医療の提供、治療と仕事の両立支援までの一貫した取組を行うことにより勤労者医療を充実させるとともに、地域医療への貢献及び感染症予防法等の改正を踏まえた対応を行う。
- 作業行動や化学物質を起因とする労働災害の防止、労災疾病等に係る研究について、行政政策に反映される研究を進めるとともに、広く国民の理解に資するよう、積極的で分かりやすい広報活動を通じて、労働者の安全向上に取り組む。
- 産業保健活動について、中小企業や女性への支援を引き続き行うとともに、個人事業者なども含め多様な働き方に対応した産業保健活動への支援に取り組むなど、産業保健に係る対応を強化する。
- 手続のオンライン化、関係機関との情報連携及びデジタル技術を活用した新たな事業展開により利用者の利便性向上を図る。

独立行政法人国立病院機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和 6 年〇月〇日

厚生労働大臣 武 見 敬 三

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

機構は、独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）第 3 条において、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としており、全国 140 の病院を 1 つの法人として運営している。

この政策目的の実現のため、機構においては、全国的な病院ネットワークを活用しながら、重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィー、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある分野（以下「セーフティネット分野」という。）の医療や、5 疾病^{※1} 6 事業^{※2}、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施することにより、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与していく必要がある。

※1 5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患

※2 6 事業…救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）

2 法人の現状と課題

各病院の収支改善を促進するため、診療収入等の増収、経費節減及び医療資源の有効活用を図りつつ、効果的かつ効率的な投資に努める必要がある。関係機関と連携しながら資金の確保に努めるとともに、機構のスケールメリットを生かし、資金の有効活用に努め、必要な施設整備を行うことが求められている。

今後は、生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴

う対応を行いながら、医療、介護、介護予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）の実現に向け、地域における医療機能分化及び連携を更に進め、地域ニーズとのミスマッチの解消や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献することが求められている。さらに、質の高い医療の提供や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や、医療分野のデジタル化を進め、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力が求められている。

3 法人を取り巻く環境の変化

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれている。こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国は地域包括ケアシステムづくりを推進しており、また、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めていく必要がある。

（別添）「政策体系図」、「一定の事業等のまとめ」及び「機構の使命等と目標との関係」

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 診療事業

患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。

（1）医療の提供

患者のニーズ及び提供したサービスの的確な実態把握を行い、患者の目線に立った医療の提供を推進すること。

また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。

さらに、臨床評価指標の効果的な活用を行うとともに、チーム医療の推進やクリティカルパス^{*}の活用促進をすることによって医療の質の向上に努めること。

^{*} クリティカルパス・・・疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画

【指標】

- ① 特定行為を実施できる看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ② 認定看護師の配置数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ クリティカルパスの実施割合を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ④ 診療放射線技師、臨床検査技師のそれぞれにおいて、業務拡大にかかる行為に必要な知識及び技能を修得した職員の割合を、毎年度、前年度より増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 高度な判断能力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の配置は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフティング（業務の移管）、タスク・シェアリング（業務の共同化）にも資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 133 人、令和 2 年度 163 人、令和 3 年度 202 人、令和 4 年度 293 人）

- ② 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する認定看護師の配置は、医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進に資することから、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 1,077 人、令和 2 年度 1,097 人、令和 3 年度 1,109 人、令和 4 年度 1,140 人）

- ③ クリティカルパスの実施は、診療計画及び実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現や医療の質の向上に資するほか、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者満足度を向上させる効果が期待できるため、クリティカルパスを実施している病院における新規入院患者数に占めるクリティカルパスの実施割合を、質の高い医療の提供や患者の目線に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。(過去実績：令和元年度 49.4%、令和2年度 50.1%、令和3年度 50.7%、令和4年度 51.4%)

- ④ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）に基づく、診療放射線技師、臨床検査技師について業務拡大にかかる行為に必要な知識及び技能を修得した者を増加させることは、医師のタスク・シフト／シェアに資するため、医療の質の向上の実績を測る指標として設定する。(過去実績：診療放射線技師 令和5年6月時点 40.9%、臨床検査技師 令和5年6月時点 22.8%)

【重要度：高】

標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」に寄与するものであり重要度が高い。

(2) 地域医療への貢献

2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、新型コロナによる患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、地域に求められる医療に貢献すること。

あわせて、個々の病院について、その機能、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを進めること。

また、地域の医療機関との連携を更に進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。

【指標】

- ① 紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ② 逆紹介率を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ③ 機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ④ 入退院支援実施率を、毎年度、前年度より増加させること。

- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む。）の延べ利用者数を、毎年度、前年度より増加させること。

（指標の設定及び水準の考え方）

- ① 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関から紹介されて来院した患者の割合である紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 77.3%、令和2年度 76.1%、令和3年度 74.6%、令和4年度 75.6%）

- ② 機構の各病院を受診した患者のうち、他の医療機関へ紹介した患者の割合である逆紹介率を、地域の医療機関との連携の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 66.7%、令和2年度 71.9%、令和3年度 70.6%、令和4年度 70.3%）

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 64,211 件、令和2年度 65,153 件、令和3年度 65,741 件、令和4年度 72,003 件）

- ④ 地域包括ケアシステムの拡充においては、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び在宅復帰支援が重要であり、退院困難な入院患者の入退院支援を推進する観点から、入退院支援実施率を、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 28.3%、令和2年度 34.1%、令和3年度 38.9%、令和4年度 43.8%）

- ⑤ セーフティネット分野の医療を提供する病院における短期入所（短期入院を含む。）の延べ利用者数を、重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実績：令和元年度 49,993 人、令和2年度 30,194 人、令和3年度 31,347 人、令和4年度 34,035 人）

【重要度：高】

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれている。こうした中で、国として、2040年を見据えた

地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充を推進しており、機構の個々の病院が、地域医療需要に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

機構の各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは困難度が高い。

（3）国の医療政策への貢献

機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場で貢献できる人材育成、DMAT^{*}事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、必要な施設整備を行うなどにより、中核的な機関としての機能を充実・強化すること。

セーフティネット分野の医療について、引き続き我が国における中心的な役割を果たすこと。

また、特に、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。

エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びHIV感染者を含め、高齢化等の個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き取組を進めること。

新興感染症等への取組については、病院の機能や役割に応じた協定の締結を含めた都道府県との連携により、地域において必要とされる医療を安定的かつ継続的に提供するよう体制の整備を図ること。

このほか、医療分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）による業務の効率化及び医療の質の向上を実現する観点から、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施し、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進めること。

^{*} DMAT…災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team

【指標】

① 災害時における事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を、中期目標期間中

において、全病院で実施すること。

- ② 後発医薬品（バイオ後続品を含む。）の使用割合を、毎年度、数量ベースで85%以上とすること。
- ③ 機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること（再掲）。
- ④ 診療系プラットフォームの参加病院数を毎年度、前年度より増加させること。
また、電子カルテの整備率を、令和12年までに100%とすることを見据え、電子カルテの導入病院数を毎年度、前年度より増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 発災時に必要な医療を提供する体制を維持するためには、各病院の業務を滞りなく継続できる体制構築が重要であり、災害時における事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を、国の危機管理体制への貢献の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、中期目標期間中において、全病院で実施する。（過去実績：令和3年度48病院、令和4年度67病院）

- ② 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）により、政府目標として、後発医薬品の使用割合が2023年度末までに80%以上と定められていることや医薬品の安定供給が課題となっていることから、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、同方針により、政府目標として、後発医薬品の使用割合を2023年度末までに80%にすると定められているが、機構では既に政府目標であった水準を上回っていることから、さらに高い目標として85%とするよう設定する。（過去実績：令和元年度88.7%、令和2年度88.9%、令和3年度89.3%、令和4年度89.6%）

- ③ 地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の利用者数を、在宅医療支援の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度64,211人、令和2年度65,153人、令和3年度65,741人、令和4年度72,003人）

- ④ 政府が進める医療DXに対応可能であり、かつ、サイバーセキュリティ対策にも資する基盤である診療系プラットフォームに参加する病院数について、毎年度、前年度の実績以上とするよう設定する。

第2回医療DX推進本部（令和5年6月2日）において示された「医療DXの推進に関する工程表」により、遅くとも2030年には、概ね全ての医療機関において、必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指すとされている目標を踏まえ、電子カルテの導入病院数について、毎年度、前年

度の実績以上とするよう設定する。(過去実績：電子カルテの導入病院数 令和元年度 116 病院、令和 2 年度 119 病院、令和 3 年度 119 病院、令和 4 年度 120 病院)

【重要度：高】

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に加えて新興感染症等発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材育成を含め災害等発生に備えた地域における中核的な役割を果たす機関としての機能充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要がある。加えて医療DXの推進については、サイバーセキュリティを確保しつつ、医療の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療提供体制を可能にすることにつながるため重要度が高い。

【困難度：高】

必要な医療を確実に提供しながら、災害等発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、あわせて、新興感染症等発生時における公的医療機関としての役割を確実に果たすため、第 8 次医療計画（2024 年度から 2029 年度まで）で追加される新興感染症等への対応として、都道府県との協議等に参画し、災害等対応体制を整備し、維持することは困難度が高い。

また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、機構では既に政府目標である 80%を超える高い水準にある中、継続してこれを上回る目標を達成することは困難度が高い。

また、医療DX推進のためにシステムを導入・更改していくうえで、サイバーセキュリティを確保しつつ、運用コストの縮減も図ることが求められ、これらを両立させることは困難度が高い。

2 臨床研究事業

機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者、将来臨床研究等を担う人材の育成及び認定臨床研究審査委員会の着実な運用を図ることにより、我が国の臨床研究や治験の活性化に貢献するよう取り組むこと。

また、新型コロナの対応に際しても有用であった電子カルテデータ等から標準化された診療データを収集・分析するデータベースの運用について、更なる標準化データの収集・分析や規模を拡大し、臨床疫学研究の推進等に貢献するよう取り組む。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進及び効率的な病院経営に資する利活用

を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献するよう取り組むこと。

さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。

【指標】

- ① 診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすること。
- ② 英文原著論文掲載数について、令和10年まで令和5年の実績を維持させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ①② 機構では、病院ネットワークを最大限活用した質の高い大規模臨床研究の実施や機構で研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英文論文の投稿や学会発表について、診療業務との両立を図りながら、積極的に取り組んでいることから、診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数と英文原著論文掲載数を臨床研究事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上の診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数及び令和10年まで令和5年の英文原著論文掲載数の実績を維持するよう設定する。(過去実績：新規採択臨床研究課題数 令和元年度33課題、令和2年度15課題、令和3年度10課題、令和4年度9課題、令和5年度14課題、英文原著論文掲載数 令和元年1,806本、令和2年2,285本、令和3年2,577本、令和4年2,480本、令和5年2,053本)

【重要度：高】

効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。

【困難度：高】

機構が行う臨床研究においては、大学や研究機関と異なり、診療に携わる医師が臨床研究を担っており、臨床研究を立案することは容易ではなく、診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすることは困難度が高い。

また、新型コロナへの対応において、機構は診療に注力した一方で臨床研究活動が抑制されており、研究立案数が減少している。研究立案から結果が英文原著論文となるまで5～7年程度必要であり、抑制された研究活動が論文数として現れるのは第5期中期目標期間中となる。以上のことから英文原著論文掲載数につ

いて、令和10年まで令和5年の実績を維持させることは困難度が高い。

3 教育研修事業

様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を充実させる等、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献するよう取り組むこと。

また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需給及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、運営方針等の見直しを行うこと。

さらに、生産年齢人口が減少する中、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、チーム医療の推進及びタスク・シフト／シェアによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成と確保を推進すること。

加えて、限られた人材を効果的に活用するマネジメント力を備えた看護管理者の育成を引き続き推進すること。

【指標】

- ① 看護職の実習指導者講習会修了者数を、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とすること。
- ② 地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ③ 地域住民を対象とした研修会の開催件数を、毎年度、前年度より増加させること。
- ④ 特定行為研修修了者数を、毎年度、前年度より増加させること。

(指標の設定及び水準の考え方)

- ① 質の高い医療従事者の育成のためには、看護職を目指す学生に対する卒前教育が重要であり、実習指導体制の拡充が必要であることから、厚生労働省が定める保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱に基づく実習指導者講習会修了者数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前中期目標期間中の最も高い水準であった年度の実績以上とするよう設定する。（過去実績：令和元年度 192 人、令和2年度 17 人、令和3年度 190 人、令和4年度 220 人）

- ②③ 地域医療の質の向上に貢献するためには、地域の医療従事者及び地域住民に対する教育研修を充実させることが重要であることから、地域医療従事者及び地域住民を対象とした研修会の開催件数を、教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するよう設定する。（過去実

績：地域の医療従事者を対象とした研修会 令和元年度 3,180 件、令和 2 年度 631 件、令和 3 年度 1,057 件、令和 4 年度 1,049 件、地域住民を対象とした研修会 令和元年度 1,401 件、令和 2 年度 287 件、令和 3 年度 309 件、令和 4 年度 451 件)

- ④ 特定行為研修は、専門的な知識及び技能の向上を図り、質の高い看護師を育成するものであることから、その修了者数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

指標の水準については、毎年度、前年度より増加するように設定する。(過去実績：令和元年度 31 人、令和 2 年度 59 人、令和 3 年度 90 人、令和 4 年度 135 人)

第 4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第 29 条第 2 項第 3 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制

法人経営の健全性を確保していくため、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるように、理事長を中心としたマネジメント体制を推進すること。

(1) 業績等の評価

病院の運営に貢献・活躍する職員を適正に評価し、かつ、多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度の構築及び法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築を行うこと。

(2) 勤務環境の改善

職員が安全、安心に働ける職場環境の整備や働き方改革を実現するため、医師の労働時間の短縮を含めた職員全体の勤務環境改善を進め、特に医師や看護師等におけるタスク・シフト/シェアの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組等を行い、効率的な業務の実施体制を構築すること。

(3) 情報システムの適切な整備及び管理

情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)にのっとり設置した PMO (ポートフォリオマネジメントオフィス) により、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

2 経費の節減及び資源の有効活用

(1) 人員配置の適正化

医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに

に、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指すこと。

(2) 調達等の合理化

調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。

機構では、組織のスケールメリットを生かし、かつ、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構とも連携の上、共同調達を実施しているところであるが、その効果を検証しつつ、より効率的な調達方法を工夫し、実施すること。

(3) 材料費

使用医薬品の更なる標準化に加え、後発医薬品については、その採用率が既に政府目標を達成しているところであるが、毎年、新規後発医薬品が収載されることに鑑み、継続した採用促進を図り、他の医療機関の模範となるよう取り組むこと。

(4) 保有資産の有効活用

保有資産について、有効活用に取り組むこと。

(5) 一般管理費の適切な執行

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努め、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とすること。

上記の取組に当たっては、本部・グループは病院に必要な応じて支援を行い効率的な業務運営を行うこと。

【指標】

- ① 各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナウイルスへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること。
- ② 前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすること。

（指標の設定及び水準の考え方）

- ①② 事業の継続性を図り、安定的な経営基盤を確立するため、各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナウイルスへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること等の指標を設定する。（過去実績：経常収支（新型コロナウイルスへの対応に関連した補助金等を含む。） 令和元年度 23

億円、令和2年度576億円、令和3年度908億円、令和4年度587億円、前年度より病床利用率（結核・感染症・医療観察法病棟の病床を除く。）を改善した病院数 令和元年度64病院、令和2年度12病院、令和3年度72病院、令和4年度54病院）

【困難度：高】

近年の物価高騰や賃金上昇などを含め、病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況であることに加え、新型コロナの影響による受診控えなどにより患者数が新型コロナ流行前の水準に戻っておらず、機構の医業収支は新型コロナ流行後において赤字基調となっており、今後も続くおそれがある。

結核等の不採算医療の提供や働き方改革、人材の確保・育成、医療DX等に対応するとともに、資材が高騰している中で収益性が基本的でない今後の災害や新興感染症等に備えた施設整備を実施しつつ、地域医療構想の実現に向けた病床規模や機能の見直しも進めながら、各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること等は困難度が高い。

なお、評価に際しては、上記のような機構を取り巻く環境の変化が経営に与えた影響やそれに対する経営改善の取組及び改善状況を把握し、考慮するよう努めるものとする。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図ること。

また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。

2 施設・設備に関する計画

投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動的に行うこと。

3 内部統制の充実・強化

内部統制の更なる充実・強化を図るため、各病院等におけるリスク管理の取組を推進するとともに、内部監査等の充実・強化に取り組むこと。

4 情報セキュリティ対策の強化

近年の情報セキュリティに係るリスクの増大を踏まえ、患者情報等の機微性の高い情報を保有する機構には、他の医療機関の模範となるような対応が求められており、サイバー攻撃や災害時等の非常時にも対応できる情報セキュリティ対策を推進するとともに、さらに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図り、機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献すること。

5 広報に関する事項

機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。

6 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

独立行政法人国立病院機構（NHO）の政策体系図、 一定の事業等のまとめ

（別添）

厚生労働省の主な施策

基本目標 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

（主な施策目標）

- ・ 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
- ・ 医療従事者の働き方改革を推進すること
- ・ 医療等分野におけるデータ利活用や情報共有の推進を図ること
- ・ 医療安全確保対策の推進を図ること
- ・ 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
- ・ 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
- ・ 健康危機管理・災害対応力を強化すること

第5期中期目標期間における法人が果たすべき役割

診療事業

- ① 患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療の提供
- ② 地域医療構想の実現のため、地域の医療需要等を勘案した機能の見直し
- ③ 介護・福祉との連携や在宅支援の強化など地域包括ケアシステムの構築に貢献
- ④ 災害や新興感染症発生時など国の危機管理に際して求められる医療の提供
- ⑤ セーフティネット分野の医療の確実な提供



臨床研究事業

- ① 病院ネットワークを活用した診療情報の収集・分析とこれを用いた臨床疫学研究等の推進及び情報発信機能の強化
- ② 病院ネットワークを活用した治験及びEBM(※)提供のための大規模臨床研究の推進 ※科学的根拠に基づく医療
- ③ 先端的医療機関と研究協力・連携による、先端医療技術の臨床導入の推進

教育研修事業

- ① 病院ネットワークを活用した質の高い医療従事者の育成
- ② 地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業の実施
- ③ 学生に対する卒前教育(臨床実習)の実施



独立行政法人国立病院機構（NHO）の使命等と目標の関係

使命

全国的な病院ネットワークを活用しながら、セーフティネット分野の医療や、5疾病6事業、災害や新興感染症等の国の危機管理に際して求められる医療などを着実に実施していくことが求められている。また、関係機関と連携しながら資金の確保に努めるとともに、機構のスケールメリットを生かし、資金の有効活用に努め、必要な施設整備を行うことを期待する。今後は、生産年齢人口の減少に対応するマンパワー確保や医師の働き方改革に伴う対応を行いながら、医療、介護、介護予防等が切れ目なく提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）の実現に向け、地域における医療機能分化及び連携を更に進め、地域ニーズとのミスマッチの解消や、拡大する介護・福祉ニーズに対応するための在宅医療との連携等により地域医療に一層貢献することを期待する。さらに、質の高い医療の提供や効率化を図る観点から、情報通信技術（ICT）の活用や、医療分野のデジタル化を進め、我が国の医療政策の実施や医療水準の向上に寄与するよう最大限の努力が求められている。

現状・課題

- 急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれている。
- こうした中で、高齢者が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国は地域包括ケアシステムづくりを推進しており、また、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めていく必要がある。

環境変化

- 新型コロナの発生以降、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、患者や地域住民の受療行動や地域での医療及び介護に対するニーズの変化等を踏まえて、地域で適切な役割を果たすことが求められている。
- また、少子高齢化の進行に伴い、今後、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、医療・介護分野の人材不足はこれまで以上に厳しいものになることが想定される。こうした中で、将来にわたって着実に医療・介護を提供していくために、医療人材の確保・育成を行っていく必要がある。

中期目標

- 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。
- 機構の病院ネットワークを最大限活用した大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、我が国の臨床研究や治験の活性化、臨床疫学研究の推進や国の医療情報政策に貢献するよう取り組むこと。さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。
- 機構の病院ネットワークを活用し、学生に対する卒前教育（臨床実習）の充実等により質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業を実施し、国の医療の質の向上に貢献すること。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

令和 6 年●月●日

厚生労働大臣

武見 敬三

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

機構は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）において、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して、迅速な救済を図り（健康被害救済）、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し（承認審査）、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行う（安全対策）ことを通じて、国民保健の向上に資することを目的としている。

また、機構は、厚生労働省が医薬品・医療機器等行政にかかる権限を行使する上での重要な根拠を提供する役割を担っており、国の施策を実現するためには、機構による、最新の科学的知見に基づく根拠の提供が非常に重要である。

2 現状と課題

機構は、医薬品・医療機器等の「健康被害救済」、「承認審査」及び「安全対策」の 3 つの業務を行う日本唯一の組織であり、これら 3 つの業務を一貫して実施する世界でもまれな仕組み（セイフティ・トライアングル）により、医薬品・医療機器等の開発から実用化までを通じたライフサイクル全般を通して、国民の健康・安全の向上に貢献している。

また、薬学をはじめ、工学、獣医学、毒性学などといった多岐にわたる専門人材が在籍しており、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性について、最新の科学に基づき多角的に評価している。

他方、科学力の向上や国際化に向けた対応を行うとともに業務の質の向上を図るため、組織体制の充実や人材育成等が必要である。

加えて、デジタル技術を活用した業務の効率化及び組織規模に応じた適切なガバナンス体制の確保が必要であることから、管理部門の強化が必要である。

3 法人を取り巻く環境の変化

近年、アカデミア・ベンチャー企業発シーズが起点となることが世界的な潮流となっており、海外で承認されているにもかかわらず、日本では承認されていない国内未承認薬に

ついて、日本で薬剤の開発に着手すらされないという「ドラッグロス」の問題などが生じており、新たな医薬品等アクセスの課題と捉えられている。

また、新型コロナウイルス感染症に対する mRNA ワクチンや、プログラム及びこれを記録した記録媒体であるプログラム医療機器（SaMD）をはじめとする、これまで前例のなかった革新的な医薬品・医療機器等が申請・承認されており、医薬品・医療機器等におけるテクノロジーの発展が加速している。

こうしたことを踏まえ、機構は、国民保健の向上及び保健衛生の対策に資するという目的の下、第5期中期目標期間においては、機構が実施する業務の質の確保を図りつつ、医薬品・医療機器等のテクノロジーの発展を見据え、より一層、国の医薬品・医療機器等における施策の企画立案及び推進に資する健康被害救済、承認審査及び安全対策の3つの業務を効果的かつ効率的に実施するものとする。

（別添）「政策体系図」及び「機構の使命等と目標との関係」

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。なお、本事項における目標の単位項目1～4をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 健康被害救済給付業務

健康被害救済給付業務（以下「救済業務」という。）については、医薬品副作用被害救済制度及び生物由来製品感染等被害救済制度（以下「救済制度」という。）をより多くの方々に周知し、医薬品若しくは再生医療等製品の副作用又は生物由来製品若しくは再生医療等製品を介した感染等による健康被害を受けられた方々に対し、適正かつ迅速な救済を行うことが重要である。

このため、以下の目標を設定する。

（1）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充

医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方が、救済の必要な時に確実に救済制度を利用することができるようにするための広報を積極的に行うこと。

（2）迅速な事務処理の実施

- ① 救済給付の請求事案について、正確かつ迅速な事務処理を図ること。
- ② 請求書類の不備等により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図ること。

【評価における指標】

中期目標期間の各年度において全請求件数の65%以上を6か月以内(請求から支給・不支給決定までの期間)に処理すること(令和4年度実績 90.2%)。

【目標の設定及び水準の考え方】

前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。

(3) 請求者及び受給者の負担軽減策の実施

(4) 救済給付業務の効率化等の推進

(5) 審査部門及び安全対策部門との積極的な連携

救済部門は救済業務における請求事例について、個人情報に配慮しつつ、医学的観点及び薬学的観点から適切な評価を行い、得られた情報を審査部門や安全対策部門と適切に共有すること。

(6) 保健福祉事業の着実な実施

【重要度：高】

医薬品等の副作用等により健康被害に遭われた方の救済を正確かつ迅速に行う必要がある。

【困難度：高】

先進的な医薬品が次々と承認され、医療は高度化の一途をたどっている。また、高齢化の進展に伴い、多剤服用等により副作用発生頻度の高い高齢者の増加も見込まれる。このため、医学・薬学的判断のための調査業務が高度化、複雑化し、難解な請求事案が一層増加することが予測される。

請求事例の困難度及び請求件数を自らコントロールすることができない救済制度の運営において全請求件数の65%以上を6か月以内に処理することは、極めて困難度が高い。

2 スモン患者等に対する給付業務

スモン患者及び血液製剤によるHIV感染者等に対する受託支払業務並びに特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等を適切に実施すること。

3 審査等業務

審査等業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、より良い医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届ける

ため、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・効率化を図り、世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、審査の質の向上等を図る。また、これらを適切かつ円滑に実施するため、引き続き厚生労働省と緊密な連携を取りつつ、各種施策を進めることが重要である。

このため、以下の目標を設定する。

(1) 医薬品審査業務の迅速かつ適切な実施

① 新医薬品審査関係

ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、効率的で質の高い審査を行うこと。

イ Early consideration^(注1)の発信や最新の科学的知見に基づく臨床評価ガイドラインの策定などイノベーションに的確に対応した相談及び審査を実施すること。

ウ 希少疾病用医薬品、小児用医薬品など患者ニーズの高い医薬品について、実用化の支援を図ること。

エ 海外開発先行の革新的医薬品について、日本での開発・導入に着手しやすくなる環境の整備と情報発信の強化を図ること。

オ パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。

(注1) 情報等が十分に収集されていない段階ではあるものの、イノベーションの実用化と革新的な医薬品等の開発促進の参考情報として、その時点における開発の方向性に係る審査側の考え方を示したもの。

② ジェネリック医薬品等審査関係

ア 医療用医薬品の安定供給確保へ貢献するための迅速な審査の実施及び一層の質の向上を図ること。

イ 国内外の新たなガイドラインの作成への貢献と相談業務の着実な実施を図ること。

③ 一般用医薬品、医薬部外品審査関係

ア ニーズに適合した一般用医薬品等の開発に貢献するための申請区分^(注2)の考え方の明確化並びに迅速な審査の実施及び一層の質の向上を図ること。

イ 新たな相談区分の設定及び既存相談の充実を図ること。

(注2) 医薬品の承認申請について(平成26年11月21日薬食発1121第2号 医薬食品局長通知)に定めるものを指す。

④ 信頼性保証関係

ア 適合性調査を効率的に実施すること。

イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ^(注3)等への適切な対応を図ること。

(注3) 実臨床の環境において収集された安全性・有効性の評価に係る各種電子的データ。

⑤ 品質管理関係

ア GMP^(注4)実地調査を充実させること。

イ 無通告査察を着実に実施すること。

ウ 新しい製造技術に対して的確に対応すること。

エ 都道府県等の職員への教育支援の充実を図ること。

オ 医薬品の品質に係るリスクコミュニケーションの促進を図ること。

(注 4) 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準 (Good Manufacturing Practice の略)。

【評価における指標】

- 1 分野ごとに申請から承認までの審査期間等の目標値を別紙のとおり設定する。
 - 2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。
 - (1) 先駆的医薬品指定品目^(注5)に関する相談、レギュラトリーサイエンス^(注6)戦略相談 (以下「RS 戦略相談」という。)等の申込みに対して、全件相談に対応すること (令和4年度実績 全件実施)。
 - (2) 治験相談及び RS 戦略相談の申込みのうち 80%について、対面助言終了後から 30 勤務日以内に記録の確定を行うこと。
- (注5) 開発の比較的早期の段階から、承認に係る優先相談・優先審査を実施する先駆的医薬品等指定制度の対象として指定された、一定の要件を満たす画期的な新薬等。
- (注6) 科学技術の成果を人と社会に役立てることを目的に、根拠に基づいた確かな予測、評価及び判断を行い、科学技術の成果を人と社会との調和の上で最も望ましい姿に調整するための科学。

【目標の設定及び水準の考え方】

- 1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、世界最速レベルの審査期間を堅持するため、前中期目標期間と同様の水準を設定する。
- 2 審査業務の質の向上及び迅速化を図るため、相談業務等についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、医薬品におけるテクノロジーの発展が加速する中で、前中期目標期間の水準を維持し続けることが重要であることから、前中期目標期間と同様の水準を設定する。

(2) 医療機器、再生医療等製品等の審査業務の迅速かつ適切な実施

① 医療機器審査関係

- ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、効率的で質の高い審査を行うこと。
- イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化を図ること。
- ウ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化を図ること。
- エ プログラム医療機器の特性や新規性を踏まえた相談及び審査体制の強化を図ること。
- オ パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。

② 体外診断用医薬品審査関係

- ア 迅速な審査の実施と一層の質の向上を図ること。
- イ 医療現場のニーズに応えるイノベーションの早期実用化支援の強化を図ること。
- ウ 遺伝子パネル検査及びコンパニオン診断システムへの対応を充実させること。
- エ 承認までの更なる予見性確保と情報発信の強化を図ること。

オ パンデミック等に対応できる緊急時相談及び審査体制を構築すること。

③ 再生医療等製品審査関係

ア 世界最速レベルの審査期間を堅持するとともに、効率的で質の高い審査を行うこと。

イ 革新的技術を利用した開発品目に対応できる人材を育成すること。

ウ 実用化の支援と情報発信の強化を図ること。

④ 信頼性保証関係

ア 適合性調査を効率的に実施すること。

イ 国内治験の支援及びリアルワールドデータ等への適切な対応を図ること。

⑤ 品質管理関係

ア QMS^(注7) 実地調査を充実させること。

イ 単回使用医療機器の再製造品目に対する的確に対応すること。

ウ 医療機器不具合報告等を基にした安全対策の充実を図ること。

エ 登録認証機関における認証業務の質の向上を図ること。

オ GCTP^(注8) 実地調査の充実及び細胞培養加工施設に対する調査を実施すること。

(注7) 医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売業者等における製造管理及び品質管理の基準 (Quality Management System の略)。

(注8) 再生医療等製品の製造管理及び品質管理の基準 (Good Gene, Cellular, and Tissue-based Products Manufacturing Practice の略)。

【評価における指標】

1 分野ごとに申請から承認までの審査期間の目標値を別紙のとおり設定する。

2 審査業務の質の向上に関して、以下の取組を行う。

(1) 先駆的医療機器・体外診断用医薬品・再生医療等製品指定品目に関する相談、医療機器等条件付き承認制度^(注9)に係る開発前相談、RS 戦略相談等の申込みに対して、全件に対応すること (令和4年度実績 全件実施)。

(2) RS 戦略相談の申込みのうち80%について、対面助言終了後から30勤務日以内に記録の確定を行うこと。

(注9) 重篤で有効な治療方法等が乏しい疾患を対象とする革新的な医療機器等で承認申請に必要な臨床データの収集が困難なものについて、申請前に得られる限られた臨床データでは明らかにならないリスクへの対応を厳重に行うことを前提として、当該医療機器等を早期に承認する制度。

【目標の設定及び水準の考え方】

1 分野ごとの申請から承認までの審査期間については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、世界最速レベルの審査期間を堅持するため、前中期目標期間と同様の水準を設定する。

2 審査業務の迅速化及び質の向上を図るため、相談業務についても、前中期目標期間中の実績等を踏まえ指標を設定する。目標水準については、医療機器等におけるテクノロジーの発展が加速する中で、前中期目標期間の水準を維持し続けることが

重要であることから、前中期目標期間と同様の水準を設定する。

(3) レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上

- ① 人材力の強化
 - ア 包括的連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用し、臨床現場等の状況を理解した人材を育成すること。
 - イ レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材を育成すること。
- ② 科学的エビデンスの充実・強化
 - ア 研究へのエフォート増加等による、組織としての研究遂行能力の強化を図ること。
 - イ 審査及び相談上の課題を組織の検討課題として集約し、部門横断的に検討できる体制を確立すること。
- ③ 発信力の強化
レギュラトリーサイエンス研究の成果を英語論文、報告書等として発信すること。

【評価における指標】

外部との意見交換や研修等の人材力の強化に資する機会の充実を図り、レギュラトリーサイエンスの推進に向けた環境整備及び体制を確立すること。

【目標の設定及び水準の考え方】

人材力及び科学的エビデンスを充実・強化させることにより、審査・相談の質の高度化及び審査の効率化を図るため、指標を設定する。

(4) 国際化の推進

- ① 国際的リーダーシップの発揮
 - ア 国際的なリーダーシップを獲得すること。
 - イ 国際的な規格基準の作成及び規制調和活動の積極的な推進を図ること。
- ② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化
 - ア 欧米、アジア諸国等との連携強化を図ること。
 - イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識及び経験の提供活動の強化を図ること。
 - ウ 二国間協議を通じた日本の審査結果の受入れの推進を図ること。
 - エ 再生医療等製品に関する日本規制モデルの受入れの推進を図ること。
 - オ 日本の GxP^(注10) 調査結果の相手国における受入れの推進を図ること。
(注10) 医薬品等の非臨床試験・臨床試験の実施や製造管理・品質管理等に関する基準 (Good x Practice の略)。
- ③ 機構の業務内容・実績の世界への発信
 - ア 日本の薬事制度、相談制度等の機構の業務内容に関する情報発信を強化すること。

イ レギュラトリーサイエンス推進活動に関する情報発信を強化すること。

ウ 日本の薬事行政に関する取組等について、実績や経験等に基づく効果的な情報発信を強化すること。

【評価における指標】

アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等複数国向けに年5回以上のトレーニングセミナーを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成すること（令和4年度実績 トレーニング開催数 20回（複数国向け9回、特定国向け11回）、受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合100%）。

【目標の設定及び水準の考え方】

アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、受講者の満足度及び理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受入れ推進等へつなげるため、指標を設定する。目標水準については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ、前中期目標期間を超える水準を設定する。

【重要度：高】

- 1 医薬品・医療機器等の迅速な審査の実施について、小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消やプログラム医療機器の実用化促進に向けた支援等を図りつつ、世界最速レベルの審査期間を堅持する必要がある。
- 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。
- 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。

【困難度：高】

- 1 速やかな審査と業務の質の向上を両立させるためには、審査を効率的に行うのみならず、開発段階から治験相談等を実施し、申請品目の理解や問題点の把握に努めることや、審査部門の多面的な活動によるレギュラトリーサイエンスの推進が必要であり、困難度が高い。

特に、プログラム医療機器については、これまでの医療機器開発企業と異なる他業種による開発が主流となっているため、その特殊性に応じた相談・審査体制を別途構築し、開発から薬事申請へのきめ細かなガイドやサポート等を行うことが必要であり、困難度が高い。

- 2 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。

4 安全対策業務

安全対策業務については、国民が国際的水準にある医薬品・医療機器等を安心して用いることができるよう、医薬品・医療機器等をより早く安全に医療現場に届けるとともに、医薬品・医療機器等が適正に使用されることを確保し、保健衛生上の危害発生の防止及び発生時の迅速かつ的確な対応を行うことが重要である。

また、条件付き早期承認制度、緊急承認制度^(注11)等の医薬品・医療機器等の早期承認を進める制度が整備される中、国民が安心して世界最先端の医薬品・医療機器等の恩恵を受けられるように、安全対策業務の一層の質の向上と高度化を推進する必要がある。

このため、以下の目標を設定する。

(注11) 緊急時において、安全性の確認を前提に、医薬品・医療機器等の有効性が推定されたときに、条件や期限付の承認を与える迅速な薬事承認の制度。

(1) 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施

- ① MID-NET[®]^(注12)等の医療情報データベースを活用した薬剤疫学調査に基づく安全性評価の推進を図ること。
- ② 副作用・不具合報告の迅速な整理・評価を実施すること。
- ③ 医療機関報告の充実のための普及啓発活動の推進を図ること。
- ④ 患者からの副作用情報の安全対策への活用を図ること。

(注12) 機構が運営する医療情報データベースシステムのこと。協力医療機関が保有する電子的な医療情報を収集、分析システムを構築し、安全対策への利活用を進める。

(2) 医療関係者並びに患者及び一般消費者への安全性情報の提供と講じた安全対策措置のフォローアップ

- ① 最新の電子化された添付文書の確実な提供を図ること。
- ② 一般消費者や患者に必要な情報を分かりやすい形で発信するなど、リスクコミュニケーションの強化を図ること。
- ③ RMP^(注13)を含む安全性情報の医療現場における更なる活用推進を図ること。

(注13) 開発から市販後までの一連のリスク管理についてまとめた文書（医薬品リスク管理計画書（Risk Management Plan）の略）。

(3) 審査部門及び救済部門との連携

- ① 市販後安全対策の視点で審査時の安全性評価・リスク管理計画の策定等を行うとともに、審査時の論点を市販後安全対策に活かすことで、審査段階から製造販売後までの一貫した安全対策につながるよう、審査部門との連携を図ること。

- ② 救済業務における請求事例について、個人情報に十分配慮しつつ、安全対策に活用できるよう、救済部門との連携を図ること。

【評価における指標】

- 1 医療機関からの医薬品・医療機器等の副作用・不具合報告に係るフォローアップ調査について、調査が必要と判断される全ての報告に対して実施すること。
- 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第68条の10の規定に基づき報告された医薬品・医療機器等の副作用・不具合情報等を報告から4か月以内にラインリストとして公表すること。
- 3 国が発出した医薬品等の添付文書改訂の指示書について、発出から2日以内にホームページに掲載すること。

【目標の設定及び水準の考え方】

医薬品・医療機器等の副作用・不具合情報等の収集並びに評価及びその結果に基づく安全対策の措置が迅速かつ確実に実施されるための指標として設定する。目標水準については、画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品・新医療機器等が増加する中で、前中期目標期間の水準を維持し続けることが重要であることから、前中期目標期間と同様の水準を設定する。

（4）レギュラトリーサイエンスの推進による業務の質の向上

- ① 人材力の強化
 - ア 包括的連携協定締結機関などの外部機関との人事交流等を活用し、臨床現場等の状況を理解した人材を育成すること。
 - イ レギュラトリーサイエンス業務への関与等を通じたディスカッションをリードできる人材を育成すること。
- ② 科学的エビデンスの充実・強化
 - ア 研究へのエフォート増加等による、組織としての研究遂行能力の強化を図ること。
 - イ 審査及び相談上の課題を組織の検討課題として集約し、部門横断的に検討できる体制を確立すること。
- ③ 発信力の強化
レギュラトリーサイエンス研究の成果を英語論文、報告書等として発信すること。
- ④ 医療情報の更なる活用への貢献
 - ア MID-NET[®]のデータ規模の拡充及び利便性の更なる向上を図ること。
 - イ 医療情報の標準化、品質管理等に関する情報を発信すること。

【評価における指標】

外部との意見交換や研修等の人材力の強化に資する機会の充実を図り、レギュラトリーサイエンスの推進に向けた環境整備及び体制の確立を行うこと。また、製薬企業からのニーズの聴取等を行い、MID-NET[®]の利活用者の利便性の向上及び安定運営に向

けた検討・見直しを行うこと。

【目標の設定及び水準の考え方】

人材力と科学的エビデンスの強化及び医療情報の更なる活用により、市販後安全対策の質の高度化及び効率化を図るため、指標を設定する。

(5) 国際化の推進

① 国際的リーダーシップの発揮

ア 国際的なリーダーシップを獲得すること。

イ 規制調和活動の積極的な推進を図ること。

② 二国間協議の強化とアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターの充実強化

ア 欧米、アジア諸国等との連携強化を図ること。

イ アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターを通じた日本の薬事規制の知識及び経験の提供活動を強化すること。

ウ 二国間協議を通じた日本の規制手法の受入れ推進を図ること。

③ 機構の業務内容・実績の世界への発信

ア 日本の薬事制度、相談制度等の機構の業務内容に関する情報発信を強化すること。

イ レギュラトリーサイエンス推進活動に関する情報発信を強化すること。

ウ 日本の薬事行政に関する取組等について、実績や経験等に基づく効果的な情報発信を強化すること。

【評価における指標】

アジア諸国等の規制当局の要望も踏まえた各種セミナーによる効果的なトレーニング機会を継続的に提供するため、アジア諸国等複数国向けにおいて年5回以上のトレーニングセミナーを開催（審査業務又は安全対策業務に関して実施した延べ数）し、かつセミナー受講後のアンケートにおける受講者の満足度が5段階評価で3（Good）以上の割合が延べ75%以上を達成すること。

【目標の設定及び水準の考え方】

アジア諸国等の規制当局担当者を対象としたセミナーを実施し、受講者の満足度及び理解度を高めることにより、日本の薬事規制への理解促進、日本の審査結果の受入れ推進等へつなげるため、指標を設定する。目標水準については、前中期目標期間中の実績等を踏まえ、前中期目標期間を超える水準を設定する。

【重要度：高】

- 1 副作用・不具合の情報収集、評価及び安全情報の医療現場等への迅速かつ正確な提供は市販後安全対策の骨格である。また、先駆的医薬品等指定制度や条件付き早期承認制度の下、新医薬品や新医療機器等の迅速な承認が進められた結果、我が国が他国に先駆けて画期的な製品を承認するケースも見受けられるところであり、市

販後の安全対策が重要となっている。

- 2 これまで前例の無い革新的な医薬品・医療機器等について、最新の科学的知見を踏まえ、個々の製品の特性に応じた品質、有効性及び安全性を評価し適正な規制を行うため、レギュラトリーサイエンスの推進が重要である。
- 3 日本発の医薬品、医療機器等の国際展開の拡大を念頭に、国レベルでの信頼関係の構築・強化を図るため、審査・安全対策における科学的評価を行う機構においても諸外国の規制当局と信頼関係を構築するとともに、積極的な国際貢献を行う必要がある。

【困難度：高】

- 1 画期的な効果を有し、重篤な疾患、高度な手技に使用される新医薬品・新医療機器等が増加しており、かつ我が国が他国に先駆けて承認するものもある。一方で、そうした新医薬品・新医療機器等による従来の治験で想定されない副作用・不具合に対処していくためには、国内外の情報の収集等に基づき、緻密で高度な専門性を要する分析が求められ、困難度が高い。
- 2 副作用等情報をより効率的かつ着実に分析するため、今後はMID-NET[®]等のリアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価をより一層積極的に活用していく必要がある。リアルワールドデータを活用した薬剤疫学的評価を活用するためには、リアルワールドデータに基づく課題設定・課題解決を適切な手法で検証する必要があり、専門性が求められ、困難度が高い。
- 3 諸外国と信頼関係を構築するためには、個々に要望や状況が異なる相手に配慮しつつ、国及び機構としてのベネフィットと同時に、相手のベネフィットも確保する「Win-Win」の関係を構築する必要がある。さらに、今後は各国の規制当局との関係強化だけでなく、海外のベンチャー企業等に対する「ドラッグロス」解消などに向けた取組が求められ、困難度が高い。

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 機構の役割及び社会的立場を踏まえたガバナンス体制の構築

(1) 意思決定体制及び業務執行体制の進化

- ① 理事長が意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにするとともに、拡大傾向にある組織を適切に運営するためのガバナンス体制を確保するため、管理部門を強化すること。
- ② 組織として環境の変化等に的確かつ柔軟に対応するため、目標達成に向けた業務の進捗管理を徹底すること。
- ③ 学識経験者により構成される運営評議会を通じて、業務の透明性の確保に努めるとともに、業務の公正性の確保と効率化を進めること。

(2) 規律ある職場の実現

規律ある職場の実現のため、役職員一人一人が機構の基本理念、社会的倫理観及び科学的評価の視点を持って行動すること。

(3) リスクマネジメントの強化

リスクの未然防止のため、引き続き組織横断的にリスク情報の共有化に取り組むとともに、不測の事態の発生に際して迅速かつ的確に対応すること。

【重要度：高】

組織の拡大に伴い、拡大した組織を適切に運営するためのガバナンス体制を維持することが課題となっている。機構が中期目標を着実に遂行し、今後も社会的に信頼される組織であり続けるためには、組織のガバナンス体制を強固にしていくことが不可欠である。

2 優秀な人材の確保・育成の推進

(1) 職員の成長と組織のパフォーマンスの向上

- ① 各種業務の更なる質の向上を図るため、専門性確保にも配慮しながら、意欲と能力のある職員を計画的かつ積極的に採用し、適切に育成を行うこと。
- ② 採用及び育成に当たっては、ガイドラインの策定への貢献など、機構が社会に対して果たす役割の重要性についても積極的に伝えること。
- ③ 職員一人一人の成長と組織のパフォーマンスの向上を図るため、専門性を高めるための外部機関との交流を含め計画的かつ中立性に配慮した人材確保及び人材育成を行うこと。

(2) 職場におけるダイバーシティの推進

- ① 性別、年齢、職種又は障害の有無等にかかわらず、全ての職員が個性を發揮でき、働きがいを感じられるようにするため、職場環境の整備等に取り組むこと。
- ② 育児や介護中の者が仕事と家庭を両立し、能力を發揮し続けられるような取組を実施すること。

3 業務実績の定期的な開示と戦略的な広報活動

(1) 業務実績の定期的な開示

各年度の業務実績について運営評議会に報告し、公表すること。

(2) 戦略的な広報活動

機構の業務成果及び社会的役割について、国民に対する効果的な情報発信の方法を検討し、広報活動を実施すること。

(3) 機構の業務実績の世界への発信

- ① 機構の活動内容を効果的に世界に発信すること。
- ② 「PMDA Updates」^(注14)の登録者数を増加させること。

(注 14) 機構の活動内容を海外の規制当局等に情報提供するためのニュースレター。

4 薬害の歴史展示コーナーの運営

薬害の歴史や教訓への理解を深め社会の認識を高めることを目的として、薬害資料の展示を行う「薬害の歴史展示コーナー」を設置し、適切に運営すること。

5 財務ガバナンスの強化

(1) 手数料・拠出金を主要な財源として運営する組織に相応しい財務ガバナンスの確立

- ① 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、機構全体で共有すること。
- ② 機構が有する経営資源を最大限有効活用し、既存の手数料や各種拠出金以外の多角的な財源による収入増を図るための措置を検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずること。
- ③ 厳格な予算執行管理を実施し、経費の執行状況を的確に把握するとともに、収入の見通しと合わせて、機構全体の収支及び損益の状況を把握すること。
- ④ 機構全体の収支及び損益の状況を踏まえ、必要な措置を迅速に講ずることができるよう、役員を含む意思決定体制の機能の向上を図ること。

(2) 長期的に安定した財政運営を可能にする予算編成

- ① 各年度の費用を当該年度の収益等で賄い、将来にわたって持続的で長期に安定した財政運営の確立を目指すこと。
- ② 申請件数や医薬品等の市場の状況の見通しを的確に把握し、適切な収入見積りを行うこと。
- ③ 組織のパフォーマンスを損なわない範囲で、毎年度、支出予算の上限額を設定した予算シーリングを実施すること。
- ④ 情報システム関係経費について、各システムのライフサイクルコストを管理し、システム構築後に過大な財政負担とならない対策を講ずるとともに、新たなシステム投資判断を行うためのプロセスの見直しを行うこと。
- ⑤ 厳格な予算執行管理を実施し、収益等の範囲内での予算執行となるように努めること。

(3) 業務及び経費支出の効率化及び透明化の推進

- ① 機構の将来的な課題の解決に向けて、各種業務における業務プロセスの見直しを図るとともに、デジタルトランスフォーメーション (DX) を始めとするデジタル技術の活用に関する取組を推進すること。
- ② 契約については、原則として一般競争入札等によるものとする。
- ③ 企画競争、公募等の一般競争入札以外により契約を行う場合であっても、競争性や透明性等が十分確保されるように実施すること。
- ④ 入札・契約について、契約監視委員会の事前点検を受けるとともに、監事及び会計監査人による十分なチェックを受け、適正に実施すること。

(4) 運営費交付金充当経費における経費節減

不断の業務改善及び効率的運営に努めることにより、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費（いずれも人件費、所要額計上経費^(注15)及び特殊要因^(注16)を除く。）については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、令和10年度において、令和6年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減すること。

(注15) 振込・口座振替手数料、知識の普及及び研修に係る経費、システム関連経費、事務所借料関連経費並びに公租公課。

(注16) 法令改正等に伴い必要となる措置又は現時点で予測不可能な事由により発生する資金需要。

(5) 運営費交付金の算定

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況に留意し、厳格に行うこと。

(6) 拠出金の安定的な徴収

- ① 医薬品及び医療機器製造販売業者等に対し、副作用拠出金、感染拠出金及び安全対策拠出金制度の意義等を周知し、適切な申告・納付がなされるように努め、各拠出金の安定的な徴収を確保すること。
- ② 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付金に係る関係製造業者の拠出金の徴収を確実にすること。

(7) 財務状況の定期的な開示

- ① 外部有識者を構成員とする運営評議会等へ定期的に財務状況を報告すること。
- ② 独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的な内部業務監査や会計監査を実施し、その結果を公表すること。
- ③ 支出面の透明性を確保するため、法人全体の財務状況、勘定別及びセグメント別の財務状況等について公表すること。

6 情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMOである情報化統括推進部署において、各業務システムにおいて行う開発・改修、運用保守等のプロジェクトに対し、予算の把握、技術的な助言、課題解決にむけたサポート等を適切に行うこと。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえ、経費の節減を見込んだ中期目標を達成するための計画（中期計画）の予算を作成し、適切な予算管理を通じて当該予算内での健全な運営を行うこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 セキュリティの確保

個人、法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに情報管理に万全を期すこと。

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、必要な施策を遅滞なく実施し、情報のセキュリティの確保に引き続き取り組むこと。

保有文書の特性を踏まえた文書管理体制を引き続き確保すること。

2 人事に関する事項

機構の業務が製薬企業等との不適切な関係を疑われることがないよう、中立性等に十分配慮した上で、役職員の採用、配置、退職後の再就職等に関し適切な措置を講ずること。

科学技術の進歩に対応できる人材を確保していくため、外部機関との交流等を始めとして適切な能力開発・計画的な育成を実施すること。

職員の給与水準については、優秀な人材を安定的に確保する上での競争力も考慮しつつ、適正かつ効率的な支給水準となるよう努めること。

3 積立金の処分に関する事項

前中期目標の期間の最後の事業年度において、通則法第44条の規定の整理を行って、なお積立金（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第31条第1項の積立金に相当する金額をいう。）があるときは適切に処理すること。

4 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づき取組について着実に実施すること。

項目	指標 (審査期間 ^(注1))	目標の設定及び水準の考え方	令和4年度実績
新医薬品			
優先品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で9月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で9月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、80%タイル値8.9月を達成
通常品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で12月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で12月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、80%タイル値11.7月を達成
先駆的医薬品指定品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で6月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で6月を達成すること。	(承認品目なし)
ジェネリック医薬品等			
新規申請	当該年度に承認された品目の行政側期間 ^(注2) について、70%タイル値で10月を達成	当該年度に承認された品目の行政側期間について、70%タイル値で10月を達成すること。	承認された品目の行政側期間について、70%タイル値8.5月を達成
一部変更申請 (通常品目)	当該年度に承認された品目の総審査期間について、55%タイル値で10月を達成	当該年度に承認された品目の総審査期間について、55%タイル値で10月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、55%タイル値8.0月を達成
一部変更申請 (通常以外)	当該年度に承認された品目の総審査期間について、55%タイル値で6月を達成	当該年度に承認された品目の総審査期間について、55%タイル値で6月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、55%タイル値4.8月を達成
一部変更申請 (迅速審査)	当該年度に承認された品目の総審査期間について、53%タイル値で3月を達成	当該年度に承認された品目の総審査期間について、53%タイル値で3月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、53%タイル値3.0月を達成
一般薬、医薬部外品			
要指導・一般区分7、8及び殺虫剤等区分3	当該年度に承認された品目の総審査期間について、70%タイル値で7月を達成	申請者ニーズを踏まえ、当該年度に承認された品目の総審査期間について、70%タイル値で7月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、70%タイル値5.8月を達成
医薬部外品	当該年度に承認された品目の行政側期間について、70%タイル値で4.5月を達成	申請者ニーズを踏まえ、当該年度に承認された品目の行政側期間について、70%タイル値で4.5月を達成すること。	承認された品目の行政側期間について、70%タイル値3.7月を達成
医療機器			
新医療機器 (通常品目)	当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で14月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で14月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、80%タイル値12.0月を達成
改良医療機器 (臨床あり)	当該年度に承認された品目の総審査期間について、60%タイル値で10月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、60%タイル値で10月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、60%タイル値8.9月を達成
改良医療機器 (臨床なし)	当該年度に承認された品目の総審査期間について、60%タイル値で6月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、60%タイル値で6月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、60%タイル値5.8月を達成
後発医療機器	当該年度に承認された品目の総審査期間について、60%タイル値で4月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、60%タイル値で4月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、60%タイル値3.6月を達成
先駆的医療機器指定品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で6月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で6月を達成すること。	(承認品目なし)
プログラム医療機器優先審査指定品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で6月を達成	プログラム医療機器の実用化促進に向けて、現行の医療機器の総審査期間より更なる短縮を図るため、当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で6月を達成すること。	(新規に設けた区分のため実績なし)
プログラム医療機器における変更計画確認手続制度 ^(注3) (IDATEN)に関する確認 (改良医療機器(臨床なし))	当該年度に確認する全品目を5.5月以内に処理	プログラム医療機器について、早期実用化に向けた審査をより迅速に実施するため、各年度において、当該年度に確認する改良医療機器(臨床なし)を5.5月以内に処理すること。	(新規に設けた区分のため実績なし)
プログラム医療機器における変更計画確認手続制度(IDATEN)に関する確認 (後発医療機器)	当該年度に確認する全品目を3.5月以内に処理	プログラム医療機器について、早期実用化に向けた審査をより迅速に実施するため、各年度において、当該年度に確認する改良医療機器を3.5月以内に処理すること。	(新規に設けた区分のため実績なし)
新医療機器 (優先品目)	当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で10月を達成	当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で10月を達成すること。	平均8.8月を達成
体外診断用医薬品			
専門協議品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で12月を達成	申請者ニーズを踏まえ、当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で12月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、80%タイル値11.7月を達成
通常品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で7月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、80%タイル値で7月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、80%タイル値6.6月を達成
先駆的体外診断用医薬品指定品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で6月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、全件で6月を達成すること。	(承認品目なし)
再生医療等製品			
優先品目	当該年度に承認された品目の総審査期間について、50%タイル値で9月を達成	前中期目標期間に掲げられた目標値と同様、当該年度に承認された品目の総審査期間について、50%タイル値で9月を達成すること。	承認された品目の総審査期間について、50%タイル値9.0月を達成

(注1) 承認した品目の申請から承認までの期間。

(注2) 審査期間から申請企業等が資料作成等を行っている時間を除いた期間のこと。項目の性質上、個別の品目により当該時間が著しく長くなることのある項目については、審査期間による指標を設定することが妥当ではないため、当該期間による指標を設定している。

(注3) 将来改良が見込まれている医療機器について、審査の過程で変更計画を確認し、計画の範囲内で迅速な承認事項の一部変更を認めることで、継続した改良を可能とする承認審査制度。

医薬品・医療機器等を取り巻く環境

- 海外では承認されているが日本で薬剤の開発が行われない、「ドラッグロス」の問題などの新たな医薬品等アクセスの課題。
- mRNAワクチンやプログラム医療機器をはじめとする、医薬品・医療機器等におけるテクノロジーの発展の加速

政府が取り組むべき政策（経済財政運営と改革の基本方針2023）

- 臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化
- 小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消に向けた薬事上の措置と承認審査体制の強化
- プログラム医療機器の実用化促進に向けた承認審査体制の強化

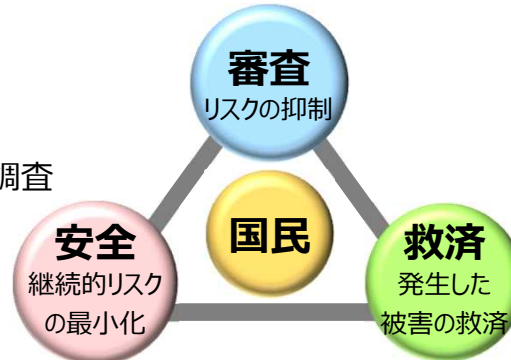
< 薬機法を軸にした行政措置に至るまでのPMDAと厚生労働省の役割分担 >

- PMDAは、厚生労働省が医薬品・医療機器等行政にかかる権限を行使する上での、重要な根拠を提供する役割を担う。一方で厚生労働省は、この根拠をもとにして最終的な行政措置を実施する。厚生労働省が行政措置を決定するに当たっては、厚生労働省に設置されている「薬事・食品衛生審議会」にて、PMDAの科学的判断について第三者によるチェックを行うことで、適正性を担保している。



【PMDA】科学的な判断の実施

- ・ 医薬品等の審査・調査、治験相談
- ・ 副作用等報告の受理・収集・整理・評価・調査
- ・ 副作用等情報の提供
- ・ 拠出金の徴収、救済給付金の支給 など



【厚生労働省】行政措置等の実施

- ・ 薬機法等の制度設計、法律改正
- ・ 審議会への付議、最終的な承認判断
- ・ 回収・緊急安全情報発出の指示
- ・ 緊急かつ重大な案件に係る安全対策業務
- ・ 救済判定 など



PMDAの果たす3つの役割（セイフティ・トライアングル）

PMDAは、国が医薬品・医療機器等行政にかかる権限を行使する上での重要な根拠を提供する業務を三部門一体となって担っている。

第5期中期目標におけるPMDAの役割

- ◎ レギュラトリーサイエンスの推進によるセイフティトライアングルの一層の質の向上・高度化
- ◎ 国際的な規制調和の推進、欧米・アジア諸国等との連携強化

（安全対策業務）

- 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価の実施
- 医療関係者・患者等への安全性情報の提供及び講じた安全対策措置のフォローアップ

（審査業務）

- イノベーションに的確に対応した医薬品等の相談及び審査の実施
- 海外開発先行の医薬品等の国内開発・導入のための環境整備及び情報発信の強化

（健康被害救済給付業務）

- 医薬品副作用被害救済制度等に関する広報及び情報提供の拡充
- 救済給付の請求事案の迅速な事務処理の実施

医薬品医療機器総合機構（PMDA）の使命等と目標との関係

（使命）

国民保健の向上に資することを目的として、医薬品・医療機器等行政にかかる施策を実現するために非常に重要となる、医薬品等の健康被害救済、承認審査及び安全対策における、最新の科学的知見に基づく根拠を提供する。

（現状・課題）

◆強み

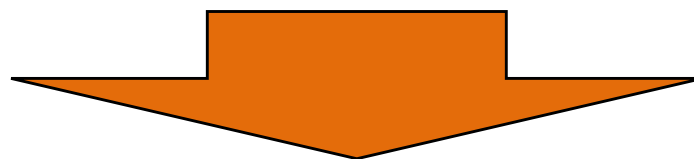
- ・セイフティ・トライアングルにより、医薬品等のライフサイクル全般を通して、国民の健康・安全の向上に貢献。
- ・多岐にわたる専門人材により、医薬品等の品質、有効性及び安全性について、最新の科学に基づき多角的に評価。

◆課題

- ・科学力向上や国際化に向けた対応及び業務の質の向上を図るため、組織体制の充実や人材育成等が必要。
- ・デジタル技術を活用した業務効率化及び組織規模に応じた適切なガバナンス確保のため、管理部門の強化が必要。

（環境変化）

- 海外で承認されているにもかかわらず、日本では承認されていない国内未承認薬が、日本で薬剤の開発に着手すらされないという「ドラッグロス」の問題などが生じており、新たな医薬品等アクセスの課題。
- 新型コロナウイルス感染症に対するmRNAワクチンや、プログラム及びこれを記録した記録媒体であるプログラム医療機器（SaMD）をはじめとする、これまで前例の無かった革新的な医薬品・医療機器等が申請・承認されており、テクノロジーの発展が加速。



（中期目標）

- 医薬品副作用被害救済制度等に関する広報等の拡充及び救済給付の請求事案の迅速な事務処理の実施。
- イノベーションに的確に対応した医薬品等の相談及び審査の実施。
- 海外開発先行の医薬品等の国内開発・導入のための環境整備及び情報発信の強化。
- 副作用・不具合情報の適切な収集・整理・評価、医療関係者及び患者・一般消費者への安全性情報の提供並びに講じた安全対策措置のフォローアップ。
- 人材力の強化及び管理部門の強化。

独立行政法人地域医療機能推進機構中期目標（案）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「ＪＣＨＯ」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

2024 年（令和 6 年）〇月〇日

厚生労働大臣 武 見 敬 三

第 1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

ＪＣＨＯは、病院、介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）等の運営を行い、救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上・増進や住民福祉の増進に寄与することを目的としており、全国に病院を展開し、法人全体として高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有するとともに、約半数の病院に老健施設が併設されているという特長がある。

ＪＣＨＯにおいては、これらの特長を生かし、病院の所在する地域の医療関係者等と連携し、5 疾病^{※1} 6 事業^{※2}、リハビリテーション、在宅医療、その他当該地域において必要とされる医療及び介護を相互補完しながら提供していくことが求められている。

※1 5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患

※2 6 事業…救急、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）

2 現状と課題

今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、地域によって大きく異なる医療・介護ニーズや医療人材等の活用可能な資源の状況を踏まえつつ、介護分野を含めた機能分化と連携、人材確保等の取組を一層促進することにより、地域住民に対し、良質な医療・ケアを効果的・効率的に提供できるような体制の構築が必要となる。

そのような中で、将来を見据えた医療提供体制を構築するため、地域医療構想の推進、医師等の働き方改革の確実な実施、医師や看護師等におけるタスク・シフト／シェアや医療の担い手不足の解消等に着実に対応していく必要がある。

また、単身や高齢者のみの世帯の更なる増加が予想されており、それぞれの地域社

会の実情に合わせた柔軟なサービスの提供によって、医療ニーズの高い要介護者を含めた要介護高齢者が在宅で生活できるよう、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。

さらに、国民目線での医療・介護サービスの提供体制を整備するに当たり、国民一人一人の医療・介護ニーズに的確に対応し、最適な医療・ケアを届けることができるよう、最大限、デジタル技術の活用を図るべきであり、特に医療分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）によるサービスの効率化・質の向上を実現することにより、最適な医療・ケアを実現するための基盤整備を進めていく必要がある。

このような将来に向けた課題がある中で、JCHOは、救急医療の実施やへき地等の病院への医師派遣等による地域医療への貢献、医療・介護両方のサービスを提供できる強みを生かした地域包括ケアシステム構築の更なる推進、特定行為を実施する看護師や高度な看護実践能力及びマネジメント能力等を持つ質の高い看護師の育成等によるタスク・シフト／シェアの推進等を着実に実施していく必要がある。

3 法人を取り巻く環境の変化

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ感染症」という。）の発生以降、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、患者や地域住民の受療行動や地域での医療及び介護に対するニーズの変化等を踏まえて、地域で適切な役割を果たすことが求められている。

また、少子高齢化の進行に伴い、今後、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中で、医療・介護分野の人材不足はこれまで以上に厳しくなることが想定される。こうした中で、将来にわたって着実に医療・介護を提供していくために、医療・介護人材の確保・育成を行っていく必要がある。

これらを踏まえて、JCHOは、社会環境や医療・介護ニーズ等の変化に対応し、地域において必要とされる医療及び介護を提供し続けられるよう、第3期中期目標期間中においては、JCHOの様々な資源を最大限有効活用し、業務運営の効率性、自立性及び質の向上も念頭に置き、病院、老健施設等を運営していくものとする。

（別添）「政策体系図」、「一定の事業等のまとめ」及び「JCHOの使命等と目標との関係」

第2 中期目標の期間

通則法第29条第2項第1号の中期目標の期間は、2024年（令和6年）4月から2029年（令和11年）3月までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

1 診療事業

(1) 良質で効果的・効率的な医療提供体制の推進

効果的・効率的な医療提供体制の推進に当たっては、将来の医療需要の動向を踏まえ、地域医療構想の実現に向け、地域の他の医療機関等との連携を進めていくとともに、地域包括ケアシステムの要として良質な医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。

① 良質な医療の提供

患者に良質かつ安全・安心な医療を提供するため、医療安全文化の醸成及び医療安全管理体制の一層の充実に取り組むこと。また、多職種間の協働によるチーム医療の実施、病院機能評価等の第三者評価の受審、臨床評価指標の活用等により、各病院における医療の質の更なる向上を図ること。

② 地域の他の医療機関等との連携

JCHO病院の多くが、医療・介護両方のサービスを提供できる強みを生かして、それぞれの地域における医療・介護を提供する機関との連携の中で、求められる役割を確実に果たすよう努めること。

医療資源を重点的に活用する外来や急性期医療を担う病院においては、医療機能の分化・連携に資するため、地域医療支援病院や紹介受診重点医療機関等として、逆紹介や医療機器の共同利用の促進など、一層その機能を発揮するよう取り組むこと。

地域に密着した病院では、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリ・ケアを担っているかかりつけ医や地域の在宅療養を支える中心的役割を担っている訪問看護ステーション等との連携・協力を一層推進すること。

また、かかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめ、地域の医療・介護施設との連携に必要な、感染予防や認知症に関する研修を含む、地域の医療・介護従事者向けの研修を実施するなど、地域の他の医療機関等との連携を推進すること。

③ 5疾病・6事業等の実施

新たに都道府県医療計画に追加される新興感染症への対応を含め、これまでJCHOの各病院が取り組んできた救急医療、在宅医療、認知症対策、へき地等の医師不足地域への医師の派遣など5疾病6事業等について、各病院の機能や特性等を踏まえ、地域で求められる役割を確実に果たすよう努めること。

また、大規模災害が発生した場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定公共機関として、国や自治体と連携し、被災地の実情に応じた持続的な支援を行うこと。

④ 地域におけるリハビリテーションの実施

「医療・介護が必要な状態になっても、自分が住み慣れた地域で暮らし続けたい」

という思いに応えるため、自治体と連携するとともに、医療と介護の両方を提供しているＪＣＨＯの特長を生かし、医療・介護の連携により早期に適切なケアプランを策定するなど、地域の実情に応じて急性期から回復期において効果的なりハビリテーションを実施すること。

⑤ 評価における指標

良質で効果的・効率的な医療提供体制の推進に関する評価について、以下の指標を設定する。

- (ア) 全ての病院が病院機能評価等の第三者評価の認定を受けることとする。
- (イ) ＪＣＨＯ全体での逆紹介率を、毎年度増加させるとともに、中期目標期間の最終事業年度までに70.0%以上とする。
- (ウ) 救急告示病院又は病院群輪番制病院に指定されている病院の救急搬送件数を毎年度、前年度より増加させる。

【指標設定及び指標水準の考え方】

(ア) 各病院において医療の質を更に向上させるためには、病院機能評価等の第三者評価の受審や臨床評価指標の活用を通して、院内の体制を絶え間なく改善していく必要があることから、病院機能評価等の第三者評価の認定を良質な医療の提供を測る指標として設定する。

目標水準については、ＪＣＨＯ病院を利用する全ての患者に良質かつ安全・安心な医療を提供するため、全病院の認定とする。(実績値：令和4年度22病院)

(イ) 国が目指す「医療・介護が必要な状態になっても、自分が住み慣れた地域において、『治し・支える』医療が地域で完結して受けられる」姿の実現に向けて、地域の他の医療機関等と連携し、かかりつけ医機能を担っている医療機関等へ患者を戻していくことが重要であることから、逆紹介率を地域の他の医療機関等との連携を測る指標として設定する。

目標水準については、地域医療支援病院の承認要件のうち、逆紹介率の最も高い水準である70%を参考にしつつ、2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）までの実績値を踏まえて、70%以上という水準を設定する。(実績値：令和元年度58.6%、令和2年度62.6%、令和3年度61.0%、令和4年度59.9%)

(ウ) ＪＣＨＯは全病院が救急告示病院又は病院群輪番制病院に指定されており、救急搬送患者の受入れを積極的に行う必要があるため、救急搬送件数を効果的・効率的な医療提供体制の推進の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、毎年度、前年度よりも増加するよう設定する。(実績値：令和元年度90,676件、令和2年度84,965件、令和3年度90,905件、令和4年度97,367件)

【重要度：高】

JCHOが地域から信頼され、必要とされ続けるために、医療の質の更なる向上を図るとともに、地域の他の医療機関等と連携により「医療・介護が必要な状態になっても、自分が住み慣れた地域において、『治し・支える』医療が地域で完結して受けられる」姿を実現することは厚生労働省の政策目標を達成するためにも重要な取組であるため。

【困難度：高】

病院機能評価等の第三者評価については、受審に当たり院内の組織や患者サービス等の体制整備やその調整等を病院全体で実施し、質の高い病院運営の実現が求められることから、認定を受けるには相当な努力が必要であるため。

地域の状況や周辺住民の意識等が様々である中で、地域の医療機関との機能分化・連携を図り、逆紹介率を維持・向上させていくことは非常に困難が伴うため。

近年、救急搬送件数は増加傾向にあるが、医師の働き方改革への取組や各病院の救急受入体制の維持といった課題がある中で、毎年度救急搬送件数を増加させることは相当な努力が必要であるため。

(2) 予防・健康づくりの推進

地域住民に対し、生活習慣病、ロコモティブシンドローム、やせ、メンタル面の不調の予防といった「誰一人取り残さない」健康づくり、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり等に関する公開講座等を開催することや、各種予防接種を実施することなどにより、地域全体の健康づくりに寄与すること。

また、疾病の早期発見・早期治療に資するため、特定健康診査及び特定保健指導を含む効果的な健康診断の実施に努めること。

○ 評価における指標

予防・健康づくりの推進に関する評価について、以下の指標を設定する。

地域住民への教育・研修の実施回数（JCHOの職員が地域住民等に対して講演や研修等を行った回数。オンラインでの実施を含む。）を毎年度 1,000 回以上とする。

【指標設定及び指標水準の考え方】

地域住民の主体的な健康の維持増進のためには、研修や公開講座等を定期的実施することによる地域住民に対する啓発が重要であるため、地域住民への教育・研修の実施回数を予防・健康づくりの推進の実績を測る指標として設定する。

目標水準としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民への教育・研修の実施回数が減少していたが、2022年度（令和4年度）は回復傾向が見られるため、新型コロナウイルス感染症発生以前の2017年度（平成29年度）から2019年度（令和元年度）までの実績値と同等の水準を設定する。（実績値：平成29年度1,080回、平成30年度1,042回、令和元年度1,059回、令和2年度481回、令和3年

度 408 回、令和 4 年度 917 回)

2 介護事業

人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なるため、地域の実情に応じた介護ニーズや自事業所の機能を踏まえ、住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供できるよう地域包括ケアシステムの推進に取り組むこと。

特に病院の附属施設であり、病院と一体的に運営されているという JCHO の老健施設等の特長を生かした医療と介護の連携を強化し、老健施設における医療ニーズの高い者（喀痰吸引、経管栄養、酸素療法が必要な者等）の受入れや、訪問看護ステーションにおける重症者（在宅での鎮痛療法や化学療法を行っている末期の悪性腫瘍、在宅酸素療法など特別な管理を必要とする者等）の受入れを推進する等、質の高いケアが提供できる体制の充実・強化に取り組むこと。

介護サービスの実施に当たっては、地域住民が、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けたいという思いに応えるため、在宅復帰・在宅療養支援の促進や認知症対策及び自宅での介護や看取り等の個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様なサービスが提供できるように努めるとともに、地域包括支援センターにおいて多職種連携により、地域の困難事例の抽出及びその解決に取り組むこと。

また、介護保険制度は 2000 年（平成 12 年）に創設されてから 20 年以上が経過し、地域密着型や複合型等の介護サービスの多様化や介護療養病床から介護医療院への移行等の状況の変化を踏まえ、地域から求められる新たな介護サービスの実施に向けた検討を行うこと。

○ 評価における指標

介護事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

訪問看護ステーションの特別管理加算の算定件数について、毎年度 10,000 件以上とする。

【指標設定及び指標水準の考え方】

訪問看護ステーションについて、地域包括ケアシステムの構築には、在宅療養の場における重症者の受入れや看取りが重要であるため、訪問看護ステーションにおける特別管理加算の算定件数を介護事業の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、2021 年度（令和 3 年度）及び 2022 年度（令和 4 年度）の実績以上の水準を設定する。（実績値：令和 3 年度 9,911 件、令和 4 年度 9,861 件）

3 病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供

利用者が、医療・ケアの内容を理解した上で、自身の治療等を主体的に選択できる

よう、相談体制を充実させ、利用者やその家族等への十分な説明、本人が望む医療やケアを前もって考え話し合う人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）を踏まえた対応等、利用者のニーズを的確に把握した上で、利用者の意思を尊重した医療・ケアを実施すること。

良質な医療の提供に向けた医療安全管理及び感染管理の体制整備及び活動の推進を図るため、医療安全に係る報告や、医療関連感染の発生等に関する情報を収集・分析するなど、医療安全及び感染対策の取組の充実を図るとともに、外部評価を活用し、透明性をもった医療の提供に向けて取り組むこと。

JCHOの有する全国ネットワークを活用し、JCHO内における医療安全や感染管理に係る事案や対策等の情報共有により、再発及び発生防止に向けた取組を推進すること。

○ 評価における指標

病院等の利用者の視点に立った医療及び介護の提供に関する評価について、以下の指標を設定する。

(ア) 患者満足度調査の「総合評価」の5段階評価において最高評価を5点、最低評価を1点として点数化し、毎年度、平均得点を入院で4.45以上、外来で4.20以上とする。

(イ) 老健施設の利用者満足度調査の「総合評価」の5段階評価において最高評価を5点、最低評価を1点として点数化し、毎年度、平均得点を入所4.46以上、通所で4.54以上とする。

(ウ) 全ての病院が下記の①②を満たすこととする。

① 実働病床数に対する院内インシデント・アクシデント報告総数を5倍以上とする。

② 全報告数に占める医師からの報告件数の割合を将来的に10%以上とするため、2023年度（令和5年度）実績値よりも、毎年度1%ずつ増加させる。

【指標設定及び指標水準の考え方】

(ア) 病院において、患者やその家族の主体的な治療の選択・意思決定を促し、患者のための医療を提供することは、病院に対しての満足度の向上につながるため、患者満足度調査を患者の視点に立った医療の提供の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）までの実績値の平均を維持するよう水準を設定する。（令和元年度～令和5年度平均値：入院4.45、外来4.20）

(イ) 老健施設において、利用者やその家族等がサービス内容を理解し、それぞれの意思を尊重した選択の上、適切なサービスが受けられるよう支援することは、利用者の施設に対する満足度の向上につながるため、利用者満足度調査を利用者の視点に立った介護の提供の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年

度)までの実績値の平均を維持するよう水準を設定する。(令和元年度～令和5年度平均値：入所4.46、通所4.54)

(ウ)良質な医療の提供に向けた医療安全管理等の質の向上のため、同様の事案の再発を防止する観点から、各病院で院内における医療安全に関する報告を活性化し、「透明性をもった医療の提供」に取り組む必要があり、院内インシデント報告総数等を満たす病院数を医療安全管理及び感染管理の質の向上の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、全ての病院が透明性をもった医療を提供できるよう全病院とする。(実績値：令和4年度20病院)

【重要度：高】

患者等の視点に立ち、主体的な治療の選択・意思決定を促すことで、患者のための医療等を提供し、また、良質な医療の提供に向けた医療安全管理等の質の向上に取り組み、透明性をもった医療を提供することで、医療の質や患者等の満足度の向上に努めることは重要度が高い。

【困難度：高】

患者等のニーズを的確に把握し、患者等の視点に立った医療の提供等により、病院を受診する患者等の満足度を維持・向上し続けることは、相当な努力が必要であるため。

透明性をもった医療を提供するため、全病院の院内のインシデント・アクシデント報告件数を増加させ、かつ全報告件数に占める医師の報告件数を一定割合以上とすることは、全職員に対する周知・徹底等による職員の意識強化や報告しやすい環境づくり等を行う必要があり、非常に困難が伴うため。

4 教育研修事業

JCHOの全国ネットワークを活用した臨床研修プログラムやキャリアパスについて、不断なる見直し等を図ることにより、質の高い職員の確保・育成に努めること。

良質な医療を提供するため、院内での医療安全活動の取組を推進する人材を複数職種で育成するとともに、それらの職種で構成されたチームにより患者及び院内職員の医療安全への理解の促進に努めること。

また、JCHOが担う地域医療の場では、多様な病態に対する基本的な診療能力を備え、患者の初期対応及び管理を適切に行うことができる、地域医療の実践病院で活躍する医師の存在が重要であるため、医療・介護が必要な状況になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズの増大等を踏まえ、引き続き、総合診療医の育成に努めること。

チーム医療及び在宅医療の推進、新興感染症等の感染拡大時の迅速かつ的確な対応、働き方改革への対応等のため、地域及び各施設のニーズに合った、特定行為を実施する看護師や高度な看護実践能力及びマネジメント能力を持ち、医師など多職種との協働により、チーム医療を積極的に提供できる質の高い看護師の育成に取り組むととも

に、特定行為を実施する看護師等が活躍できる環境を整え、タスク・シフト／シェア等を推進すること。

地域の医療・介護の質の向上に貢献するため、かかりつけ医機能を発揮する医療機関をはじめとした地域の医療・介護施設との連携に当たり、必要となる感染予防や認知症に関する研修などの実施により、メディカルスタッフに対する教育や地域の医療・介護従事者に対する教育に取り組むこと。

財政的に自立した運営を目指す中で、病院の各部門が一体となって経営改善に取り組めるよう、自院の現状を正しく理解し経営戦略を立案できる人材の育成に取り組むこと。

○ 評価における指標

教育研修事業に関する評価について、以下の指標を設定する。

- (ア) 全ての病院で医師・看護師を含む3職種以上が医療安全管理者養成研修を受講することとする。
- (イ) 毎年度、特定行為研修修了者の配置者数を前年度より増加させるとともに、特定行為研修修了者の配置者数に対する特定行為を実施する者の割合を50%以上とする。
- (ウ) 地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数（JCHOの職員が地域の医療・介護従事者に対して講演や研修等を行った回数。オンラインでの実施を含む。）を毎年度650回以上とする。

【指標設定及び指標水準の考え方】

- (ア) 医療安全管理者は、組織をふかんし安全管理に関する体制構築に向けて組織横断的に活動しているが、担当者としての役割が大きく、複数職種での人材育成が望ましいことから、医師・看護師を含む3職種以上の医療安全管理者養成研修の受講を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、医療安全体制の構築による医療安全の推進のため全病院とする。（実績値：令和4年度14病院）

- (イ) 特定行為研修修了者が活躍し、地域医療に貢献するためには、配置者数を増加させることに加え、その専門性にあった業務が実施できる体制整備が必要であることから、特定行為研修修了者の配置者数及び特定行為を実施する者の割合を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、毎年度、特定行為研修修了者の配置者数を前年度より増加するように設定する。（特定行為研修修了者：令和元年度から令和4年度までの合計286人、特定行為研修修了者配置者数：令和4年度末時点266人）

また、特定行為研修修了者の配置者数に対する特定行為を実施する者の割合について、2022年度（令和4年度）の実績値以上の水準を設定する。（実績値：令和4年度末122人（45.9%））

(ウ) 地域の医療・介護の質の向上のためには、研修や公開講座等の定期的な実施が重要であるため、地域の医療・介護従事者への教育・研修の実施回数を教育研修事業の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、JCHO病院のうち、特に地域の医療・介護従事者への教育・研修を行うことが求められる地域医療支援病院（22病院）が月に2回、その他の病院が年に3回実施すると想定して水準を設定する。（22病院×24回+35病院×3回で年間633回を超える目標回数を設定）（実績値：令和元年度860回、令和2年度306回、令和3年度686回、令和4年度681回）

第4 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

1 効率的な業務運営体制の推進

法人全体として経営の健全性を確保していくため、本部機能の見直しなど、理事長がリーダーシップを発揮できるよう、理事長を中心としたマネジメント体制を構築すること。

(1) 組織

JCHOが果たすべき役割を確実に実施し、本部と病院、それぞれが求められる役割を適切に果たせるよう、国の医療政策や介護政策等に合わせた柔軟な組織・業務の見直し等に取り組むこと。

各病院がそれぞれの地域のニーズを踏まえ、限られた医療資源を最大限に活用しつつ、果たすべき役割を確実に実施できるよう、各病院単位だけでなく法人全体や地域においても、各地域で必要な医療の提供に向けたマネジメント体制や効率的なネットワークの構築等に取り組むこと。

また、2025年（令和7年）に向けた地域医療構想だけでなく、ポスト地域医療構想や今後の幅広い介護需要の増加を見据え、地域医療・介護の担い手として、地域のニーズの変化に柔軟に対応できるよう努めること。

職員配置については、各病院における地域事情や特性を考慮するとともに、地域における医療需要を踏まえて、業務量の変化に柔軟に対応できるよう、適宜見直しを図りながら、JCHOのネットワークも活用し、医師・看護師等の人材を確保し、適正な職員配置に取り組むこと。

労働生産性の向上を図るため、勤務環境の整備及び職員の能力・資質向上に取り組むこと。

(2) 業績等の評価

組織目標の効率的かつ効果的な達成と職員の意欲の向上に資するよう、適切な業

績評価を実施すること。

(3) 情報システム整備及び管理

電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むことにより、業務の効率化、質の高い医療サービスの提供や新たな医療ニーズへの対応等を実現するための基盤整備を進めること。

また、情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、PMOの設置等の体制整備を行うとともに、地域連携を進めるための情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

各病院の特性を生かした良質な医療の提供を図るとともに、適正な職員配置、後発医薬品の採用促進等の業務運営の見直しを通し、診療収入等の増収及び経費節減を図り、各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営をすること。あわせて、経営状態に応じた適切な投資を促進し、より各病院の特性や医療資源を活用できる環境整備を行うことにより、更なる経営基盤の強化に取り組むこと。

(1) 収入の確保

医療資源の有効活用を推進するとともに、診療報酬や介護報酬の確保等収益性の向上に努めること。

また、適切な債権管理及び定期的な督促の実施による時効の中断を行うこと等により、医業未収金の発生防止や徴収の改善を図ること。

(2) 適正な人員配置に係る方針

適正な人員配置に努めるとともに、通則法に沿った給与水準とすること。

(3) 材料費

同種同効果医薬品の整理、共同調達等の調達方法及び市場における平均価格より高額で購入している場合の見直しを行い、業務収益に対する医薬品費などの材料費の比率（材料費率）の低減を図ること。

(4) 投資の効率化

病院機能の維持及び改善に必要な建物、医療機器及びITに要する投資を効率的・効果的に行うこと。

(5) 調達等の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人地域医療機能推進機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実

に実施すること。

(6) 一般管理費の節減

一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努め、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とすること。

第5 財務内容の改善に関する事項

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。

1 経営の改善

各病院の収支改善に取り組み、財政的に自立した運営の下、健全な経営を行うこと。また、経常収支率が100%未満となるなど、経営等に課題のある病院に対して、本部が必要に応じて支援を行うこと。

○ 評価における指標

経営の改善に関する評価について、以下の指標を設定する。

中期目標期間の各年度の損益計算において、JCHO全体として経常収支率（経常収益[※]÷経常費用×100）を前年度より上回ることとする。ただし、前年度の経常収支率が100%以上であった場合には、100%以上の経常収支率とする。

※ 令和5年度の新型コロナウイルス感染症への対応に関連した補助金等を除く。

【指標設定及び指標水準の考え方】

JCHOは、他の独立行政法人以上に財政的に自立した経営が求められるため経常収支率を経営改善の実績を測る指標として設定する。

目標水準については、効率的かつ財政的に自立した運営を実施するためには、黒字経営することが重要であるが、電力、ガス等をはじめとする水道光熱費の増加等の厳しい経営環境等を踏まえ、毎年度、経常収支率を前年度以上とすることを水準として設定する。ただし、前年度の経常収支率が100%以上の場合には、100%以上を維持することとする。（実績値：令和元年度 101.1%、令和2年度 105.7%、令和3年度 112.4%、令和4年度 105.6%）

【困難度：高】

電力、ガス等をはじめとした水道光熱費及び物価上昇等に伴う賃金上昇による人件費の増加並びに新型コロナウイルス感染症に伴う受療行動の変化等による厳しい経営環境に加え、医師をはじめとする職員の働き方改革が求められている状況で、診療報酬や介護報酬の改定に対応しながら、毎年度、経常収支率を前年度以上とし、また、前年度の経常収支率が100%以上となった場合にその状態を維持し続けることは相当な経営努力を必要とすることであり、困難度が高い。

なお、評価に際しては、上記のようなＪＣＨＯを取り巻く環境の変化が経営に与えた影響やそれに対する経営改善の取組及び改善状況を把握し、考慮するよう努めるものとする。

2 長期借入金の償還確実性の確保

病院建物、大型医療機器や医療ＤＸの投資に当たっては、長期借入金の償還確実性を確保すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

1 人事に関する事項

良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の人材確保・育成については、計画的に取り組むこと。

また、働き方改革を実現するため、職員全体の勤務環境の改善に取り組むこと。特に医師の勤務負担の軽減や労働時間短縮のため、タスク・シフト／シェアの推進等の国の方針に基づいた取組を着実に実施すること。

2 内部統制の充実・強化等

内部統制の更なる充実・強化を図るため、内部監査のほか、各病院におけるリスク管理の取組を推進するとともに、情報セキュリティ監査体制の充実・強化に取り組むこと。

3 情報セキュリティ対策の強化

地域の医療機能の向上及びＪＣＨＯの業務最適化の観点並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、診療機能に影響が及ばないよう情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、情報セキュリティ対策の強化に関し、情報セキュリティ研修及び伝達研修を毎年度実施し、標的型攻撃メール訓練も併せて実施すること。

さらに、本部及び各病院を対象とした情報セキュリティ監査を継続的に実施し、指摘が多い施設についてはフォローアップを行うこと。

4 広報に関する事項

本部や病院のホームページ、SNS等を活用し、ＪＣＨＯの役割、各病院の取組等について積極的な広報活動に努めること。

5 病院等の譲渡

JCHOは、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号）第14条の規定を踏まえた適切な対応を行うこと。

6 その他

既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。

厚生労働省の主な施策

- ・ 地域において必要な医療を提供できる体制の整備
- ・ 必要な医療従事者の確保や資質の向上
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築 等

第3期中期目標期間におけるJCHOが果たすべき役割

- ・ 地域医療構想の実現に向け、地域の他の医療機関等との連携を進めていくとともに、地域包括ケアシステムの要として良質な医療を提供する体制の充実・強化
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援の促進や認知症対策や自宅での介護や看取り等の個別ニーズに寄り添った柔軟かつ多様なサービスの提供
- ・ 不断なる見直し等を図ることによる質の高い職員の確保・育成 等



○病院

- ・ 地域で求められる医療の提供
- ・ 5 疾病 6 事業・リハ等への対応
- ・ 地域の医療機関との連携
- ・ 質の高い人材の確保・育成（特定行為看護師等）

○介護老人保健施設

- ・ 医療ニーズの高い者の受入
- ・ 個別のニーズに寄り添った多様なサービスの提供
- ・ 在宅復帰の推進

○訪問看護事業所

- ・ 重症者の受入
- ・ ターミナルケアの実施
- ・ 在宅療養の支援・指導

○予防・健康管理事業

- ・ 公開講座等の開催
- ・ 健康診断の推進
- ・ 特定健康診査・特定保健指導の実施



住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように

○地域包括支援センター

- ・ 介護予防・相談・支援



○地域（日常生活圏）

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の使命等と目標との関係

（使命）

- JCHOは、病院や老健施設等の運営を行い、救急医療、災害時の医療等地域で必要とされる医療や介護等を提供する機能の確保を図り、公衆衛生の向上・増進等を目的としており、全国に病院を展開し、法人全体として高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を有するとともに、約半数の病院に老健施設が併設されている。
- こうした特長を生かし、地域の医療関係者等と連携し、5疾病6事業、リハビリテーション、在宅医療、その他地域において必要とされる医療及び介護を提供していくことが求められている。

（現状・課題）

- 今後、更なる高齢者の増加と生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の医療・介護ニーズや医療人材等の状況を踏まえつつ、良質な医療・ケアを効果的・効率的に提供する体制の構築が必要。
- 将来を見据えた医療提供体制構築のため、地域医療構想の推進、医師等の働き方改革の実施や担い手不足の解消等への対応が必要。
- 要介護高齢者が在宅で生活できるよう、地域の拠点となる在宅サービス基盤の整備と機能強化が求められている。
- 将来に向けた課題がある中で、救急医療等による地域医療への貢献、医療・介護両方を提供できる強みを生かした地域包括ケアの更なる推進等の着実な実施が必要。

（環境変化）

- 新型コロナウイルス感染症の発生以降、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、地域での医療や介護のニーズの変化等を踏まえて、適切な役割を果たすことが求められている。
- 少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、医療・介護分野の人材不足は厳しいものになると想定される。こうした中で、着実に医療・介護を提供していくため、人材の確保・育成が必要。

（中期目標）

- 地域の医療機関等との連携を進め、地域包括ケアの要として良質な医療を提供する体制の充実・強化に取り組むこと。
- JCHO病院の多くが、医療・介護両方のサービスを提供できる強みを生かし、地域の医療・介護を提供する機関との連携の中で、求められる役割を確実に果たすよう努めること。
- 地域の実情に応じた介護ニーズ等を踏まえ、住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供できるよう地域包括ケアの推進に取り組むこと。
- チーム医療や在宅医療の推進、働き方改革への対応等のため、特定行為を実施する看護師等の質の高い医療従事者の育成に取り組むとともに、それらの職員が活躍できる環境を整え、タスク・シフト／シェア等を推進すること。

独立行政法人經濟產業研究所

第6期中期目標（案）

令和6年2月

經濟產業省

独立行政法人経済産業研究所 第6期中期目標（案） 目次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
II. 中期目標の期間	4
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1. 政策貢献	4
2. 調査・研究・資料統計	7
3. 成果普及・国際化	8
IV. 業務運営の効率化に関する事項	10
1. 組織体制の充実	10
2. 業務の効率化	10
3. 人材確保、人事管理の適正化	10
4. 適切な調達の実施	11
5. 業務の電子化	11
6. 情報システムの整備及び管理	11
V. 財務内容の改善に関する事項	11
1. 適切な執行管理と予算規模	11
2. 外部資金の獲得について	12
VI. その他業務運営に関する重要事項	12
1. 内部統制	12
2. 情報管理	12

- 別添
- ・ 政策体系における独立行政法人経済産業研究所
 - ・ <経済産業研究所>（<RIETI>）の使命等と目標との関係

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<法人の使命>

経済産業研究所（以下「研究所」という。）は、独立行政法人経済産業研究所法第3条にあるとおり、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを使命としている。

<法人を取り巻く環境変化>

近年の地政学的リスクの高まり、気候変動や異常気象による災害の多発、新型コロナウイルス等の感染症リスクの深刻化、それらに伴うサプライチェーンの毀損など、これまでに経験したことのない困難な状況が見られる。コロナ期からの回復・復興に当たり、少子高齢化もあいまって構造的な人手不足も顕在化している。こうした中で、各国はサプライチェーンの強靱化や脱炭素の取組を加速させるべく、市場のみに任せるアプローチから積極的な産業政策を講じる方向へ舵を切っている。我が国政府も2021年以降、「新しい資本主義」を掲げ、人への投資や国内投資の促進に向けた政策を展開、官民が協働して社会課題の解決を通じた持続可能な成長を目指しており、経済産業省では世界的な社会課題を起点にミッション志向で政府も一歩前に出て大規模・長期・計画的に取り組む「経済産業政策の新機軸」を始動している。具体的には、炭素中立社会の実現（GX）、デジタル社会の実現（DX）、経済安全保障、スタートアップ、リスクリング等の人への投資などに、大規模かつ複数年にわたる予算・税制・法制等の様々な措置を講じている。また、効果的・効率的な政策立案を支え、透明性を確保し、行政に対する信頼や財政の健全化を目指すためのEBPMの一層の推進が求められるようになっている。

<法人の現状と役割>

研究所は、政府から独立した中立的・客観的な立場から、理論的あるいは実証的な政策研究を実施することを通じて、経済産業政策の政策形成や評価検証プロセスに幅広く貢献してきた。また、経済系シンクタンクの国際的なランキングにおいて常にアジアの中ではトップクラスに位置し、査読付き英文学術誌への論文掲載数も増えているなど、国内外から高い評価を得ている。特に、政府統計データ、独自のサーベイ・データ等を用いた実証研究では、日本の拠点として内外で認知されるようになってきている。

前期（第5期：令和2～5年度）においては、文理融合・異分野融合を掲げて研究活動を行い、その成果が新型コロナウイルスワクチン接種の促進や人的資本経営コンソーシアムの立ち上げに結びついたり、女性の就労促進に関する政策検討や国会での経済成長と賃金、物価等の議論等において活用されたりするなど、政策面にもインパクトを及ぼした。また、エビデンスに基づく政策立案（EBPM）・データ駆動型行政が求められる中、研究所は令和4年4月に「EBPMセンター」を創設し、これまで進めてきた事後検証型の政策評価に加え、官民連携で実施する大規模プロジェクト等の経済効果の事前検証やこのために必要なデータ・デザイン等の基本構想を提示するための機能を新しく設けており、政府内でもその取組が注目されている。

このように第5期を通じて研究所は成果をあげてきたが、政府及び研究所を取り巻くマクロ環境及び各国の政策対応が大きな転換点を迎えている中において、第6期は、これまで以上に、研究所による政策立案・遂行への貢献が求められる環境にある。

研究所は、これまで培ってきた「知のプラットフォーム」としての強み（質の高い研究成果の蓄積、豊かな研究ネットワーク、内外における高い認知度、有用な各種データベースの存在等）を最大限いかしつ、第6期は政策立案・遂行への貢献を行うことをその役割の最も重要な軸として改めて位置付ける。例えばEBPMセンターによる伴走を含む様々な政策アドバイス機能を強化して政策のPDCAサイクルに適時に貢献することや、「経済産業政策の新機軸」に示されているような政府の中長期的な政策展開を研究・分析面から支え、自発的、積極的に政策提言を行っていくこと、研究成果の政策担当者による利活用を一層進めていくことを最も重要な軸として改めて位置付ける。また、政策貢献の取組が研究所内の組織横断的に着実に実施されるようマネジメント体制も整備していく。それらの取組を通じて、複雑で困難な政策課題に直面した際に、政策担当者がアドバイスを求めて最初に相談し、研究成果にアクセスするような、日本及びアジアにおけるトップクラスの政策研究機関になることを目指す。

Ⅱ. 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年とする。

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

I. を踏まえ、第6期中期目標期間においては、研究所の業務について、そのステークホルダーを意識した上で、政策貢献業務（主なステークホルダー：政策担当者）、調査・研究・資料統計業務（同：研究者）、成果普及・国際化業務（同：経済界を含む一般の方）の三つの評価軸の下に設定する。

1. 政策貢献

経済産業政策を研究・分析によって支え、政策のPDCAサイクルに貢献（政策提言、政策評価、EBPM伴走支援）する政策貢献の取組を第6期の重要業務として改めて位置付ける。研究所は政策担当者からのアドバイス依頼を受けるだけでなく、自ら政策課題を取材し、政策提言につながる研究を行うことを常態化し、政策担当者から見て、複雑で困難な政策課題に直面した際に、アドバイスを求めて最初に相談を受けるに値する研究成果をあげている研究機関となることを目指す。

こうした観点から、EBPMについては、令和4年4月に設置されたEBPMセンターの体制を拡充し、政策形成の段階から政策担当部局と連携する。EBPMアドバイザリーボードや、外部の研究者とのネットワークを活用しつつ、幅広いEBPMニーズに対応する。具体的には、因果推論による事後評価のほか、大規模事業の事前評価・政策効果予測等についても、政策担当者に適時、適切に伴走支援し、経済波及効果等に関する分析手法の開発に向けた研究も行う。更に、EBPMに関する知識基盤（海外を含む既存研究の収集・蓄積）としてEBPMポータルを整備し、政策担当者による利活用を推進するほか、一般での利活用も検討していく。

<関連する評価軸・評価指標等>

(定量指標)

指標 1-1 : 政策アドバイス件数について、1,296 件/期以上とする。【重要度高】【困難度高】

指標 1-2 : 白書、審議会資料等における研究成果の活用件数について、385 件/期を下回らず、425 件/期以上を目指すものとする。(アウトカム指標)【困難度高】

指標 1-3 : セミナー集客数(対面、オンライン別)のうち中央省庁等の政策担当者数について、最終年度(令和10年度)に1,224人以上とする。(アウトカム指標)【困難度高】

(定性指標)

指標 1-4 : 政策立案に対する主だった貢献を行っているか(例:「経済産業政策の新機軸」に対する各アジェンダのキースライドとして利用されるような分析、経済産業省からの要請に基づく大規模事業のEBPM案件等への方法論等の提案・新たな分析枠組み等の提言、EBPMを経済産業省の政策により広く展開・普及するための提案等)。(アウトカム指標)【重要度高】

指標 1-5 : ファカルティフェローや所内研究員の審議会等への出席・発言(ゲストスピーカー含む)。(アウトカム指標)

指標 1-6 : 研究所が経済産業省の政策課題を受けて自ら実証結果、分析、提言等を提起するイニシアティブを発揮しているか、政策当局との対話の増加に努めているか。(アウトカム指標)

指標 1-7 : 政策担当者も参画するディスカッションペーパー執筆、ウェブ寄稿や政策担当者によるセミナー登壇等におけるアドバイス等、政策と研究との接点・距離を縮めることを通じて政策立案に貢献する。

<目標水準の考え方>

定量指標である指標 1-1~1-3の目標水準は以下の考え方に基づいて設定している。第5期(令和2~5年度)の期間実績については、令和2~4年度の実績平均を用いた見込値である。

指標 1-1 : 第5期実績(864件/期・216件/年)は、第4期実績(542件/期・136件/年)の約1.5倍となっている。第6期全体の件数として、第5期からの伸び率1.5倍を維持する。漸増を想定しており、毎年の件数は「年度計画」で提示されるものとする。

指標 1－2：第 5 期実績（328 件/期・82 件/年）は、第 4 期実績（317 件/期・79 件/年）からほぼ横ばいであった。研究所の研究が白書や審議会等で活用されるか否かは、研究所自らがコントロールできない部分が多く、年ごとの変動等も想定されることから、第 5 期中の最小の実績（令和 2 年度の 77 件）を下回らない各年の最低水準の目安としつつ（通期で 385 件）、第 5 期の実績平均（82 件/年）を踏まえて、達成が困難な水準として 85 件/年を置き、通期で 425 件以上を達成することを目指す。

指標 1－3：第 5 期においてはセミナーに参加する政策担当者数は低減傾向にあった（令和 2 年度:1,224 人、3 年度:999 人、4 年度:794 人）が、これを回復させ、第 6 期の最終年度（令和 10 年度）において、第 5 期の最高値であった 1,224 人以上を実現する。毎年の件数は「年度計画」で提示されるものとする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標 1－1

【重要度高】第 6 期において「政策貢献業務」は最優先で取り組むべき業務であり、政策立案の PDCA サイクルにおける研究所の貢献度を客観的かつ定量的に把握するための指標として重要性は高い。

【困難度高】実績水準の維持ではなく前期から更に伸び率 1.5 倍を実現することは、定性指標においても示されているとおり、より一層、質の高い政策立案への貢献を求めるものであり、十分に野心的な、達成困難な目標である。

指標 1－2

【困難度高】目標水準の考え方でも述べたとおり、本指標は研究所自らがコントロールできない部分が多く、年ごとの変動等も想定されるどころ、第 5 期の実績平均を更に上回る水準を設定しており、達成の困難度は高い。

指標 1－3

【困難度高】第 5 期の初年度実績 1,224 人から直近の令和 4 年度の 794 人はほぼ半減となるまでの落ち込みである。第 5 期を通して半減した水準を、着実に回復させていくために、政策担当者のニーズをしっかりと把握し、セミナーのテーマ設定や開催方法・形式等、政策貢献に資するべくセミナーの在り方を抜本的に見直すことが必要であり、取組の困難度は高い。

指標 1－4

【重要度高】政策立案への貢献の取組は第 6 期の研究所の最重要業務として位置付けられており、取組の質的側面について評価プロセスにおいて重視する。

2. 調査・研究・資料統計

研究所は、「知のプラットフォーム」として引き続き大規模な研究ネットワークの構築に努め、質の高い研究成果の蓄積と各方面での活用を促し、世界におけるトップシンクタンクとしての地位を確立する。

研究テーマは、政府の経済政策の方針、中長期的な政策課題（特に、社会課題の解決を通じた持続可能な経済成長を目指す「経済産業政策の新機軸」等）を踏まえたものとし、中期計画及び年度計画で定める研究プログラムの下に複数の研究プロジェクトを実施する。研究プロジェクトは、学術的な意義・価値を踏まえた上で、政策担当者と研究開始前の意見交換を十分に行い、研究所の理事長、所長等で構成される運営会議において決定する。研究計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じ調査・研究の継続の適正そのものに関する助言・指導を大学、産業界等の外部の有識者から求めるものとする。政策面での活用を意識し、政策担当者とのコミュニケーションを緊密にとりながら、研究を進めるよう努める。

前期に引き続き、民間のビッグデータを活用するとともに、独自の調査結果を基に精緻なパネルデータを構築し、経済産業省を始めとする各省庁や政策研究者等にとって有益となるデータ等の整備を行う。

<関連する評価軸・評価指標等>

(定量指標)

指標 2-1 : 学術的成果として国際的な評価につながる査読付き英文学術誌等への掲載及び専門書籍への収録件数を 250 件/期以上とする。(アウトカム指標)【重要度高】

(定性指標)

指標 2-2 : シンクタンクとしての影響力をはかるため、研究所の取組の定性的側面(例: IDEAS シンクタンクランキングで日本及びアジアでトップクラスにあるか(3位以内を目安とする)、著名な学会や国際的な学術会議等において行う発表、研究所の研究員が海外から招聘されて実施した講演、研究論文の引用状況等)につき評価する。(アウトカム指標)

<目標水準の考え方>

定量指標である指標 2-1 の目標水準は以下の考え方に基づいて設定している。第5期(令和2~5年度)の期間実績については、令和2~4年度の実績平均を用いた見込値である。

指標 2-1 : 第5期中期目標期間においては、目標 200 件/期(各年の計画値は 50 件/年)に対し、303 件/期・76 件/年と、実績の見込みは目標を上回っている。目標に対するこの上振れにはコロナ要因(テーマとしての「コロナ」が雑誌掲載の可能性を高めたことや、社会的活動が制限されたことによる研究や論文執筆に集中する時間の増加といった研究者の時間再配分効果)が介在している可能性を指摘する研究がある。そもそも論文の公表から雑誌掲載までに一定のタイムラグ(1~3年)があることも考慮する必要がある。また、第6期では「政策貢献業務」に重点を置いていく中で、一層研究の力点を置くことが想定される政策研究には一般に経済学上の「学術的貢献」につながらないものがある(例えばリソースの配分シフ

トの中で EBPM センターを強化して活動しても、当該活動の成果を査読付き論文には結びつけにくい) こと、高すぎる水準の目標設定をすることで政策貢献業務に負の影響を及ぼす可能性があること等を踏まえ、コロナ前 (2019 年度) に策定した第 5 期目標の水準を維持し、通期で 250 件以上とする。必要に応じて、期中の目標変更もありうる。

<重要度高の設定理由>

指標 2 - 1

【重要度高】質の高い研究を行うことは、政策貢献や成果普及、世界のトップシンクタンクとしての影響力の発揮等、研究所の活動の基礎、前提となるものとして重要度が高い。

3. 成果普及・国際化

研究成果の効果的な発信を通じ、先進的な政策研究を行う世界のトップシンクタンクとしての研究所の認知度、理解度を向上させる。また、内外の研究機関等とのネットワークを活用したシンポジウム、セミナーの開催等、創意工夫を凝らした取組を引き続き推進し、研究所の国際化を強化する。また、政策立案を実証的な研究・分析によって支えるため、国内外の政策研究機関等との連携も強化していく。

<関連する評価軸・評価指標等>

(定量指標)

指標 3 - 1 : 公開シンポジウム・セミナー等の集客数について 37,500 人/期以上とする。

(アウトカム指標) 【重要度高】

指標 3 - 2 : 外国人招聘者によるセミナー件数について 135 件/期以上とする。

(定性指標)

指標 3 - 3 : 事後のアンケートの自由記述欄等におけるセミナー、シンポジウムにおいて質的に高い「満足度」を得る。(アウトカム指標)

指標 3 - 4 : 内外研究機関等との連携事案におけるインパクトや新規性 (人材交流、共同研究の取組、ウェブサイト相互掲載とその引用、国際的な評価の高いシンクタンク等との共催イベントや外国機関に所属する登壇者のセミナー実施による反響、海外向け各種発信の取組とその反響)。(アウトカム指標)

<目標水準の考え方>

指標 3 - 1 : 第 5 期は対面セミナーを想定して 20,000 人/期 (年平均ベース 5,000 人/年) 以上で設定したが、コロナによりオンラインミーティングの利用が急拡大 (視聴人数が増加) した。オンラインミーティングの活用は不可逆的な変化であり、今後も継続すると見込まれる。他方、経済界を含む一般の方向けの成果普及の目標を

過度に高度な水準とすることによる政策貢献への悪影響（政策担当者向け対面セミナーの開催を控える等）を勘案し、第5期目標と実績（オンラインミーティングが本格化した令和3～4年度の平均≒10,000人/年）の間（7,500人/年）を目安として通期で37,500人以上とすることが妥当。実際の各年の数値は「年度計画」で提示されるものとする。

指標3-2：第5期は目標（84件/期、（各年度計画で21件/年））に対して高い水準の実績（令和2年度：27件、3年度：28件、4年度：33件）。ただし、量的な拡大だけを求めて、結果として質が確保できずに政策貢献に資さないということにならぬようにする必要がある（例えば、「経済産業政策の新機軸」の議論動向を踏まえて、産業政策に関して第一線で研究・分析を行っている海外の著名な学者等、質の高い外国人の招聘を追求していくことも奨励したいところ、実務上はアポイントを取り付けることすら容易ではない。タイムリーなテーマではなおさら招聘の困難度は高いと想定される。このため、第5期実績の最低水準（27件/年）を目安に通期で135件以上とすることが妥当。各年の数値は「年度計画」で提示されるものとする。

<重要度高の設定理由>

指標3-1

【重要度高】研究所の研究成果の発信の機会であるシンポジウム、セミナーに、広く一般から関心を寄せられることの証左である「集客数」は評価指標として重要度が高い。

【実務との関係及び参考情報】

「政策貢献」の取組は、実務上、「調査・研究・資料統計」、「成果普及・国際化」の取組の中で行われる。評価軸（評価指標）と業務との関係については、中期計画に記載し、予算計上、評価の際にはこれを踏まえる。

また、業務の遂行に当たっては、以下の情報も参考にする。

- ・政策担当者とのディスカッションを経て公表した研究論文数。
- ・データベースアクセス件数及びそのうち政策担当者からのもの（例：go.jp アカウントからのアクセス件数）。
- ・EBPM ポータルアクセス件数。
- ・メディア（新聞、テレビ、雑誌、ウェブサイト等）での取り上げ状況や所内研究者による講演数。
- ・セミナー、シンポジウム参加者の満足度（定量的なもの）。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 組織体制の充実

- (1) 各年度計画等で定める研究プログラムそれぞれに、研究全般の管理を担うプログラムディレクターを任命する。また、必要に応じてプログラムサブリーダーを任命する。プログラムの下に置かれるプロジェクトにはその責任者となるプロジェクトリーダーを任命する。こうした研究人材の任用・配置に当たっては、専攻や研究領域と「経済産業政策の新機軸」の対象分野との関係にも留意する。また、四半期ごとに予算執行状況を確認した結果を研究計画の見直しに反映する。
- (2) 経済産業省からの多種多様な相談を受けるアクセスポイントとして、第4期に設置された「政策アドバイザー」による政策アドバイス、第5期に設置された「EBPMセンター」によるEBPM関連分析や政策のPDCAサイクルにおける伴走支援、また、中長期の経済産業政策に対する分析面からの貢献等、政策担当者向けのサービス機能を強化する。そのための政策エコノミストや政策当局・専門家とのコーディネーションを行う専門家等の採用・育成に積極的に取り組むなどの適切な人員拡充やマネジメント体制の構築を行う。ファカルティフェロー等、ネットワーク型の研究員による積極的な政策アドバイスの取組も促していく。
- (3) 多様な人材が能力を発揮できる環境を整え、新しい研究分野の人材発掘や若手研究者の積極的登用・育成、海外からの客員研究員等による新陳代謝を図っていく。グローバルな視点や、より現実の社会状況を踏まえ、内外の政策研究機関等との連携も強化、兼業等の多様な働き方を促していく。

2. 業務の効率化

第5期中期目標期間に引き続き、第6期中期目標期間中、新規増加分及び拡充分（以下、「新規等」とする）は除外した上で、一般管理費については、運営費交付金によって行う事業について、前期最終年度から毎年度平均3%以上、業務費については、前期最終年度から毎年度平均1%以上の効率化を図る。

また、新規等の運営費交付金によって行う事業については、新規等実施年度から毎年度平均で、一般管理費3%以上、業務費1%以上の効率化を図る。

限られた資源を最大限活用するための資源配分の重点化（業務のメリハリ付け）に配慮し、業務の効率化に努める。

3. 人材確保、人事管理の適正化

若年層のキャリアパスの明確化を含む必要となる適正な人材確保・育成方針の下、人事評価に基づく適正な人員配置を行い、職場活性化を図る。給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分に考慮して適正化に努めるとともに、その合理性・妥当性も含めて対外的に公表する。

政策貢献業務の強化のため、所内の人的リソースの適切な配分（必要に応じて抜本的な見直し等）に努め、「経済産業政策の新機軸」の対象領域等を踏まえた研究人材の確保（政策エコノミストとしての採用や、ファカルティフェローとしての研究参画促進）や育成に努める。若手研究者の積極的登用・育成、内外の政策研究機関等との人材交流等の連携を図っていくとともに、研究

所の運営を支える管理部門や広報部門の人材確保・育成の在り方についても、不断に見直し、適切に進めていく。

4. 適切な調達の実施

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、毎年度研究所が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

5. 業務の電子化

情報システムについて、クラウドサービスの一層の活用を行うこと等により、情報システム利用者の利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。情報システムの整備については、投資対効果を精査した上で行う。

また、研究所の情報発信力を強化し、利用者の裾野の拡大を目指すとともに、一層の効率的な実施に資するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に移行したシンポジウムやセミナー、BBL セミナー等のオンライン開催についても、政策貢献業務等における対面セミナー開催の必要性も勘案しつつ、適切に進めていく。

更に、同じく新型コロナウイルス感染症の感染拡大時に本格的に導入された在宅勤務（テレワーク）の活用、政府が推進する「働き方改革」実現に向けて、事務手続の簡素化等、電子化の促進を図るとともに、主要会議のペーパーレス化を更に徹底する。

6. 情報システムの整備及び管理

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProJect Management Office）を支援するため、PMO（Portfolio Management Office）の業務を引き続き実施する。

V. 財務内容の改善に関する事項

研究所は、経済産業政策に貢献する研究・政策提言を行う研究機関であることから、財政基盤を公的資金による運営費交付金に依拠することを基本とする。ただし、資金使途は有効か、使途の透明性が確保されているか、不必要な固定経費が発生する等硬直的な組織運営となっていないか、本来得られる収入機会を逃していないか、といった視点から交付金の効率的な使い方に努めることとする。

1. 適切な執行管理と予算規模

自然災害を始めとする特殊要因や中期目標管理法人の研究活動に伴う不確実性といった変動要因は考慮する必要があるが、より効率的かつ効果的なプロジェクトの実施を可能とするため、プロジェクトごとに研究計画の進捗状況を踏まえた運営費交付金予算の配分の見直しを行い、管理会計の手法を活用したプロジェクトごとの予算管理体制を継続する。人員体制や調査・研究業務等に係る事業計画を十分に精査し、目標を達成する上で最適な運営費交付金の執行を行う。

2. 外部資金の獲得について

官民からの受託事業費や競争的資金については、研究所のミッションに合うもの、他の研究とのシナジー効果のあるものについて前向きに検討する。また、研究成果を活用した自己資金獲得についても適切に進めていく。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制

内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）や他法人の取組等を参考にしつつ、必要な取組を推進するものとする。各種の規程を整備することはもとより、これらの仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- (1) 法人のミッションや長の指示が確実に全役職員に伝達される仕組みを継続。
- (2) 法人のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、法人の長に伝達した上で、組織・業務運営において活用。
- (3) 計画・実施・フォローアップ監査・改善という一連の PDCA を適切に実施するとともに、役職員に対する研修を行う。

等の具体的な取組を法人の長のリーダーシップの下で、日常的に進めていくものとする。

2. 情報管理

適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）」及び「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」に基づき、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。

特に、多様化・凶悪化するサイバー攻撃に対しては、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（総務省行政管理局長通知）や内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）の方針等を踏まえて、政府や関係機関等と脅威情報を共有しつつ、研究所においてソフトとハードウェア両面でのセキュリティ対策を継続する。

また、特定個人情報の取扱いに関しても、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）」（個人情報保護委員会、平成 26 年 12 月 18 日）に基づき、研究所が定める基本方針に沿った安全管理措置を着実に実施していく。

- (別添)・政策体系における独立行政法人経済産業研究所
- ・ <経済産業研究所> (<RIETI>) の使命等と目標との関係

政策体系における独立行政法人経済産業研究所

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、経済成長政策として、以下の施策の実施を求めている。

- ① 経済構造改革の推進
- ② 対外経済関係の円滑な発展
- ③ 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
- ④ 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
- ⑤ 産業保安の確保
- ⑥ 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
- ⑦ 中小企業及び地域経済の発展



政府の成長戦略等

- ◆ 新しい資本主義実行計画
- ◆ 経済財政運営と改革の基本方針2023
- ◆ 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会

新機軸部会 (2023年6月 第2次中間整理)

- ・世界的な社会課題を起点に、「ミッション志向」で政府も一歩前を出て大規模・長期・計画的に取り組む。
- ・行きすぎた新自由主義的な政策を軌道修正し、社会課題解決ニーズに支えられた新需要を創出し、高付加価値な国内投資とイノベーションを官民で加速させる。
- ・「国内投資・イノベーション・所得向上」の3つの好循環を実現する。

第5期中期目標期間における経済産業研究所の重点政策

○調査・研究・政策提言・資料統計

- ・分野間の垣根にまたがる研究を推進し、今後の産業・科学技術を見据えた経済、法制度等の研究を行う。
- ・効果的なEBPMのために政策形成の段階から政策立案当局と連携するとともに外部の研究者とのネットワークも活用しつつ、幅広いEBPMニーズに対応する。

○成果普及・国際化

- ・研究所の発信力を強化する観点から、シンポジウムやセミナー、BBLセミナー等を開催するとともに、ターゲットに合わせた効果的な広報活動として政策実務者向け及び国内外へのタイムリーな情報発信を行う。



第6期中期目標期間の方向性

○政策貢献(強化)

- ・政策立案を研究・分析によって支え、PDCAサイクルに貢献(政策提言、政策評価、EBPM伴走支援)することを最優先で取り組み、アドバイス依頼を受けるだけでなく、自ら政策課題を取材し、政策提言につながる研究を行うことを常態化する。
- ⇒政策担当者が複雑で難しい政策課題に直面した際に、アドバイスを求めて最初に相談を受けるに値する研究成果をあげている研究機関となる。

○調査・研究・資料統計

- ・「知のプラットフォーム」として大規模な研究ネットワークの構築に努め、質の高い研究成果の蓄積と各方面での活用を促し、世界におけるトップシンクタンクとしての地位を確立する。

○成果普及・国際化

- ・研究成果の効果的な発信を通じ、研究所の認知度・理解度を向上させる。
- ・内外の研究機関等とのネットワークを活用したシンポジウム、セミナーの開催等、創意工夫をこらした取組を推進し、研究所の国際化を強化する。

（使命）

内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資する。（「経済産業研究所法」第3条）

（現状・課題）

◆強み

- 理論的・実証的、また、時宜を得た質の高い政策研究を実施。
- 国内外に豊かな研究ネットワークを構築。
- EBPMセンターの設置により、具体的な政策の効果検証のほか、大規模・長期の政策について事業実施前・実施中のロジックモデルの設定や検証方法のアドバイス等を実施。
- 研究所独自のデータベースの存在。

◆弱み・課題

- ・研究成果等のアウトプットを政策立案への貢献というアウトカムに結びつけるための政策貢献機能の一層の強化が求められる。

（環境変化）

○地政学的リスク、気候変動、災害の多発、感染症リスクの深刻化、それらに伴うサプライチェーンの毀損など、これまでに経験したことのない困難な状況に直面。

○サプライチェーン強靱化や脱炭素の取組等、各国が積極的な産業政策を講じる方向へシフト。当省においても「経済産業政策の新機軸」の議論が進展。

○効果的・効率的な政策立案、政策の透明性確保、行政に対する信頼や財政健全化を目指すためのEBPM推進の要請の高まり。

（中期目標）

多様化・複雑化する政策課題の解決に向け、以下の3つの評価軸に沿い、中期目標期間中に以下を達成。

(1) 政策貢献

- 政策アドバイス件数を1,296件以上。
- 白書、審議会等資料における研究成果の活用件数について、385件を下回らず、425件以上。
- セミナー集客数(対面、オンライン別)のうち中央省庁等の政策担当者数について、最終年度(令和10年度)に1,224人以上。

(2) 調査・研究・資料統計

- 学術的成果として国際的な評価につながる査読付き英文学術雑誌等への掲載及び専門書籍への収録件数を250件以上。

(3) 成果普及・国際化

- 公開シンポジウム・セミナー等の集客数について37,500人以上。
- 外国人招聘者等によるセミナー件数について135件以上。

独立行政法人工業所有権情報・研修館
第六期中期目標

令和6年●月

経済産業省

独立行政法人工業所有権情報・研修館 第六期中期目標 目次

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
＜法人の使命＞	1
＜政策を取り巻く環境の変化＞	1
＜法人の現状と役割＞	1
II 中期目標の期間	1
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援	2
（1）関係機関との連携	2
（2）伴走支援と知財経営成功事例の創出	3
（3）大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援	3
2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用	5
（1）産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供	5
（2）中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進	5
3. 知財エコシステムを支える人材育成	8
（1）多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進	8
（2）若年層に対する知財学習支援	8
（3）海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進	8
4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献	10
（1）特許庁職員に対する研修	10
（2）調査業務実施者の育成研修	10
（3）審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等	10
IV 業務運営の効率化に関する事項	11
1. 業務の効果的な実施	11
（1）目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント	11
（2）組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用	11
（3）プロパー職員・専門人材の採用と育成	12
2. 業務運営の合理化	12
3. 業務の適正化	12
（1）一般管理費と業務経費の効率化	12
（2）委託等によって実施する業務の適正化	12
4. 給与水準の適正化	12
5. 情報システムの整備及び管理業務	12
V 財務内容の改善に関する事項	13
1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保	13
2. 効率化予算による運営	13
3. 業務コストの削減	13
4. 自己収入の確保	13
VI その他業務運営に関する重要事項	13
1. 内部統制の充実・強化	13
（1）内部統制の基盤の充実	13
（2）I N P I Tの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組	14
2. 広報活動の強化	14
3. 大規模災害等発生時の対応	14

添付資料一覧

- ・政策体系図
- ・使命等と目標との関係

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<法人の使命>

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）は、独立行政法人工業所有権情報・研修館法第三条にあるとおり、発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的としている。

<政策を取り巻く環境の変化>

デジタル化とグリーン化の競争に対応し、新型コロナウイルス感染症によりダメージを受けた日本の経済を回復していくためには、イノベーションの力を最大限発揮する必要がある中、「スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日決定）」においては、スタートアップの起業加速を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出すること、また、「知財推進計画2023（令和5年6月決定）」では、企業における知財・無形資産の投資・活用が重要な鍵であるとの認識の下、多様なプレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革を目指し、当該計画に基づく施策を着実に実行していくことが求められており、INPITが担うべき役割も多数言及されている。

<法人の現状と役割>

INPITは、第五期中期目標期間において、47都道府県に知財総合支援窓口を設置し、中堅・中小・スタートアップ企業、大学等に対するアイデア段階から知的財産の取得・利活用に至るまで、支援ニーズに迅速に対応できるよう地域の相談・支援体制の構築を図るとともに、多様な専門家等も活用し、中小企業等の知財に係る課題に、適切に対応を図ってきた。さらに、特許庁とも密接に連携し、基盤システム（J-PlatPat）による産業財産権情報の提供、初心者から専門家に至る幅広い知的財産関連人材の育成など、知財に関する総合的な支援実施機関としての役割を担ってきた。

一方、我が国の知的財産の活用状況に目を向けると、資力、人的リソース、情報、ノウハウ等が不足しているが故に、知財を企業経営のキーエレメントに据える「知的財産経営」を実践するまでには至っていない中小企業等が依然として多数存在している。

産業財産権を通じて未来を拓く「知」が生まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを協創することでイノベーションを促進する社会を実現していくため、INPITには、更なる支援メニューの充実化、関係機関との連携強化、INPIT自身の体制強化などにより知財経営支援の中核機関としての体制を整えより一層貢献していくことが求められる。

II 中期目標の期間

令和6年4月1日～令和10年3月31日（4年間）

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

特許庁と I N P I T が令和 5 年 5 月に策定した「知財活用アクションプラン¹」では、中小・スタートアップ企業、大学等における知財戦略をはじめとする事業構想の支援強化を図るため、以下の 3 つのポイントを掲げた。

①地域のニーズに即したきめ細かいワンストップ知財経営支援サービスの実現

地域ニーズに即した地域ブロックごとの知財経営支援体制の構築や全国一律での高品質な知財経営支援サービスの提供（知財経営支援ネットワークの構築）

②大学シーズをはじめとする研究開発成果の社会実装までを実現する知財戦略の浸透

地域の中小企業、スタートアップ、大学を施策の対象として一体的に捉えて、研究開発から社会実装までを切れ目無く支援する体制構築

③経営戦略と知財戦略の一体化

知財を経営に活用する重要性に関する「気づき」の促進や中小企業等に対する経営支援への知財支援の組み込み

上記 3 つのポイントを、第六期中期目標期間中の I N P I T の主要な役割として位置づけ、知財経営支援の中核機関として以下のような事業に取り組むこととする。

また、従前より I N P I T が実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するものであり、引き続き着実に実施し特許行政に貢献していく。

1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援

知財の課題発掘から知財の形成、知財の戦略的活用まで、関係機関とも連携しながらワンストップで支援する支援エコシステムを形成し、優れた技術を持つ中堅・中小・スタートアップ企業等の事業成長、知財の海外流出対策、海外展開における知財戦略の構築や大学等の研究開発成果の社会実装に向けた支援を行う。また、知財活用の成功事例の情報発信を効果的に行い、知財エコシステム形成に寄与する。

(1) 関係機関との連携

特許庁、I N P I T 及び日本弁理士会は、日本商工会議所と連携して「知財経営支援ネットワーク」の取組を強化し、地域における支援システムのコアを形成する。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人全国中小企業振興機関協会、スタートアップ支援機関連携協定に参加する政府系機関、農林水産省、公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会（JATAFF）、一般財団法人日本規格協会（JSA）、地方自治体、金融機関等とも連携し、地域の中堅・中小・スタートアップ企業等の“稼ぐ力”の向上に取り組む。

¹ <https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230524002/20230524002.html>

(2) 伴走支援と知財経営成功事例の創出

中小企業、スタートアップ企業等の相談者のうち成長が期待できる有望企業に対して、ビジネスモデル診断から知財戦略構築まで、伴走支援を行う。また、その成功事例を創出し、広く情報発信を行い「知的財産経営」の自走に寄与する。

(3) 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援

大学等のシーズの社会実装を促進するため、社会実装までを視野に入れた知財戦略の策定、プロジェクト当事者間の知的財産の取扱い等に関する支援を行う。また、公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対し、その成果が事業化・産業化につながるよう、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等を実現する知財戦略の策定等を支援する。

【指標】

(定量指標)

指標 1-1 : 関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、12,000件以上を達成する。

指標 1-2 : 関係機関との連携による、経営や事業戦略上の課題解決の状況を踏まえて判断を行う。サンプル調査により、経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合が、中期目標期間中毎年度、50%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】

指標 1-3 : 伴走型支援を行った企業数について、中期目標期間終了時までには、累計200社以上を達成する。

指標 1-4 : 伴走型支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までには、累計50社以上を達成する。(アウトカム指標)【困難度高】

(定性指標)

指標 1-5 : 認知度を高めるべく、関連機関との連携による支援の結果、経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができた成功事例について、専用ウェブサイト、SNS等を通じて情報発信を強化する。

指標 1-6 : 関連機関との連携において、単に相談案件の受け渡しを行うだけでなく、関係機関の各担当者が知財の重要性に関する気づきを得られる機会を増大し、連携によって課題解決に導くことができた成功事例／失敗事例を用いた研修や知財セミナーの実施や周知活動等を強化することにより、各担当者の知財スキルアップ(知財人材育成)に貢献する。

指標 1-7 : 伴走型支援の成功事例は、知財の戦略的活用は“稼ぐ力”の向上に貢献するというIN

P I Tの使命を裏付ける証拠となるもの。単に支援実績をホームページで公表するだけに留めず、経営者の考え方の変化や、専門家チームとのやり取り、意見の相違から腹落ちするまでのプロセス等を詳細に纏め、分かりやすく公衆に示すことにより、“稼ぐ力”の向上に貢献する。

<留意事項・想定される外部要因>

- ・知財戦略の策定と実行の重要性を認識している中堅・中小・スタートアップ企業等においても、経営環境の急速な悪化があると資金が不足し知財活動が停滞することが多い。そのため、成果指標と効果指標は、企業の経営環境の急速な悪化が全国的に生じた場合（例えば、リーマンショック時のようなグレートリセッション、パンデミック、大規模な自然災害等）は、評価において適切に考慮するものとする。
- ・関係機関における支援事業の全国規模での大幅な廃止・撤退があった場合は、連携件数に直ちに影響を与えるため、このような場合は評価において適切に考慮するものとする。

<指標水準の考え方>

指標 1-1：第五期中期目標期間中の目標件数9,000件を目安にしつつ、過去3年間における関係機関との連携件数（令和2年度：9,792件、令和3年度：11,291件、令和4年度：13,615件）から算出された年平均の連携伸び率約17.9%を基準とし、第五期における連携パートナーの増加を踏まえれば、より一層の連携が想定されるため、政策的に更に15%を上積みして（合計32.9%増）、12,000件を目標とする。

指標 1-2：経営や事業戦略の課題解決に相当程度寄与したケースの割合については、個別連携事案の当初課題からみて、I N P I Tによる支援の効果を調査することになるが、例えば、新規事業立上げや販路拡大などのビジネス課題に対し、適切な知財ポートフォリオの確保と活用、ブランディング支援、ノウハウの活用など、知的財産面での支援が効果的であったか、定性的な面から高いレベルでの効果をもって判断することを意図しており、課題解決に寄与した割合50%以上を目標とする。

指標 1-3：「知財活用アクションプラン」において、①ディープテック分野のスタートアップに対する支援強化が求められていること、また、②商工会議所等との連携強化により、知財支援のすそ野を広げることが求められており、いわゆる製造業以外の支援対象者が増加することが見込まれる。そのため、伴走型支援において、支援の困難さが増すとともに、支援に必要な専門家のバリエーション拡大が想定されるため、支援リソースも考慮し、第五期中期目標期間の支援実績と同様200社以上を成果指標とする。

指標 1-4：支援対象の高度化・高難度化を踏まえ、効果指標は第五期中期目標期間と同様、事業成長上の効果が認められた企業数について支援企業のうち25%以上（50社以上）を効果目標として設定する。なお、事業成長上の効果の判断については、伴走支援によって

売上増、営業利益増、雇用増、投資額増に寄与したかどうかなどを踏まえ、客観的に行う。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標1-2:

【重要度高】 関係機関との連携強化は「知財推進計画2023」にも掲げられた重点施策の1つであり、効果指標として重要である。

【困難度高】 経営や事業戦略の課題解決に効果をもたらすことができたかの基準は、支援を受けた者の期待値にも左右される。そのため、その解決に寄与したと50%以上のユーザーから評価を得るのは達成困難な指標である。

指標1-4:

【困難度高】 事業成長上の効果が認められたかの基準は、知財に係る支援の効果単独で測ることはできず、売上増、営業利益増、雇用増、投資額増等からの総合的な判断となるため、累計50社以上は達成困難な指標である。

2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用

特許公報等の産業財産権情報はイノベーションの基礎となる情報であり、INPITは引き続き産業財産権情報のインフラを整備し、迅速かつ安定的な情報提供を行う。また、産業財産権情報を知的財産経営に有効に活用する方策を広く普及する取組を促進する。

(1) 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)をはじめとした、国内外の産業財産権情報を提供するためのインフラを安定的に提供するとともに、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、更なる利便性向上に向け、現行のシステムの刷新も見据えた必要な見直しを検討・実施する。また、産業財産権情報の有効活用を促すため、全国各地において参加可能なセミナー等の開催や利用方法・活用方法を紹介するマニュアル等の提供活動の充実を図る。さらに、INPITは「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として位置づけられていることを踏まえ、公報閲覧室を設置し、我が国の公報を全件閲覧可能とする。

(2) 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進

企業が経営戦略や事業戦略を検討する際には、知的財産の情報を加味した上で分析することが重要である。中小企業等に対し、「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、課題解決策を提案する支援を行うとともに、支援を通じて有効であった事例を分析し、中小企業等に適した分析モデルとして公表し、知的財産情報の有効活用を促進する。

【指標】

(定量指標)

指標 2-1 : 知財情報の基盤検索サービスである J-PlatPat の普及状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間中毎年度、①マニュアルの配布件数、②講習会受講者数、③動画コンテンツ再生数を合わせて、22,000以上を達成する。

指標 2-2 : J-PlatPat の企業活動における利活用状況 (J-PlatPat を用いた競合他社の先行技術調査、技術動向調査、先願商標調査等により実現できた重複出願の排除、重複研究開発の回避、他社技術に対する侵害調査といった具体的な利活用の状況) を踏まえて判断を行う。サンプル調査に基づき、中期目標期間中毎年度、具体的に利活用が出来た割合が2/3以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】

指標 2-3 : 「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせて分析を行い、中小企業等の抱える経営や事業の課題に対して、強みを活かした解決策を提供・提案する(以下「IP ランドスケープ」という。)ことを目的とした支援を実施する。中期目標期間中毎年度、80件以上を達成する。

指標 2-4 : 中小企業等に対し IP ランドスケープを目的とした支援を実施し、対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった事例を踏まえて判断を行う。経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等に活用できた事例に関し、中期目標期間中毎年度、40件以上を達成する。(アウトカム指標)【困難度高】

(定性指標)

指標 2-5 : マニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツに関しては、ユーザーのレベル、ニーズに応じて、内容、説明の方法等をアレンジ、カスタマイズすることが必要。ユーザーの生声に基づいたマニュアル、講習会テキスト、動画コンテンツの不断の改善を求めるとともに、受身の姿勢でマニュアル、講習会、動画コンテンツを提供することに留まらず、“プッシュ型”の普及活動を強化する。

指標 2-6 : IP ランドスケープを目的とした支援が有効であった事例を分析し、中小企業等に適した“自走モデル”として公表すると共に、中小企業等が自ら実施するための課題等について、特許庁の政策立案に資するフィードバックを質・量ともに充実・強化する。

<留意事項・想定される外部要因>

・企業等を巡る経営環境の急速な悪化が全国的に生じた場合(例えば、リーマンショック時のようなグレートリセッション、パンデミック、大規模な自然災害等)は、資金が不足し知財活動が停滞することが多いため、企業等に加え、弁理士事務所等の支援者を含めた知財エコシステムの循環が停滞し、J-PlatPat 利用度も減少する恐れがある。

J-PlatPat や IPePlat (動画コンテンツの提供インフラ)は安定稼働に努め、万全の対策は施しているものの、予期し得ないサイバー攻撃や大規模災害等により、サービスに支障をきたす恐れがある。

これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

- ・知財戦略の策定と実行の重要性を認識している中堅・中小・スタートアップ企業等においても、経営環境の急速な悪化があると資金が不足し知財活動が停滞することが多い。そのため、成果指標と効果指標は、企業の経営環境の急速な悪化が全国的に生じた場合（例えば、リーマンショック時のようなグレートリセッション、パンデミック、大規模な自然災害等）は、評価において適切に考慮するものとする。

<指標水準の考え方>

指標 2-1：過去におけるトレンド（①マニュアルの配布数（令和2～4年度：年平均13,515部）、②講習会受講者数（同：年平均のべ417名）、③動画コンテンツの再生数（同：年平均7,364回）を踏まえて、合計値として22,000回以上と設定する。

指標 2-2：無料のウェブサービスである J-PlatPat は、膨大な産業財産権情報を検索する基本ツールとして、誰でも手軽に利用できる情報提供の支援インフラとしての役割を果たしている。J-PlatPat 利用者に対し、産業財産権情報の利活用に関する調査を実施し、知財経営に資する産業財産権情報提供サービスが適切に運営されているかを測るため、利用者が J-PlatPat を企業等の知財活動に有効に利活用した割合について、中期目標期間中毎年度、2/3以上を達成する。

指標 2-3：支援可能な専門人材の人的リソースを最大限活用した場合の年間実績可能件数を80件とし、成果指標（アウトプット）の目標として掲げた支援事業件数、効果指標（アウトカム）に掲げた件数については、第六期中期目標期間中、年80件×4年＝320件の母数の内、年40件×4年＝160件規模の有効事例を出すことで、IP ランドスケープの導入に興味を持つ潜在的企業に対する“呼び水”とする。

指標 2-4：対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であったかについては、経営計画の策定、販路拡大、競争力の強化、事業の転換等の経営課題に対し、経営者が IP ランドスケープ支援の結果を経営判断に活用したか評価することとなるが、経営者の主観的判断に大きく影響を受けることを踏まえれば、過半数の40件以上を目標とする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標 2-2：

【重要度高】 J-PlatPat を用いた知財情報活用は「知財推進計画2023」にも掲げられた重点施策の1つであり、効果指標としては重要である。

【困難度高】 J-PlatPat の企業活動における利活用形態は、各社によって千差万別であり、また、企業規模（大企業／中小企業等）によっても検索機能の要望レベルが異なることを踏まえれば、具体的に利活用が出来た割合が2/3以上は達成困難な指標である。

指標 2-4 :

【困難度高】 対象企業において課題解決に向けた戦略策定に具体的に有効であった否かは、経営者の主観的判断に大きく影響を受けることを踏まえれば、40件以上は達成困難な指標である。

3. 知財エコシステムを支える人材育成

中堅・中小・スタートアップ企業、大学等における知財の戦略的活用の重要性の高まりを踏まえ、知財担当者にとどまらず、経営層や他機関の支援人材、専門家などターゲットを明確化して研修プログラムを充実させる。そして、特許庁及びINPI Tが有する知識、経験及びノウハウに基づいて開発・作成した知財人材育成教材等について、インターネット経由で広く提供するためのプラットフォーム（IP ePlat）を積極的に活用して知的財産関連人材の量的・質的拡大を図る。

(1) 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進

企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、弁理士、中小企業支援人材等の様々な対象者ごとに、それぞれに適したコンテンツを体系的・計画的に開発し知財人材育成教材の利用拡大を図る。さらに、INPI Tが実施する研修における利用に加え、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等での利活用も促し、普及の拡大を図る。

(2) 若年層に対する知財学習支援

学生・生徒などの若年層の知財マインドを醸成するため、知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストを実施する。また、高校生や高等専門学校学生などへの、知財の創造から保護、活用まで総合的な知財マインドの醸成を目的とした知財学習に対する支援を実施する。

(3) 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進

INPI Tと中国、韓国及びASEAN諸国等の知財人材育成機関との間で、知財人材育成に関するノウハウの相互提供等に関する連携・協力を引き続き推進する。

【指標】

(定量指標)

指標 3-1 : IP ePlat に掲載する知財人材育成教材の新規コンテンツ（既存コンテンツの更新を含む。）の開発状況を踏まえて判断を行う。関係機関との連携の下、中期目標期間終了時まで、累計66本以上を達成する。

指標 3-2 : INPI Tが開発した知財人材育成教材の利活用状況を踏まえて判断を行う。中期目標期間終了時まで、INPI Tが主催する知財関連研修、セミナー等の機会を通じて実際に教材を利用した者及びIP ePlat 等を通じて知財人材育成教材をダウンロードした者（以下「教材利用者」という。）の合計、累計28,000者以上を達成する。（アウ

トカム指標)【重要度高】【困難度高】

(定性指標)

指標3-3: IP ePlat 自体はプル型のプラットフォームであるが、数多くのコンテンツがインターネットを通じて提供されている事実を認識していない潜在的ユーザーも多数いることから、中小企業支援機関や企業・団体・大学・高等学校等に対し知財人材育成教材に関する情報提供を強化し、かつ、連携パートナー等のニーズを把握してコンテンツを改善する。

<留意事項・想定される外部要因>

・セミナー等はグループディスカッションを含む形式で開催していることもあり、オンライン開催も取り得るとはいえ、コロナ禍でみられたような感染症の大規模流行といった不測の事態においては受講を控える要因となり、その場合は成果指標が大きな影響を受け得る。

また、成果指標は、経営環境の急速悪化、為替の変動、投資資金の国外流出、エネルギーコストの急上昇や大規模な自然災害等の要因により影響を受け得る。

これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

<指標水準の考え方>

指標3-1: 第五期中期目標期間中、知財人材育成教材の開発を累計50件行うが、令和4年度から過去3年間における関係機関との連携伸び率が約17.9%であり、更なる連携の伸び(+15%)が想定されること踏まえ、関係機関のニーズを踏まえながらコンテンツの一層の充実を図る(50×132.9%=66.45)。なお、コンテンツ開発1本ごとに各種調整等の労力がかかることを踏まえ、成果指標としてはIP ePlatのコンテンツ本数で計上する。

指標3-2: セミナー等の機会及びダウンロードを通じて実際に教材を利用した者、IP ePlat等を通じて教材をダウンロードした者等の総数が年間約7,000者弱であることを踏まえ、今期間中は28,000者を指標とする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標3-2:

【重要度高】 知財を創造・活用する人材の育成は「知財推進計画2023」にも掲げられた重点施策の1つであることから、知財人材育成教材を提供するIP ePlatの活用は効果指標として重要である。

【困難度高】 知財関連研修、セミナーでの利用者数、知財人材育成教材のダウンロード数は、ユーザーの主体的行動によるものであることを踏まえれば、累計28,000者以上は達成困難な指標である。

4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

I N P I Tが実施している特許庁職員等に対する研修及び特許庁の審査資料の整備・提供等の業務は、特許庁の最重要政策である「世界最速・最高品質の審査」の実現を支援するものであり、引き続き着実に実施する。

(1) 特許庁職員に対する研修

特許庁職員に対する研修については、特許庁と緊密に連携しつつ、特許庁が定める「研修計画」に則って実施する。また、研修カリキュラムについて、研修効果等を精査・評価し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。

(2) 調査業務実施者の育成研修

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(平成2年法律第30号)に規定されている先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者に求められる研修については、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則って実施する。また、特許庁審査官のニーズに応えられるレベルまで文献調査能力を向上させるため、研修カリキュラム等の改善を適宜行う。

(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

特許庁の審査資料として特許協力条約に規定する文献や特許公報以外の技術文献等を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供するとともに、出願書類の保管・出納業務、特許庁庁舎における相談窓口業務を着実に実施する。また、国際協力に関する特許庁の取組を支援するため、引き続き、我が国の産業財産権情報の英訳等の作成を行う。

【指標】

(定量指標)

指標4-1：特許庁の職員の能力向上状況を踏まえて判断を行う。特許庁の職員に対し、法定研修や職員の能力向上に資する研修を確実に実施し、中期目標期間中毎年度、400科目数以上を達成する。

指標4-2：特許庁の職員研修担当者に対し、I N P I Tが提供した特許庁職員向け研修について、A. 特許庁職員の能力向上に如何に貢献しているか、B. 研修運営が特許庁の満足するレベルに達しているかの2つの評価項目に関するヒアリングを行い、それぞれの項目を4段階で評価し、各項目の最上位評価指標の平均割合について、中期目標期間中毎年度、25%以上を達成する。(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】

(定性指標)

指標4-3：特許庁の職員等に対する研修の実施にあたり、弁理士・弁護士等の実務家や大学・企業研究者等が有する、特許庁業務では得られない経験・ノウハウ等を特許庁に対して提供し、職員等の能力向上に貢献する。

<留意事項・想定される外部要因>

- ・成果指標について、必須実施研修の科目数の増減は特許庁の研修計画に左右されるため、特許庁の研修方針が大幅に変わるような事態があれば科目数にも影響が及ぶ。こうした環境変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

<指標水準の考え方>

指標4-1：第五期中期目標期間中、過去3年間における平均必須科目数は372科目であったが、特許庁の要請に応じた研修実施を考慮して400科目数以上の実施を目標とする。

指標4-2：特許庁職員の能力向上及び研修運営の満足度については、INPITに対し相当程度高い成果を求めるものであり過去には実施していない試みであること、特許庁の職員研修担当者において厳格に審査をすることを踏まえ、各項目において実施する4段階評価のうち最上位評価の平均割合について、四半分である25%以上を目標とする。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標4-2：

【重要度高】 複雑化・高度化する出願に対応するため、特許審査官が複数の技術分野に習熟するよう措置を講じることが「知財推進計画2023」にも掲げられていることを含め、特許庁職員の人材育成は推進計画に掲げられた重点施策に取り組んで行く上で、効果指標としては重要である。

【困難度高】 能力向上への貢献度、満足度の評価は、絶対評価が困難であることを踏まえれば、各項目の最上位評価指標の平均割合25%以上は達成困難な指標である。

IV 業務運営の効率化に関する事項

国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長によるリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行うものとする。

1. 業務の効果的な実施

(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント

各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。その上で、PDCAサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。

(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用

外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、外部有識者へのヒアリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。

(3) プロパー職員・専門人材の採用と育成

今後の I N P I T の業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。

さらに、I N P I T が知的財産経営支援の中核機関としての役割を果たすためには、「知財」と「経営」を上手く結びつけられる人材の確保が求められるところ、企業経営について専門的な知識を有する人材を採用できるよう検討を進める。

2. 業務運営の合理化

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進等により、デジタルを活用した利便性の高い情報分析のための IT サービスの導入を検討・実施し、政策的エビデンス情報の収集分析及び組織内業務の効率化を推進する。

3. 業務の適正化

(1) 一般管理費と業務経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第六期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。

(2) 委託等によって実施する業務の適正化

委託等により実施する業務については、I N P I T が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。

4. 給与水準の適正化

給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。

5. 情報システムの整備及び管理業務

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）（以下「政府方針」という。）に則り、情報システムの適切な整備及び管理について投資対効果を精査した上で行うとともに、政府方針の改定等に適切に対応する。

また、クラウドサービスを利用できる場合、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により情報システムの調達を進める。

加えて、情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。

上記取組の実施に際しては、以下の指標により対応する。

【指標】

- ・ PMOの支援実績
- ・ 情報システムの調達時における、投資対効果に係る精査実績
- ・ クラウドサービスの活用実績

V 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保

「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、令和3年9月21日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。

2. 効率化予算による運営

運営費交付金を充当して行う業務については「IV 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

3. 業務コストの削減

管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進するとともに、持続可能な調達活動も意識しながら業務を実施する。

4. 自己収入の確保

受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修については、研修の内容・効果等を勘案して、受講料を徴収する新規研修の検討を、また、産業財産権情報提供サービスの利活用を促すための個別セミナーの有償化についての検討を行う。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実・強化

(1) 内部統制の基盤の充実

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づき、I N P I Tの全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。

(2) I N P I Tの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組

I N P I Tが運用する全ての情報システムについて、その扱う情報の格付けに応じて必要なセキュリティ対策を実施する。

また、情報セキュリティ対策については、サイバーセキュリティ戦略等の政府の方針を踏まえて、サイバーセキュリティ戦略本部において作成された政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（以下「統一基準群」という。）に基づき、I N P I Tの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、統一基準群を踏まえて定めた「情報・研修館セキュリティポリシー」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、必要に応じてI N P I Tによるヒアリング等を実施する。

さらに、N I S C（内閣サイバーセキュリティセンター）等が提供する情報システムの脆弱性等に関する情報に基づき、サイバー攻撃の未然の防止に努めるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等について職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。

2. 広報活動の強化

I N P I Tの支援施策の利用促進には、I N P I Tの知名度・認知度を高めるとともに、知財の重要性についての理解の向上を図ることが重要である。

I N P I Tの知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について検討を行いつつ、I N P I Tのブランド力を高めて広報活動を強化する。

3. 大規模災害等発生時の対応

自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。

(以上)

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に係る政策体系図

○国家戦略等の政府方針

【スタートアップ育成5か年計画】

- スタートアップの起業加速を通じて、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出する。
- スタートアップの事業化に向け、経営・法務・知的財産などの専門家による相談や支援を強化する。

【知的財産推進計画2023】

- 企業における知財・無形資産の投資・活用が重要な鍵であるとの認識の下、多様なプレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革を目指す。



第六期中期目標期間（2024年4月～2028年3月）においてINPITが目指す方向性

産業財産権を通じて未来を拓く「知」が育まれ、新たな価値が生まれる知財エコシステムを官民一体となって協創することで、**イノベーションを促進する社会を実現**していく。

①知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援

1. 関係機関との連携
2. 伴走支援と知財経営成功事例の創出
3. 大学等の研究開発成果の社会実装に向けた知財戦略策定等の支援

②知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用

1. 産業財産権情報の普及、内容の充実及び提供
2. 中小企業等における経営課題解決のための知的財産情報の有効活用の促進

③知財エコシステムを支える人材育成

1. 多様な対象者に応じた教材コンテンツの作成と利活用の促進
2. 若年層に対する知財学習支援
3. 海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進

④世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

1. 特許庁職員に対する研修
2. 調査業務実施者の育成研修
3. 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の使命等と目標との関係

（使命）

発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、**工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的としている。**

（現状・課題）

◆強み

- ・47都道府県に設置している**知財総合支援窓口**での相談
- ・産業財産権情報の基盤システム(J-PlatPat)の提供
- ・知財人材育成のためのプラットフォーム(IP ePlat)の提供
- ・知財に関する総合支援実施機関として**豊富な支援メニュー**
- ・多様な**関係機関との連携**
- ・特許庁との密接な連携

◆弱み・課題

・資力、人的リソース、情報、ノウハウ等が不足しているが故に、**知財を企業経営のキーエレメントに据える「知的財産経営」を実践するまでには至っていない中小企業等が依然として多数存在している点**が課題。

（環境変化）

○デジタル化とグリーン化の競争に対応し、新型コロナウイルス感染症によりダメージを受けた日本の経済を回復していくためには、**イノベーションの力を最大限発に揮う必要性**がある。

○「スタートアップ育成5か年計画においては、スタートアップの起業加速を通じて、**日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出すること**、また、「知財推進計画2023」では、企業における**知財・無形資産の投資・活用が重要な鍵**であるとの認識の下、多様なプレイヤーが社会の**知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革**を目指し、当該計画に基づく施策を着実に実行していくことが求められており、INPITが担うべき役割も多数存在。

（中期目標）

以下4つの柱に基づき、知的財産エコシステムを官民一体となって協創することで、**イノベーションを促進する社会の実現**を目指す。

1. 知財エコシステムを支える知財課題発掘—知財形成—知財の戦略的活用のワンストップ支援
2. 知財エコシステムを支える産業財産権情報インフラの整備とその利活用
3. 知財エコシステムを支える人材育成
4. 世界最速・最高品質審査を始めとする特許行政への貢献

独立行政法人中小企業基盤整備機構 第5期中期目標

令和6年3月

経済産業省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	4
1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援	4
2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援	5
3. スタートアップ創出・成長への貢献	6
4. 事業継続・経営体力強化への支援	7
5. 経営環境変化対応への支援	9
IV. 業務運営の効率化に関する事項	10
1. 顧客重視	11
2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制	11
3. 業務改善と新たなニーズへの対応	11
4. 業務の電子化の促進	12
5. 基金・補助金の適切な執行・管理	12
6. 業務経費の効率化	12
V. 財務内容の改善に関する事項	13
1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組	13
2. 保有資産の見直し等	13
3. 自己収入の確保及び拡大	13
VI. その他業務運営に関する重要事項	13
1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等	13
2. 様々な専門スキルをもった人材の確保・育成	13
3. 情報公開による透明性の確保	13
4. 情報セキュリティの確保	13
別添 政策体系図	14

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

1. 法人の使命

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「機構」という。）は、新たな政策課題や中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業等」という。）の支援ニーズに即応できる地域本部制をはじめとする現場重視の組織体制を構築し、中小企業等支援の専門的な知見と経験、ネットワーク、専門家の活用、多様な支援機能を組み合わせた支援ができるという強みを発揮して、経済産業省の政策体系における「中小企業・地域経済」の中核的实施機関としての役割を担っている。

加えて、限られた職員・予算等の経営資源の中で、地方公共団体、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、地域金融機関、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関、その他士業等専門家（以下、「支援機関等」という。）と連携・協働して、より多くの中小企業等に支援を届けるとともに、研修等を通じて機構がこれまでに培った支援ノウハウの共有・移転を図り、支援機関等の支援力の向上・強化への支援が求められている。

2. 我が国中小企業等を取り巻く環境の変化と中小機構の役割

中小企業等は、少子高齢化や急速な技術革新の進展、環境制約の高まりといった長期的な課題とともに、世界的な物価高や深刻な人手不足などの困難に直面している。中小企業等には、（1）新たな設備投資や賃上げ、雇用増等への対応を可能とする経営基盤の強化、売上・付加価値の拡大、（2）コロナで変化した需要構造などを踏まえた販路拡大や輸出・インバウンド需要の積極的取り組み、（3）イノベーションの促進によるスタートアップの創出、（4）確実かつ円滑な事業承継・引継ぎや再起を期した事業の活性化や経営の刷新、（5）環境制約や災害などに対応する強靱さの確保などへの対応が求められている。

機構は、第4期中期目標期間中の取組や中小企業等の課題を踏まえ、第5期中期目標期間においても政府目標に貢献し、中小企業等の課題解決や成長支援を通じて、日本経済の活性化を促進する役割が期待される。具体的には、支援機関等と連携し、成長志向の中小企業やスタートアップへの積極的な支援、全国の中小企業等の事業継続・経営体力強化や経営環境変化対応への支援を実施する。

上記の実施に当たっては、

- （1）地域牽引・成長志向の中小企業への支援
- （2）企業の成長段階に応じた新市場開拓支援
- （3）スタートアップの創出・成長への支援
- （4）事業継続・経営体力強化への支援
- （5）経営環境変化対応への支援

を柱に据え業務を実施する。

また、DX推進により顧客本位のサービスの提供と組織変革、働きがい改革、業務効率化を図るとともに、広報活動等を中小企業庁と連携して戦略的に実施する。

以上の方針のもと、機構は、第5期中期目標を以下のとおり策定する。

II. 中期目標の期間

中期目標の期間は、5年間（2024年4月～2029年3月）とする。

Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、成長志向の中小企業等やスタートアップに対して、積極的な直接支援及び支援機関等と連携した支援等を実施し、中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出を後押しする。加えて、支援機関等への支援により全国の中小企業等に対して効果的・効率的に支援を行き届け、事業承継や事業継続の推進、経営体力強化に貢献する。さらに、中小企業等を取り巻く経営環境変化への対応、経営基盤強化、緊急時への対応などを図れるよう適切な支援を行うことが重要である。

1. 地域牽引・成長志向の中小企業への支援

(1) 成長を促す一貫した支援

地域経済を牽引する中小企業等や飛躍的な成長を目指す中小企業等は、外需獲得や投資の拡大、賃上げに貢献するなど、地域社会のみならず我が国経済の発展をもたらす重要な存在であり、こうした中小企業等の成長・挑戦やイノベーションの創出に向け、重点的な支援を推進する。

(2) 多様な経営課題への対応

中小企業等が直面する多様な経営課題に対し、中小企業支援の経験豊富な専門家等を活用した仕組による効果的・効率的な相談・助言等の支援を提供する。

(定量指標)

指標 1-1 : ハンズオン支援における事前ヒアリングや調査を実施した事業者数（ハンズオン支援に至らない事業者も含む）5, 000社以上

指標 1-2 : ハンズオン支援の派遣開始から2年経過後の支援企業の「売上高」または「付加価値額」(※)の伸び率の平均が、中小企業実態基本調査のデータの2割以上、上回る（アウトカム指標）【重要度高】【困難度高】

※「付加価値額」＝営業利益＋人件費＋減価償却費

<目標水準の考え方>

指標 1-1 : ハンズオン支援の実施においては、経営者との対話と傾聴を通じて本質的課題を設定する「課題設定」の段階から支援を開始することが重要であり、そのプロセスが企業の主体的な課題解決への取組や事業成果へと繋がる。また、経営者の意欲や課題解決の実現可能性等を見極めることも必要なため、ハンズオン支援に向けた事前ヒアリングや調査を実施した事業者数を指標とする。

なお、水準感については、伴走型の支援手法を丁寧にかつ広く普及していく必要があることから、単に件数を増やすことだけを目指にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、これまでのハンズオン支援事業や4年度から開始した事業再構築相談助言事業を踏まえて推計した4年度の実績値を基準として、指標を設定する。

指標 1-2 : 前期においてハンズオン支援の目標が中小企業実態基本調査のデータと比較して1割以上上回ると設定していたこと等から、今期は、より高度な伴走型の支援を実施していくことを踏まえ、より成長度合いを高めることを目標とし、前期よりも高い指標を設定する。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標 1-2

【重要度高】: 地域での良質な雇用創出、経済の底上げに貢献する成長志向の高い中小企業等へ

の伴走支援の必要性は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2023」にも掲げられており、地域社会のみならず我が国経済の発展において極めて重要度が高い。

【困難度高】：支援にあたっては、個々の中小企業等が抱える多様な課題へ柔軟な対応が求められるとともに、顧客や競合等の外部環境を踏まえた差別化された戦略、戦術作りなど、質の高い実践的な支援が必要となり、また前期の目標よりも2倍高い水準の成果を目指すことから、達成の困難度は高い。

<想定される外部要因>

想定される外部要因としては、初年度を基準として業務遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海外における輸入規制、外貨規制の改善など輸出環境の整備が進むこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

以下2～5のセグメントにおいても同様。

2. 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援

(1) 新市場開拓支援

経済社会の変革に対応し、中小企業等が成長・発展していくためには、新たな事業展開や海外等の成長市場における需要の取込みが必要となる。そのため、特に海外展開等に向けた経営戦略の立案・具体的な準備に係る伴走支援や他の支援機関等との連携支援といった取組を通じ、中小企業等の外需獲得を含む成長分野への展開を推進する。

(2) 他機関との連携による支援

中小企業等の成長段階に応じた課題解決のため、他の独立行政法人や支援機関等との関係構築・連携を推進する。

(定量指標)

指標2-1：海外展開を志向する企業への支援件数50,000(※)件以上

※商談に向けた商材・サービスの磨き上げや進出市場の検討、戦略立案等の市場開拓準備における専門家による助言等の件数

指標2-2：海外展開の挑戦件数(商談等の進展があった件数)7,500件以上(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】

<目標水準の考え方>

指標2-1：4年度実績は11,000件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、支援件数については、前期(元年～4年度)実績の平均を基準に指標を設定する。

指標2-2：4年度実績は1,400件程度であるが、その前までの実績はコロナウイルス感染拡大に伴い漸減傾向で推移した反動による要因もあるため、前期(元年～4年度)実績の平均を基準とし、その2割増となるより高い指標を設定する。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標2-2

【重要度高】：国内外の様々な構造的変化によって経済社会の変革が進む中、中小企業等が持続

的な成長・発展を図るためには、既存の国内市場の開拓に留まらず、海外等の成長・拡大する新市場の開拓に挑戦し、新たな需要を獲得することが必要であり、重要度は高い。

【困難度高】：海外展開の比較的初期段階の中小企業等に対する商材・サービスの磨き上げに加え、販路開拓力の強化、経営戦略の見直し、海外展開の実現可能性検証等の多様で専門的支援が必要であり、また前期の実績よりも高い水準の成果を目指すことから、困難度は高い。

3. スタートアップの創出・成長への支援

(1) スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給

「スタートアップ育成5か年計画（以下、「SU5か年計画」という。）」において、スタートアップへの投資額を5年後の2027年度に10兆円規模とするとともに、将来においては、スタートアップを10万社創出するという目標が掲げられていること、また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（以下、「実行計画2023」という。）」において、成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、M&A等の取組について集中支援を行うとされていること等を踏まえ、これらの計画に貢献すべく、GP（無限責任組合員）に対する適切な審査を確保しながら、引き続き出資機能の強化を図る。

(2) スタートアップへの支援

「SU5か年計画」において「地方におけるスタートアップの創出の強化」等が掲げられていることから、インキュベーション機能や産学官のネットワーク等を通じた全国でのスタートアップの担い手の確保・育成への支援の強化を図る。

(定量指標)

指標3-1：各ファンド（再生ファンドを除く）への出資件数を70本以上（※）

※起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（ベンチャー型）、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）、グローバルスタートアップ成長投資ファンド等への出資件数（再生ファンドは除く）。

指標3-2：出資先ファンド（再生ファンドを除く）によるスタートアップ・中小企業等への投資件数を1,650社以上（アウトカム指標）【重要度高】

<目標水準の考え方>

指標3-1：ファンド事業は市場の変動に特に左右されること、官民ファンド幹事会での指標設定方法も直近10年平均で設定されていることから、同様に直近10年の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）は20本以上の出資となるよう最大限努める。

指標3-2：投資件数は増加傾向にあるものの、市場の動向に大きく影響を受けること等から過去10年間の実績の平均を基準に指標を設定する。なお、成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化等の観点から、中小企業成長支援ファンド（バイアウト型）は160社以上となるよう最大限努める。

<重要度高の設定理由>

指標3-2

【重要度高】：「SU5か年計画」において海外のベンチャーキャピタルも含めて、ベンチャーキャピタルへの公的資本の有限責任投資による投資の拡大、ベンチャーキャピタルと協調した政府によるスタートアップへの支援の拡大等を進めること、「実行計画2023」において、成長意欲のある中堅・中小企業を振興するため、M&A等の取組について集中支援を行うことが掲げられており、スタートアップや成長志向の中小企業へのリスクマネー供給やGPによるハンズオン支援強化の重要度は高い。

4. 事業継続・経営体力強化への支援

(1) 事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援

① 3機関の連携（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点）

中小企業等が抱える課題は、業種・業態、企業のライフステージ等によっても複雑多岐に亘り、また、経営者の高齢化等による事業継続のための対応も喫緊の課題である。機構はこれらの課題に対応するため、中小企業庁、経済産業局、支援機関等と連携を図り、各地の協議会、センター及び拠点の連携を促進するとともに、効率的・合理的な支援体制の構築を推進し、地域において中小企業等に寄り添った支援を着実に実施するための支援体制強化に貢献する。

② 事業承継・引継ぎへの支援

事業承継に係る支援を全国の中小企業等へ幅広く届けることの重要性に加え、民間のM&A会社が顕著に増加し、中小M&A市場が急速に拡大する中、セカンドオピニオンの実施等、公的な支援機関として助言・支援を行う事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）への期待は高まっている。また、各都道府県においてセンターを中心とした事業承継ネットワークが構築されているが、各地域において、更なる事業承継支援の定着、自走化を進めるためには、支援機関等の支援能力の向上や面的支援の推進が必要である。そのため中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部を担う機構は、センター及び支援機関等への支援を通じて、事業承継支援能力の向上と事業承継ネットワークの活性化を図る。

③ 全国の中小企業活性化協議会への支援

コロナ禍を経て増加する債務に苦しむ中小企業等が増える中、中小企業活性化協議会（以下、「協議会」という。）への相談件数はコロナ禍前を上回る水準で推移しており、「中小企業の駆け込み寺」として、収益力改善・経営改善、事業再生、再チャレンジ等の各支援段階に応じ、資金繰りに悩む中小企業等に寄り添っていく必要がある。

また、「地域における支援の最大化」を実現するためには、金融機関、信用保証協会、地域の商工会・商工会議所等の中小企業支援機関、認定経営革新等支援機関、民間専門家等との実効的な連携に向けた一層の取組が重要である。

そのため機構は、中小企業活性化全国本部として、協議会の支援能力の底上げのための取組を充実させるとともに、他の関係機関との連携を促進するための支援を推進する。

④ 全国のよろず支援拠点への支援

中小企業等の経営に関する相談をワンストップで対応する「よろず支援拠点（以下、「拠点」という。）のワンストップ機能、コーディネート機能、高度な経営アドバイス機能は、地域に欠かすことのできない中小企業等支援の重要なインフラとなっている。

機構は、よろず支援拠点全国本部として、中小企業等に対する拠点の支援能力の一層の向

上及び他の支援機関等や政府系機関との連携を促進する。

(2) 支援機関等の支援力の強化・向上支援

①支援機関等を通じた施策普及の拡大及び課題解決に資する支援機能の強化・向上

中小企業等を取り巻く経営環境の変化は著しく、直面する課題も多岐に亘る。広く全国の中小企業等へ支援を届け、地域の中小企業等の事業継続と経営体力強化を図るためには、支援機関等との連携や支援機関同士の連携促進による支援のすそ野拡大、支援機関等の支援力向上が重要である。

機構のリソースには限りがあるため全国の中小企業等へ支援を届けるためには、支援機関等と連携し支援の幅の拡大が必要となっている。また、多様な中小企業等の経営課題に対応するため、支援機関等はより専門的な知識、具体的な提案能力等が求められていることから、これらに対する取組を強化する。

また、地域における創業の促進は、地域社会が抱える課題解決や地域経済の牽引に大きく貢献するものとして期待されており、支援機関等には、創業機運の醸成や創業時の経営に関する知識・ノウハウの提供、資金調達等の支援が求められている。

②支援機関等との連携による地域経済活性化への貢献

地域経済を支える中小企業等が連携・共同化、集積の活性化、経営の革新に取り組む事業に対し、都道府県等との連携を強化し、協働することで、その事業成果の向上を図る。

また、中心市街地や商店街等の課題解決や活性化に向け、助言や情報提供等の面的伴走支援を促進する。

(3) 経営安定や事業継続のための支援

地域経済を支える中小企業等の経営の安定は重要であり、また、自然災害や感染症拡大等の影響は、個々の事業者だけでなく、サプライチェーン全体にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、中小企業等の経営の安定化のための共済制度の着実な運用や自然災害等に対する事前対策（防災・減災対策）を促進する。

経営の安定化を図り、また、自然災害等への実効性の高い事前対策を講じて、災害等の発生時の事業活動への影響の軽減・事業継続をさせることで、顧客の信用及び地域の雇用を維持し、企業価値の維持・向上ひいては地域経済の活性化に貢献する。

(定量指標)

指標4-1：支援機関等の支援する者への支援件数100,000件以上

指標4-2：講習会等を受けた支援機関等が策定した事業承継計画の件数1,200件以上
(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】

指標4-3：地域の中小企業を支援する者への支援力向上に資する講習会等の参加者数
80,000人以上

指標4-4：支援機関等による機構ノウハウ等の活用機関数(※)10,000機関以上
(アウトカム指標)

※支援機関等サポート事業(支援機関IT化支援サポート事業含む。以下同じ。)において提供した機構ノウハウ・ツールを活用した機関数

<目標水準の考え方>

指標4-1：令和4年度実績は24,327件であり、着実に支援件数は増加しているものの、

単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期(元年～4年度)実績の平均を基準に指標を設定する。

指標4-2：本指標は機構主催の講習会等により事業承継計画策定等を学んだ支援機関等が、実際に計画を策定した件数をカウントするものであるが、現状、事業承継計画策定は事業承継・引継ぎセンターが行っており、支援機関等はほとんど計画策定を行っていない。そのため、令和5年度の策定見込み件数は年間30件と見込んでいることから、これを5年後に10倍にすることを目標とし指標を設定する。

指標4-3：機構が実施する講習会等を通じて、重要な政策テーマに係る支援スキルをインプットした支援機関等の職員の数(8テーマ(※))を2,000機関(全国の主要な支援機関等の約半数)の職員が受講した数、16,000人を基準として指標を設定する。
※重要な政策テーマとは、売上拡大(販路開拓、経営計画等)、IT、経営改善(事業性評価等)、創業、事業承継、人手不足、カーボンニュートラル(以下、「CN」という。)、その他(インボイス、知財、SDGs、BCP等)の8テーマ。

指標4-4：前期で成果目標としていた対象はITプラットフォームの活用機関数のみであったが、今期ではそれ以外の支援ツール等の活用機関数も加味することとなるため、前期(元年～4年度)実績の平均(1,447機関)に(※)、新たに加味する他の支援ツール等の活用見込み(約500機関)を勘案したものを基準として指標を設定する。
※4年度のITプラットフォームの活用機関数の実績は2,004機関であり、着実に増加しているものの、単に件数を増やすことだけを目標にすることにより、本質的な課題解決に至らない等の弊害が懸念されるため、前期実績の平均を採用する。

<重要度高・困難度高の設定理由>

指標4-2

【重要度高】：事業承継ガイドラインや中小M&Aガイドラインによる事業承継の進め方についての理解の促進、中小M&A推進計画等に基づく各種支援施策等、円滑な事業承継・引継ぎに向けて国の取組は認識されつつある。一方で、依然として中小企業等における高齢の経営者や後継者未定の割合は高く、経営資源の散逸や地域経済への悪影響を防ぐために、事業承継を促進する重要度は高い。

【困難度高】：地域における事業承継支援の定着、自走化を進めるため、支援機関等の相談対応力の向上や事業承継計画の策定スキル習得に向けた支援の強化が必要であり、また、令和5年度の策定見込み件数は年間30件に対し、これを5年後に10倍にすることから、困難度は高い。

5. 経営環境変化対応への支援

(1) 経営環境変化への対応

経営環境変化(CN・グリーントランスフォーメーション(以下、「GX」という。))等への対応に向けた支援ニーズが今後さらに高まることを踏まえ、中小企業等及び支援機関等の双方への支援を拡充していく必要がある。そのため、第一義的には、中小企業等及び支援機関等へ広く施策対応の必要性への理解促進に繋がる活動、またそれだけに留まらず、実際の事業活動を促す支援を推進する。

(2) 経営基盤の強化

①中小企業等の経営課題の解決・支援機関等の支援能力向上に資する研修等

国の中小企業政策が掲げる「経営者の経営力強化」、「戦略の実現のサポート」に応じた研修が求められており、急速な技術の進歩等経営環境の変化が著しい中、新たな知識やスキルの獲得を目指した人材育成が重要であり、中小企業等の中核人材を育成することは、経営の基盤を強化することに繋がる。機構は全国規模の公的機関として、中小企業等経営管理者の経営スキル、支援機関等職員の支援スキルを高め、中小企業活性化の一助となる研修を実施し、能力向上を図る。

デジタル化や働き方改革等が進展している中、利便性やニーズ等に対応した研修手法を強化することが必要である。

②事業再構築、生産性向上への対応等に係る補助・支援

経営環境変化や経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った新分野展開や事業転換といった事業再構築を支援し、日本経済の構造転換を図っていく必要がある。中小企業等は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり、相次ぐ制度変更に対応していくことが必要である。機構には、これらを後押しするため、資金的な支援として補助事業の確実な運営を行う。

さらに、補助金事業で蓄積されたデータを活用し、個社の課題を抽出できるようシステム面・体制面を整備し、より適切な支援をプッシュ型で提供する方策を検討し、支援を実現する。

(3) 緊急時への対応

経営環境に甚大な影響を与える地震・風水害等の自然災害による突発的な事態に対応するため、機構の知見・ノウハウを結集した態勢の下、関係機関と連携し、機動的に復興・再生に向けた国の政策を展開することが重要である。

特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島において、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業等の帰還促進等やALPS処理水の処分に伴う風評被害を受け得る中小企業等に対して、関係機関等との連携した支援も求められている。

(定量指標)

指標5-1：政策テーマ（CN・GX）等の事業者及び支援機関等に対する情報提供件数
18,500件以上

指標5-2：政策テーマ（CN・GX）等の事業者による機構支援施策等の利用件数2,200件以上（アウトカム指標）【重要度高】

指標5-3：有料研修における受講人日数464,000人日以上

指標5-4：研修受講による業務への貢献数11,700件以上（アウトカム指標）

※研修終了から2～3ヵ月後に行うアンケートにて調査

<目標水準の考え方>

指標5-1：本事業は、政策上の要請により、機構として積極的に推進する必要がある事業という認識の下、今後のGX・CN支援の体制の拡充を図っていくことが必要であることから、5年度実績見込みにも今後、積極的に事業を推進することを踏まえた6年度の伸びを加味したものを基準に指標を設定する。

指標5-2：水準感については上記の考えと同様。

指標5-3：4年度実績はおよそ10万人日である。実績は着実に伸びており、回数を増加させ

ることも重要である一方、機構の研修のキャパシティに加え、質の高い研修を充実させることも考慮する必要があることから、前期(元年～4年度)実績および5年度見込みの平均を基準として指標を設定する。

指標5-4：本指標は、新たな考えに基づき設定するものであり、参考となる実績が存在しない。そのため指標を算定するに際しては、試行的に実施したアンケートにより貢献したと回答があった件数をもとに、想定される研修回数から貢献があると回答される件数を求めた推計値(2,340/年)を基準に指標を設定する。

<重要度高の設定理由>

指標5-2

【重要度高】：「GX実現に向けた基本方針」において、2050年CNの実現に向けて、中堅・中小企業のGXは極めて重要であると位置づけられおり、中堅・中小企業のGXの推進のため、機構の支援を通じたCNの実現への対応策を知るための支援や中小企業等の取組を支援機関等からプッシュ型で支援する体制の構築等の対応が求められていることから、施策推進に係るため重要度は高い。

IV. 業務運営の効率化に関する事項

1. 顧客重視

(1) 顧客重視の業務運営

- ・業務の縦割り等を排し、顧客重視の視点で支援現場のニーズに即した柔軟な発想による取組や支援施策への反映を行い、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。

(2) 認知度向上による支援施策の利用促進

- ・支援施策の利用促進には、顧客に機構及び提供するサービスを認知してもらい、機構のプレゼンスを高めることが不可欠である。そのため、支援成果や社会変化に即した情報、支援施策等のコンテンツの充実を図り、目的と対象者に応じたアプローチやメディアツールを使い分けて発信する。
- ・更なる知名度の向上、提供するサービスの高度化に向けて、中小企業庁との連携による支援策・事例等の紹介を拡充することを初め、中小企業等及び支援機関等にとって機構サービスの利用喚起に繋がる戦略的広報・発信の充実を図る。

2. 組織パフォーマンス、組織力の向上、機動的・効率的な組織・人員体制

- ・基本理念を実現するため、各役職員が行動指針に基づいて行動する。
- ・この行動を促すため、職員の育成、組織内のコミュニケーションの活性化に資する活動、組織内の情報共有の仕組の深化について引き続き取り組む。
- ・関連する政策の変化、業務の進捗状況に応じ、理事長のトップマネジメントの下、機動的かつ効率的な人員配置を行うものとする。また、その際、支出の増加の抑制を図るため、事務・事業の見直しに努めるなど、業務全体のメリハリ付けを行い人員及び財源等リソースの有効活用を図る。加えて、DXの推進などを通じ、更なる業務効率の向上を図り、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。なお、新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。
- ・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に反映する。

3. 業務の改善と新たなニーズの対応

- ・中期目標の達成に向け、PDCAサイクルに基づいて業務実績・活動を把握し、一層の業務改善、効率化に取り組むこととする。また、新たなニーズに対応するため、不断の業務の見直しを図る。

4. 業務の電子化の促進

(1) DXの推進、情報収集分析

- ・中小企業等が置かれている状況に応じて適切なサポートを選択的に受けられるよう、機構は中小企業庁が保有する補助金交付実績などの過去の支援実績等のデータとハンズオン支援など支援情報等のデータの連携を進め、支援の連続性を持たせることで、支援効果の最大化を目指す。
- ・さらに、それらを中小企業等支援に有効活用するため、両者それぞれのデータ基盤の整備状況を踏まえ、システム連携と機構の分析体制の強化に向けた検討を進め、支援の効果的な運用を図る。
- ・共済事業のオンライン化については、顧客利便性の向上及び運営主体としての生産性の向上を目的として、業務フローの見直しによる業務の効率化・合理化を行うとともに、システムの刷新を進める。

(2) 情報システムの整備及び管理

- ・デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則った、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

5. 基金・補助金の適切な執行・管理

- ・現在機構において管理している基金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに基金を管理する場合にあっては、「基金の点検・見直しの横断的な方針」（令和5年12月20日行政改革推進会議）及び「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）を踏まえ、国が定めた目標に対する達成度の評価とその結果の公表、基金規模等の定期的な見直しとその結果の公表等について、適切に取り組む。なお、基金事業の管理をする上で重要となる体制整備については、重要かつ困難度の高い課題と位置付けることとする。
- ・現在機構において執行している補助金及び第5期中期目標期間中に国の要請等により機構が新たに補助金等を執行する場合にあっては、補助金事業受託当該年度以降に発生する後年度業務も含め、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和三十年法律第七十九号）を踏まえ、適切に執行管理を行うものとする。

6. 業務経費の効率化

- ・運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）及び業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）の合計について、新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。
- ・新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は、翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。
- ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検

証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

- ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。

V. 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組

- ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）に基づき定める「運用の基本方針」に沿った運用を行い、安全かつ効率的に運用するための措置を講じる。
- ・繰越欠損金が存在する等の理由により財務の健全化を確保すべき業務については、自己収入の確保や出資事業（ファンド出資事業を除く）における早期の株式処分等を進めるための措置を講じる。また、貸付に係る不良債権額の抑制及び債務保証に係る代位返済率の抑制等を図るための措置を講じる。
- ・ファンド出資事業では適切な審査や債権管理の徹底等を行うなどの措置を講じる。

2. 保有資産の見直し等

- ・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。

3. 自己収入の確保及び拡大

- ・第一期から第四期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、本中期目標期間中も引き続き、事業者からの受益者負担の拡充や新たな収入源の実現等、自己収入の拡大に向けより一層取り組むことで、限られた財源の中でより多くの事業ニーズに対応できるよう、組織・事業運営の財政基盤を強化し、国の財政負担の抑制に引き続き取り組む。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等

- ・理事長のリーダーシップに基づくトップマネジメントとともに、法令順守（コンプライアンス）を徹底する。また、内部統制が適切に機能しているか継続的に点検・検証し、必要に応じて、規程や体制の見直しを図る。また、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。

2. 様々な専門スキルをもった人材の育成・確保

- ・中小企業等のニーズや課題、経営環境の変化、DX推進等に対応できる人材の育成を図る研修や勉強会等の実施及び人材確保並びに人事制度等の改善を積極的に推進する。
- ・また、職員の専門性向上に取り組み、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進するとともに、専門家等を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上も図る。加えて、職員の国際感覚の更なる醸成に努め、中小企業等の海外展開ニーズへの対応力を高める。

3. 情報公開による透明性の確保

- ・組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。

4. 情報セキュリティの確保

- ・「サイバーセキュリティ戦略」（令和3年9月28日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。

別添 政策体系図

以上

政策体系における独立行政法人中小企業基盤整備機構

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、中小企業・地域経済政策として、以下の施策の実施を求めている。

① 経済構造改革(新陳代謝)

② 対外経済関係

③ 産業技術・環境対策、産業標準

④ 情報処理の促進、サービス・製造産業の発展

⑦ 生活安全

⑥ 産業保安

⑦ 中小企業・地域経済

経営革新・創業促進／事業環境整備／
経営安定・取引適正化／地域産業／福
島震災復興

政府の成長戦略等

政府の成長戦略である「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及びフォローアップ等において、中小機構が役割を担うことが求められている取組及び関連する政府目標は以下の通り。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版・成長戦略等のフォローアップ

(令和5年6月閣議決定)

- ・中堅・中小企業・スタートアップのGXの推進
- ・中小企業等のDX
- ・中小企業基盤整備機構のベンチャーキャピタルへの出資機能の強化
- ・企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築等の制度整備
- ・「新規輸出1万者支援プログラム」に基づく支援

○成長志向の中小企業の創出を目指す政策の検討成果と今後の方向性

(令和5年6月中企庁)

- ・地域の中小企業が「100億企業」(売上高100億円以上の企業)など中堅企業に成長するとき、高いレベルで外需獲得、域内経済牽引、賃上げに貢献。経済成長を実現する上で、こうした成長企業の創出が重要。
- ・こうした中小企業の飛躍的成長に向け、伴走支援、ファンド事業によるサーチファンド支援を実施。

中小企業基盤整備機構の第5期中期目標期間の方向性

○機構の目的

- 中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備すること
(独立行政法人中小企業基盤整備機構法第4条抜粋)

○機構の役割

- 我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的・中核的な支援・実施機関
- 支援の専門的な知見と経験、ネットワーク等を活かし、国の政策課題と中小企業・小規模事業者のニーズを踏まえた支援を展開
 - ① 創業から成長・発展、事業承継・引継ぎ、事業再構築、事業再生までを総合的に支援
 - ② 支援機関等へ支援ノウハウの共有・移転を図り、支援機関等の支援力の向上・強化を支援

※これまで実施してきた直接的な支援では、支援施策の届く範囲に一定の限界があり、引き続き間接的な支援の強化等により、支援対象のカバレッジ拡大、サービスの質の向上を推進。

○地域牽引・成長志向の中小企業への支援

- ・成長を促す一貫した支援
- ・多様な経営課題への対応

○企業の成長段階に応じた新事業展開への支援

- ・新市場開拓支援
- ・他機関との連携による支援

○スタートアップ創出・成長への貢献

- ・スタートアップ、成長志向の中小企業へのリスクマネーの供給
- ・スタートアップへのソフト支援

○事業継続・経営体力強化への支援

- ・事業承継・引継ぎ、事業再生、収益力向上等に向けた支援
- ・支援機関等の支援力の強化・向上支援
- ・経営安定や事業継続のための支援

○経営環境変化対応への支援

- ・経営環境変化への対応
- ・経営基盤の強化
- ・緊急時への対応

独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る中（長）期目標案の概要

（使命）

中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とし、我が国で唯一の中小企業政策全般にわたる総合的・中核的な支援・実施機関として、機構が有する中小企業・小規模事業者支援の専門的な知見と経験、ネットワーク、専門家の活用、多様な支援機能を組み合わせた総合的・複合的な支援ができるという強みを発揮しつつ、国の政策課題と中小企業・小規模等事業者のニーズを踏まえた支援を展開する。

（現状・課題）

◆強み

- ・全国規模の支援機関ネットワークを有する
- ・多彩な支援メニュー・幅広い分野での専門家を有する
- ・経営相談ノウハウ・データを蓄積

◆弱み・課題

- ・全中小企業に対し職員等リソースが不足
- ・支援メニュー等連続性が不足
- ・情報分析機能が不足

（環境変化）

人口減少に伴う需要不足や人手不足、世界的な物価高を契機とするインフレ局面への転換等大きな経営環境変化により、(1)更なる収益力・経営力の強化の必要性の高まり、(2)デジタル化の進展に伴うビジネスの変容、(3)ポストコロナへの対応、(4)事業承継の必要性、(5)人手不足・人材育成への対応、(6)持続可能性の重要性の高まりなど、中小企業・小規模事業者の課題は複雑化している。

（中期目標）

以下の5つの柱に基づき、中小企業の支援を行い、日本経済の成長及び競争力の強化に貢献していく。

- (1) 地域牽引・成長志向の中小企業への支援
- (2) 企業の成長段階に応じた新市場開拓支援
- (3) スタートアップの創出・成長への支援
- (4) 事業継続・経営体力強化への支援
- (5) 経営環境変化対応への支援

加えて、業務運営・組織の見直しとして、現場重視の組織運営、人材の育成及び確保、業務運営の効率化（支援データ等の有効活用、機構の認知度向上による支援施策の利用促進、各種補助金の効率的な執行・財務内容の改善）に取り組む。

(案)

独立行政法人都市再生機構 第五期中期目標

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

I 政策体系における法人の位置づけ及び役割

機構は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、賃貸住宅の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するため、機構は、政策的意義の高い都市再生の推進、UR賃貸住宅を活用した地域コミュニティの形成やまちづくりの推進、東日本大震災からの復興等の災害からの復旧・復興支援のほか、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進などを実施してきたところであり、これらの業務で培ったまちづくりや集合住宅の管理等に関する専門性や人材面の強みを有している。

他方、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、財務体質の強化に取り組んできたところであるが、多額の有利子負債を抱える機構における金利上昇等のリスクは依然として大きく、労務費の上昇等事業コストの増加リスクも懸念されている。また、第五期中期目標期間には、大量の高経年化した賃貸住宅ストックが更新時期を迎える。

昨今の社会経済情勢に目を向けると、本格的な人口減少・少子高齢化の進展や単身世帯・共働き世帯の増加といった人口構造・世帯構成の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経た国民の生活環境の変化等に伴い、都市が抱える課題やニーズが多様化するとともに、災害の激甚化・頻発化にも直面しており、それらに対応するための施策を講じることが急務となっている。

このような状況において、機構の政策上の位置付けとして、「都市再生基本方針」（平成14年7月19日閣議決定）では、公共公益施設や医療・福祉施設等の適正な立地の促進等による都市のコンパクト化、再開発等による低未利用地の土地利用転換等を実施することにより国際競争力の強化のための環境整備などを進めることとされており、機構によるこれらの実現に向けた政策の実施・貢献が期待されている。

また、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）では、機構の賃貸住宅は、地域の実情に応じて公営住宅等の住宅セーフティネットの中心的役割を補う機能を果たしてきており、多様な世帯のニーズに応じた賃貸住宅の提供やストックの活用・再生を推進し、多様な世帯が安心して住み続けられる環境整備を行うことや、生産性向上に向けたDXの推進などが求められている。

加えて、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）では、密集市街地の解消や防災拠点等となる公園等の整備のほか、大規模災害の発生等に備え、地方公共団体における人材育成に対する支援や技術力向上のための研修等を実施することとされており、機構によるこれらの実現に向けた政策の実施・貢献が期待される場所である。

さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）に基づき定められた基本的な方針に従い、機構は、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行うことにより、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進することが求められている。

このため、機構は、上記政府方針等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営の下、機構の専門性、人材面での強みを活かし、

国の政策実施機関としての機能の最大化を図るものとする。

(別添1) 政策体系図

(別添2) 法人の使命等と目標との関係

II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

機構は、1(1)～(2)、2(1)～(2)及び3(1)～(2)の各項目を、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき「一定の事業等のまとまり」として扱う。

1 政策的意義の高い都市再生等の推進

(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進

人口減少・少子高齢化の進展、東京への一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、空き家・空き地の増加、マンションの老朽化等の社会課題や、グローバルな都市間競争の激化、デジタル化の進展、脱炭素社会の実現等の動向などの社会経済情勢の変化に対応していくためには、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能の確保等を通じて、環境配慮やまちづくりDXを推進しながら、持続可能な都市の実現を図ることが必要である。

都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多様な関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることが困難な状況が見られる。

機構は、こうした状況を踏まえ、持続可能な都市の実現に向けて都市再生を着実に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし

たコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等の多様な主体とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。

① 国際競争力と魅力を高める都市の再生

グローバルな都市間競争が激化し、社会経済情勢が変化する中、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するための機能・環境を整備する必要がある。また、大都市の国際競争力の更なる向上による効果が地方都市へ波及することで、地方発のイノベーションの成長・発展に寄与することが期待される。これらの観点から、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生をさらに進めることが必要である。

また、成熟した都市型社会において既成市街地等を再構築・更新していくためには、蓄積された都市基盤や官民双方が所有する既存ストックの有効活用、民間投資と連動した都市の効率的な運営、地域が主体となったエリアマネジメント等が重視されていることから、中長期的かつエリアを俯瞰した視点による段階的・連鎖的な事業展開や周辺エリアも含めたインフラ整備等に取り組み、複合的な課題に対応する必要がある。

このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化やエリアの価値・魅力を向上させるプロジェクトに積極的に関与するとともに、地域の状況に応じて長期継続的にエリアに関与すること。

② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生

地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体・民間事業者・公共交通事業者・地域の

まちづくり組織等の多様な主体と連携して、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。

このため、機構は、各地域の実情や立地適正化計画等との整合性を踏まえ、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化、担い手の育成・体制構築等に係るコーディネート及び都市再生事業を通じて地方公共団体等を支援すること。

③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり

自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、防災性向上による安全・安心なまちづくりを進めることが引き続き必要である。

このため、機構は、防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、密集市街地の整備改善、防災公園等の整備、老朽化マンション等の再生、災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、地方公共団体等の計画策定等に係る支援を通じて南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。

【定量目標】

- ・ コーディネート及び事業の実施地区数 330地区

【指標】

- ・ 都市再生事業等に係る民間建築投資誘発額及び経済波及効果
- ・ 地方都市等における事業化や計画策定等のコーディネート効果発現数

- ・防災性の向上に資する安全・安心なまちづくり実施地区数

<目標水準の考え方>

機構による持続可能な都市の実現に向けた都市再生を着実に推進するため、地方公共団体等のまちづくりを支援するためのコーディネートと都市再生事業に一層取り組んでいくこととしており、特に、長期継続的なエリアへの関与や、地域のまちづくりの担い手育成・体制構築支援に注力していくこと等を踏まえ、前中期目標期間と同水準（330地区）の目標値を設定した。

【重要度：高】

都市再生基本方針において、より快適に生活できる場の提供等により都市の魅力を高めるとともに、資本や人材等を呼び込み、立地する産業の国際競争力を向上させる都市再生を的確に推進することにより、国民生活の向上や経済の活性化等を図り、併せて大規模災害に備え、都市の防災に関する機能を確保することが重要であるとされているため。

【困難度：高】

都市再生の推進に当たっては、社会経済情勢の変化に柔軟に対応することや、都市が抱える複合的な課題に適切に対応していく必要があることから、地方公共団体や民間事業者のみでは対応することが困難であるとともに、都市経営の持続可能性やエリア全体として価値の向上に長期継続的に取り組むためには、段階的・連鎖的な事業展開を見据えた案件形成やインフラ整備に係る関係者間の調整など、個々の事業を実施する場合以上に地域の住民、民間事業者、地方公共団体等の多様な関係者間の意見調整、複雑な権利関係の調整等を必要とするため、困難度が高い。

(2) 都市開発の海外展開支援

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、

国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、海外の都市開発事業における案件形成の川上段階から積極的に関与し、相手国のニーズを踏まえながら、戦略的に我が国事業者の参入促進を図ることが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・民間企業単独での参入が困難な案件について、関係府省、政府機関、我が国事業者と相互に連携し、現地及び国内での情報収集体制・機能の強化等を図りながら、相手国機関からの地区開発マスタープランの策定支援等の受託や、我が国事業者の参入が見込まれる事業のフィージビリティスタディ調査等の都市開発の計画策定業務等を行うこと。
- ・我が国事業者の事業化に向けた情報提供・ビジネスマッチング等のコーディネート業務を強化し、我が国事業者の海外都市開発の進出につなげること。
- ・業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。

【指標】

- ・機構が海外の政府機関等から都市開発の計画策定業務等に係る契約を締結した件数（前中期目標期間実績（見込み）：3件）
- ・機構によるコーディネート業務を行った結果参入した我が国事業者による海外都市開発の進出件数（前中期目標期間実績（見込み）：－）
- ・海外の都市開発事業への参入の促進を図るため、機構が我が国事業者に対してコーディネート業務により支援した件数（前中期目標期間実績（見込み）：延べ124件/年）

2 UR賃貸住宅ストックの多様な活用

本格的な人口減少・少子高齢化の進展や単身世帯・共働き世帯の増加といった人口構造・世帯構成の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした居住支援機能の必要性の顕在化や人々の住まい方・働き方の変化など、社会経済情勢の変化に伴い、UR賃貸住宅に求められる役割も

多様化していることから、こうしたニーズを的確に捉え、国民共有の貴重な地域資源であるUR賃貸住宅ストックの多様な活用を促進することにより、社会課題の解決に向け積極的に貢献していく必要がある。

機構がこのような政策的役割を果たすに当たっては、昨今の社会経済情勢を踏まえ、特に、子育て世帯、高齢者等の幅広い世代や多様な世帯が安心して暮らし続けられる住環境を実現し、地域における重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築に貢献することで多様性・包摂性を有する社会の実現に寄与するとともに、UR賃貸住宅を地域に開かれた資源として活用し、団地を核とした地域の価値・魅力向上を図ることが重要である。

また、高経年化が進むUR賃貸住宅ストックが国民の多様なニーズや政策的要請に応え、将来にわたって政策的役割を果たしていくためには、ストック量の適正化に留意しつつ建替え・長寿命化等のストックの活用と再生に向けた戦略的な投資を促進し、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組を進めていくことも重要である。

機構は、これらの目的を達成するため、地方公共団体等の地域の関係者との連携を一層強化しつつ、UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成及びストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくりの推進に取り組むこと。

(1) UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成

多様性・包摂性を有する社会の実現や団地を核とした地域の価値・魅力向上を図るため、地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の多様な主体と連携し、団地及びその周辺地域も含めた住民が安心して健やかに暮らし続けられるミクストコミュニティの形成を図っていくことが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・UR賃貸住宅を含む地域一体で、高齢者世帯、子育て世帯、障害者、外国人等、幅広い世代や多様な世帯が互いに交流し、支え合い、生き生きと暮らし続けられるミクストコミュニティの形成に向けた環境づくりを推進すること。

- ・UR賃貸住宅を活用し、医療福祉機能等の地域のニーズに応じた機能の導入や地域の関係者とのネットワークの形成による地域の拠点化に係る取組を一層推進するとともに、これまで実施した施策に係る効果把握の結果を活かしながら、すでに拠点を形成した団地における取組の深化を図ること。
- ・地方公共団体や民間事業者、居住支援団体等の地域の関係者と積極的に連携し、住宅確保要配慮者をサポートする居住支援法人等に住宅を提供するなど、住宅セーフティネットの役割を充実させること。
- ・幅広い世代や多様な世帯に配慮した住宅の供給や入居制度の提供を適切に実施すること。
- ・子育て世帯が安心して子育てしやすい環境を整備するため、相談支援や交流機会の創出等に取り組むこと。
- ・高齢者世帯が安心して暮らし続けられるための見守りサービス等の提供を継続するとともに、健康寿命の延伸や生きがい創出に寄与する取組を充実させること。
- ・低所得の高齢者世帯、団地再生事業等の実施に伴い移転が必要となる居住者等の居住の安定の確保を図るため、国からの財政支援を得つつ、適切に家賃減額措置を講じること。

【定量目標】

- ・地域の医療福祉拠点化団地の形成数 計70団地程度
- ・UR賃貸住宅が立地する地方公共団体における居住支援協議会等との関係構築数 計40件程度

【指標】

- ・地域コミュニティ形成・まちづくりに貢献する地方公共団体・大学・民間等との間で締結した連携協定等の件数
- ・子育て・高齢世帯等向け住宅の契約件数

<目標水準の考え方>

- ・住生活基本計画（全国計画）において、令和12年度までに、UR賃貸住宅の地域の医療福祉拠点化団地数を250団地程度とすることが成果指標として掲げられているが、これまでの実績を踏まえ、すでに形成した団地における質の充実を図りつつ、当該指標を超える、第五期中期目標期間に70団地程度を形成することを水準として目標を設定した。
- ・地方公共団体等の地域における関係者との連携を一層強化し、地域の事情を踏まえた住宅セーフティネットの役割を充実させるため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に定める居住支援協議会に参画し、情報提供を実施する等の関係構築を図ることが効果的であることから、住宅提供の可能性があるUR賃貸住宅が1,000戸以上立地する市区町のうち、第四期中期目標最終年度時点で居住支援協議会が組織されており、機構が同協議会に参画していない地域等において、第五期中期目標期間に関係構築を図ることを見据えて目標を設定した。

【重要度：高】

住生活基本計画（全国計画）において、地域の医療福祉拠点化団地数を令和12年度に250団地とすることが成果指標として掲げられており、すでに形成した団地における質の充実を図りつつ、当該成果指標を着実に達成することで、高齢者世帯、子育て世帯等が望む地域で住宅を確保し、日常生活圏において、福祉・医療サービスや生活支援サービスが利用できる居住環境を実現することや、人口構造・世帯構成の変化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした居住支援機能の必要性の顕在化や人々の住まい方・働き方の変化など、社会経済情勢の変化に伴い、居住支援等の取組を強化することが重要であるため。

（2）ストックの活用・再生による良質な住まい・まちづくり

団地を核とした地域の価値・魅力向上を図るため、地域や団地の特性等を踏まえつつ、地方公共団体や民間事業者等の多様な主体と連携・協力し、団地の役割・機能の多様化を図るとともに、国民の多様なニーズや政策的

要請に応え、UR賃貸住宅が将来にわたって政策的役割を果たしていくため、ストック量の適正化に留意しつつ、戦略的な投資を通じた質の高い賃貸住宅を供給することなどにより、良質な住まい・まちづくりを推進していくことが求められている。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・多様化するニーズに対応した、安全・安心・快適で魅力ある賃貸住宅の供給を図るため、建替え、長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化等によるストックの質の向上を推進すること。
- ・建替え等の団地再生事業の実施に当たっては、土砂災害や浸水被害等のリスクを十分に考慮するなど、地域の災害リスク低減に留意すること。
- ・ストックの活用・再生により、地域や団地の特性に応じた機能（医療、福祉、教育、業務、防災、交流、賑わい、生活支援等）の導入又は強化、コンパクトシティの実現に向けた取組や団地に隣接する老朽化したマンションの再生支援の取組等を推進することを通じて、地域の価値・魅力向上に資するまちづくりに貢献すること。
- ・安全・安心で快適な共用部・屋外空間を備えた居住環境を創出し、多様化するライフスタイル等に対応するための利活用の推進を図ること。
- ・脱炭素社会の実現に資する取組や良好な景観の形成など、我が国における良質な賃貸住宅ストックの形成に向けた先導的な取組を率先して実施すること。

【定量目標】

- ・UR賃貸住宅ストックの省エネ改修による年間のCO₂削減効果量の累計 10,000トン
- ・地域の価値・魅力向上に資する施設の導入数 計250件程度

【指標】

- ・UR賃貸住宅ストックの価値・魅力向上に資するリノベーション住宅、建替住宅の供給戸数
- ・UR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割

合

- ・UR賃貸住宅ストックの耐震化率（住棟ベース）
- ・新しい暮らしに対応するための共用部・屋外空間等への機能導入数
- ・ストック削減戸数

<目標水準の考え方>

- ・脱炭素社会の実現に向けて、既存住宅の省エネ改修の促進が必要とされている。このため、公的賃貸住宅であるUR賃貸住宅において率先して省エネ改修に取り組むため、年間2,000トンのCO₂削減効果のある省エネ改修を毎年度実施することを水準として目標を設定した。
- ・住生活基本計画（全国計画）において、団地での建替え等により、医療福祉施設、高齢者支援施設、子育て支援施設、公園・緑地等を整備するなど、どの世帯も安全で安心してくらすことができる居住環境や住宅地を整備するものとされている。

そのため、地域の状況に鑑みながら、団地内の賃貸施設及び団地再生事業において供給される整備敷地等への新たな機能（※）導入・強化を目的とした施設の導入数について、前中期目標期間実績を維持することを水準として目標を設定した。

（※）少子高齢化対応施設（高齢者福祉施設、子育て支援施設等）、医療施設（病院等）、コミュニティ活動施設、防災性向上に寄与する施設（防災公園等）等

【困難度：高】

省エネ改修は入居中に住宅内で施工することが多く、それぞれの現場の状況に応じて居住者に十分配慮した施工計画を策定し、居住者の理解を得ながら改修を進めることが必要不可欠であることや、地域の価値・魅力向上に資する施設等の導入に当たり、世帯あたりの購買力が低下する中で地域の価値・魅力向上に資する賃貸施設を業種等のバランスに配慮しつつ誘致する必要があること、また、居住の安定を確保しつつ、居住者の理解・協力を得た上で、団地再生事業を進める必要があることから、困

難度が高い。

<想定される外部要因>

既存賃貸住宅のリノベーション、CO₂排出量の削減に資する省エネ改修、バリアフリー化、耐震改修等に当たっては、対象住宅の空き家発生状況、労務単価・建設資材物価の変動状況等に大きな影響を受ける場合がある。

3 地方公共団体等の防災力向上への支援と災害からの復旧・復興の推進

(1) 東日本大震災からの復興に係る業務の実施

原子力災害被災地域においては、復興・再生が本格的に始まり、帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」の整備等が進んでいる。

このため、機構は、引き続き、適切に事業執行管理を行い、スケジュールを遵守し、施工品質及び安全を確保しながら、復興拠点整備事業等を着実に実施するとともに、地元の意向を汲み取りながら、コミュニティ再生や賑わいづくりのためのソフト施策も行うこと。

また、津波被災地域を含む被災地方公共団体等からの要請に応じた復興まちづくりに係る技術支援等を、引き続き、国と連携しながら進めること。

【指標】

- ・復興拠点整備事業約216haについて、各地方公共団体が定める事業計画等に基づき着実に実施し、宅地等の整備を令和10年度までに完了。

【困難度：高】

原子力災害被災地域での復興事業は、未だ多くの住民が避難中であり、早期の住民帰還を実現するため、遅延することなく計画どおりに確実に進める必要があることなど、事業実施に当たっての制約が多いことから、困難度が高い。

(2) 災害からの復旧・復興支援

南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのある中、機構がこれまで培ってきた経験・実績や専門性・ノウハウを活かし、平時から、地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を図るとともに、大規模な自然災害等が発生した場合においては、被災地域の復旧・復興に向けた支援を円滑に実施することが必要であり、令和6年能登半島地震の被災地への支援についても、地域のニーズを踏まえた対応が求められる。

このため、機構は、次の取組を行うこと。

- ・地方公共団体等の復旧・復興への対応能力の向上を図るため、人材育成やノウハウの継承等に資する研修・啓発活動を実施すること。
- ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請、依頼に応じ、発災後の職員派遣等の初動対応、復旧・復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。
- ・災害発生時における地方公共団体等への復旧・復興支援を継続的に実施できるよう、機構のノウハウの蓄積・継承等の人材育成及び組織体制の構築に取り組むこと。

【定量目標】

- ・地方公共団体等における災害対応力向上に資する人材育成の支援のための研修の提供回数 75回

【指標】

- ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数
- ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等
- ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数

- ・防災・災害対応に関するイベント等での啓発活動の実施回数

<目標水準の考え方>

- ・第四期中期目標期間の関係構築先を中心に、地方公共団体等のニーズが高い「機構の経験・ノウハウを活かした研修」の提供に重点を置き、地方公共団体等の職員向けに提供することを想定している。
- ・実施に当たっては、地方公共団体等との意見交換等を通じて地域固有の災害リスクや災害対応に係る個別の課題に関する認識の共有を図るなど、事前の十分な調整・準備期間を要することを考慮し、実効性を担保するため、75回（年間15回）と設定した。

【重要度：高】

国土強靱化基本計画において、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要であること、また、いかなる災害等が発生しようとも、迅速な復旧・復興等を基本目標として、国土強靱化を推進することとされているため。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な運営が行われる組織体制の整備

政策課題への対応及び持続的な経営基盤の確立を両立するため、継続的に事務・事業や組織の点検を行いつつ、効率的・効果的な業務運営が行われる組織体制の整備を図ること。

2 デジタル化（DX）の推進

政策実施機能の最大化に資するITの整備、業務の効率化や生産性の向上、社会や顧客ニーズの多様化に対応したサービスの創出・提供、DXの推進に必要な知見を有する人材の確保・育成を図ること。

その際、システムの整備及び管理に当たっては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）及びデジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタ

ル大臣決定) にのっとり行うこと。

3 適切な事業リスクの管理等

(1) 事業リスクの管理

機構が、地方公共団体や民間事業者のみでは実施困難な都市再生事業等を進めるに当たっては、事業リスクの把握・管理及びその精度向上を図るとともに、必要に応じて、事業の見直しを行うこと。

(2) 事業評価の実施

事業の効率性及びその実施過程の透明性の確保を図るため、適切に事業評価を実施すること。

4 一般管理費、事業費の効率化

一般管理費（人件費、公租公課及び基幹系システム再構築に係る経費を除く。）について、継続的に縮減に努め、第四期中期目標期間の最終年度（令和5年度）と中期目標期間の最終年度（令和10年度）を比較して3%以上に相当する額を削減すること。

事業費については、引き続き、事業の効率的な執行に努めるとともに、市場や調達環境の分析を行い、入札契約方式の見直しや調達方法の最適化、発注の効率化等を推進しコスト縮減を図るなど、コスト構造の改善をより一層推進すること。なお、都市再生事業及び賃貸住宅事業については、多様な民間連携手法を活用し、政策的意義が高い事業や機構の収益改善効果が高い事業に重点的に配分すること。

5 入札及び契約の適正化の推進

機構は国の財政支出や財政投融资を用いて多額の契約を行い、公共事業を実施していることから、事業の実施において、機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保するため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、公正かつ透明な調達を確保すること。

また、引き続き入札談合等関与行為の防止対策を徹底するとともに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について監査を受けること。

V 財務内容の改善に関する事項

1 財務体質の強化

金利上昇等の経営環境の変化に対応するため、資産の良質化等を推進してキャッシュフローの最大化を図り、有利子負債残高を削減するとともに、効率的・効果的な投資や資産の圧縮により、持続的な経営基盤の確立を図ること。

【定量目標】

- ・有利子負債残高を令和10年度末時点において平成25年度末比で2.9兆円削減

<目標水準の考え方>

独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて策定された経営改善計画において、有利子負債残高を令和15年度末時点で平成25年度末比3兆円以上削減することを目標としており、その達成に向けた中間的な目標として設定した。

【重要度：高】

機構が持続的な経営をしていく上で、有利子負債の削減が不可欠であるため。

<想定される外部要因>

急激な金利上昇に伴う資金調達コストの増加や不動産市況など社会経済情勢の変化、労務費の上昇など事業コストの増加により、大きな影響を受ける場合がある。

VI その他業務運営に関する重要な事項

1 脱炭素・環境及び都市景観への配慮

事業実施に当たっては、地球温暖化対策の推進、自然環境の保全・創出及び質の高い都市景観の形成、建設工事等により発生する建設副産物等のリサイクルや環境物品等の調達による環境負荷の低減に配慮すること。

2 国の施策等に対応した取組及び成果の社会還元

国の施策等への対応、機構が実施する事業の持続的な推進及び新たなサービス等の展開を見据えた研究開発や実証実験等を機構が実施する事業のフィールドで行い、得られた成果について積極的に社会還元するよう努めること。

特に、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進のため、賃貸住宅におけるBIMの導入拡大に積極的に取り組むこと。

3 保有資産の適切な管理・運用

機構が保有する賃貸宅地等の資産について、地域づくり・まちづくりにおける課題への対応や持続的な経営の確保の観点を踏まえ、適切に管理・運用を行うこと。

また、宅地造成等経過勘定における繰越欠損金については、中期目標期間中に解消を図ること。

4 内部統制の適切な運用等

(1) 内部統制の適切な運用

コンプライアンスの徹底や内部監査の質の向上を図るとともに、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、内部統制の一層の充実・強化を図ること。

(2) 業務運営の透明性の確保と広報の推進

業務運営に関する透明性の確保を図るため、独立行政法人等の保有す

る情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、財務情報、業務の実施状況等について積極的に情報公開を行うこと。

また、機構の業務について、国民や地方公共団体等の事業関係者などの理解を深めるための広報活動を推進すること。

（3）情報セキュリティの確保

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、サイバー攻撃等の新たな脅威に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保すること。

また、役職員の情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図ること。

（4）個人情報保護

機構が保有する個人情報について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な対応を行うこと。

5 人事に関する計画

人員については、機構に求められる業務の内容や政策的必要性、法人全体の経営上の観点、緊急性等を踏まえ、政策実施機能の発揮と自立的な経営の確保を両立するために必要な人員を適正に配置すること。

その際、社会経済情勢の変化を踏まえ、事業全体をマネジメントする能力など、機構の業務に求められる高度な専門性の向上、各業務を通じて培ってきたノウハウ、技術力の承継のため、人材の確保・育成に関する方針を定め、戦略的に人材を確保・育成すること。

また、人件費管理について、独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、業務の特性等を踏まえた給与水準に留意するとともに、機構の業務実績等の給与への適切な反映など、給与体系の適切な運用を行うこと。

さらに、多様化する社会ニーズに対応するため、女性の積極的な採用や活躍推進、障害者を含む多様な人材の就業継続支援、職員の理解向上に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方がしやすく、職員の生産性の向上や

創造力の発揮に資する職場環境づくりを推進するなど働き方改革に取り組むこと。

独立行政法人都市再生機構 政策体系図

主な政府方針

住生活基本計画

(令和3年3月19日閣議決定)

- DXの進展等に対応した新しい住まい方の実現
- 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
- 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
- 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質なストックの形成 等

都市再生基本方針

(平成14年7月19日閣議決定)

- 都市のコンパクト化の推進等
- 災害に強いまちづくりの推進
- 都市の国際競争力の強化のための環境整備 等

国土強靱化基本計画

(令和5年7月28日閣議決定)

- 密集市街地の火災対策、津波に強いまちづくりの促進 等

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針

(平成30年8月30日告示)

- 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進

都市再生機構の目的

市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与すること

第五期中期目標期間における主な取組

都市再生事業

- 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進
 - ▶ 機構の公共性・中立性・ノウハウを活かしたコーディネート
 - ▶ 地方公共団体等の多様な主体とのパートナーシップの下での政策的意義の高い事業の実施
- ① 国際競争力と魅力を高める都市の再生
 - …長期継続的にエリアに関与し、地域の状況に応じた複合的な課題に段階的・連鎖的に対応
- ② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生
 - …地域まちづくりの担い手育成等を通じ、地公体等を支援
- ③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり
- 都市開発の海外展開支援

賃貸住宅事業

- UR賃貸住宅を活用したミクストコミュニティの形成
 - ▶ 団地を活用した地域のニーズに応じた拠点化に係る取組を推進するとともに、既に拠点を形成した団地での取組を深化
 - ▶ 地方公共団体、居住支援団体等の地域の関係者と連携し、住宅セーフティネット機能を充実
- ストックの活用・再生による
良質な住まい・まちづくり
 - ▶ 賃貸住宅ストックの活用と再生に必要な戦略的な投資を促進し、建替え、長寿命化、リノベーション、省エネ化、バリアフリー化によるストックの質の向上を推進
 - ▶ 地域や団地の特性に応じた施設(生活支援・医療・福祉・防災・コミュニティ)の導入等を通じ、地域の価値・魅力向上に貢献

災害対応・復興支援業務

- 東日本大震災からの復興業務
 - ▶ 原子力災害被災地域におけるハード・ソフト両面での支援
- 災害からの復旧・復興支援
 - ▶ 地方公共団体等の復旧・復興の対応能力向上を図るため、人材育成・ノウハウ継承に資する研修・啓発活動の実施
 - ▶ 発災後におけるUR職員の派遣等の初動対応、復興に向けたコーディネートの実施
 - ▶ 災害対応支援を継続的に実施可能とするため、UR職員の育成・組織体制を構築

(使命)

市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与すること

(現状・課題)

- ◆強み
 - ・まちづくりに関する多様な人材・豊富なノウハウ
 - ・公共性、公平・中立性を活かした関係者間の調整力、公的主体としての事業実施権能
 - ・良質な環境を備えたUR賃貸住宅を管理
- ◆弱み・課題
 - ・多額の有利子負債を抱え、金利上昇リスクに対して脆弱な財務状況
 - ・労務費等の事業コストの上昇
 - ・賃貸住宅ストックの高経年化が進行

(環境変化)

- 人口減少・少子高齢化の進展
 - ・都市のコンパクト化やイノベーション創出に資する土地利用やエリアの魅力及び価値の向上に資する取組が必要
 - ・UR賃貸住宅ストックを活用した子育て・高齢者世帯への支援ニーズが増加
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経た変化
 - ・居住支援機能の必要性が顕在化
- 激甚化・頻発化する災害への対応の必要性
 - ・地方公共団体の災害対応能力向上への支援ニーズが増加
- 脱炭素・DXといった新たな政策課題



(中期目標)

- 都市再生事業 大都市等において、長期継続的なエリアへの関与を含め、国際競争力強化・エリア価値向上を推進
地方都市等において、地域まちづくりの担い手育成等を通じて地方公共団体等を支援
- 賃貸住宅事業 地方公共団体等の多様な主体と連携した、ミクストコミュニティの形成や住宅セーフティネット機能の充実に向けた取組
戦略的投資等によりストックの良質化を一層推進し、地域の良好な居住環境・まちづくりに貢献
- 災害対応
・復興支援業務 原子力災害被災地域の復興・再生をハード・ソフトの両面で支援
地方公共団体の災害対応力向上に向けた人材育成支援等を充実
- 業務運営等 DXを推進し、業務の効率化と多様化するニーズに対応 脱炭素社会の実現に向けた取組の実施
機構の専門性向上、ノウハウ・技術力継承に向けた人材の育成

令和6年3月

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

（法人の使命）

独立行政法人環境再生保全機構（以下「ERCA」という。）は、公害や石綿による健康被害対策、廃棄物処理対策等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に資する研究・技術開発の推進、気候変動適応策としての熱中症対策の推進等による、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。

（政策を取り巻く環境の変化）

我が国の環境を取り巻く状況をみると、気候変動や生物多様性の損失等の地球環境の悪化が、危機的状況にあり、環境問題の枠にとどまらず、経済・社会にも大きな影響を与える問題となっている。

これらの直面する社会課題に対し、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向け、統合的に取組を推進することを通じて、持続可能な新たな成長を実現していくことが求められる。

2050年カーボンニュートラルと2030年度温室効果ガス46%削減目標や、気候変動と密接な関係がある生物多様性の保全や資源循環等の目標の達成は、決して容易なものではなく、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置付け、全ての社会経済活動において、持続可能な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠である。

一方で、我が国の高度経済成長により深刻化した公害等による健康被害のため、今なお多くの方が療養している。環境政策の目指すところは、「環境保全上の支障の防止」及び「良好な環境の創出」からなる環境の保全とそれを通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、Well-being、経済厚生の上昇」であり、また人類の福祉への貢献でもある。引き続き公害の防止や健康被害の補償・救済といった基盤的取組を着実に進め、人の命と環境を守る環境政策の不変の原点を追求していくことも併せて重要である。

（法人の現状と課題）

環境政策は急速に変化しており、人類の直面する危機を克服すべくカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの同時達成を促進するとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していこうとしている。

ERCAは、環境省のパートナーとして、公害健康被害の補償をはじめとする人の命と環境を守る基盤的取組に加え、こうした環境政策の野心的な目標に対して積極的な役割を果たしていくことを目指して、複雑化する社会の変化や求められる役割の変化に対応し、環境・経済・社会の複合的な課題解決とSDGsの実現に貢献する組織となるべきである。そして、ERCAが将来像として自ら描いた、シンクタンク機能、ファンディングエージェンシー機能、環境データ集積機能を発揮できる組織を目指して、バックキャストの手法で前進すべきである。

ERCAは、これまで汚染負荷量賦課金の徴収、各種基金の運用管理、医療費等の給付、地方公共団体やNGO・NPO、研究機関に対する資金配分を適切に実施し、多様なステークホ

ルダーと連携協働して、成果を向上させてきた。また、次世代の環境保全を担う若手の NGO・NPOや研究者の育成、医療従事者向け研修等による専門的な人材育成にも力を入れるとともに、石綿健康被害救済業務においては、ERCA職員自らが患者や遺族からの相談に対して丁寧かつ正確な対応を行い、国民からの信頼を獲得してきた。

ERCAは、これらの「強み」を最大限に生かし、将来像の実現や環境政策が置かれた状況の変化、地域における社会課題解決に向けたニーズの高まりを念頭に置きつつ、各業務の背景にある経緯や努力の方向性等を十分に認識し、その役割を果たしていく必要がある。

(第5期中期目標期間におけるERCAのミッション)

以上の位置付け及び役割の下、第4期中期目標期間における業務の実績についての評価等を踏まえ、第5期中期目標期間におけるERCAのミッションを次のとおりとする。

- ① 社会課題の解決による持続可能な成長を推進し、時代の要請に対応する。
- ② 人の命と環境を守る基盤的取組を着実に実施し、不変の原点を追求する。

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とする。

(補記1) 以下、「前中期目標期間実績」とは、第4期中期目標期間における、平成31～令和4年度の実績を表す。

(補記2) 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価に当たっては、下記「第3」における中期目標の単位項目①レベル(①レベルがない項目は(1)レベル)をそれぞれ事業等のまとまりとして評価単位に設定する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～

(1) 気候変動の影響への適応策の推進

熱中症による死亡者数は増加傾向にあり、地球温暖化の進行を考慮すれば、今後被害が更に拡大するおそれがあることから、今後起こりうる極端な高温も見据え、熱中症発生の予防対策を強化するため、令和5年5月に、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法が改正され、令和6年4月から、ERCAの業務として、環境大臣による熱中症警戒情報又は熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報の整理、分析及び提供を行うことと、地域における熱中症対策の推進に必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに研修を行うことが追加された。

また、気候変動適応法に基づき、政府は、令和5年5月に閣議決定した熱中症対策実行計画において、2030年までに熱中症による死亡者数を現状(令和4年(概数)における5年移動平均1,295名)から半減させることを目指す目標を掲げた。

同目標の達成に向けて、ERCAは、環境大臣が熱中症警戒情報等を発表する前提となる情報を安定的かつ的確に整理・分析・提供するとともに、地域における熱中症対策の支援により、全国各地での熱中症対策の底上げを図る必要がある。

① 熱中症警戒情報及び熱中症特別警戒情報の前提となる情報の整理・分析・提供

ERCA は、環境大臣による熱中症警戒情報等を発表する前提となる情報を安定的かつ的確に整理・分析・提供するため、熱中症警戒情報の運用を実施する期間（以下「運用期間」という。）については、過去にない高温が生じていることを踏まえた現行運用期間の妥当性や健康との関係の検証など、PDCA サイクルを機能させ、その的確性の向上のための情報の整理・分析・提供を行う。また、熱中症特別警戒情報については、環境大臣が、広域的に顕著な高温の持続が予測される場合に、人の健康に係る重大な被害が想定される社会的状況を迅速に把握し、総合判断するために必要な情報を日々収集し、整理・分析を行い、プッシュ型で環境省に対して情報提供を行う。

【評価指標 1-1-1】

- ・熱中症警戒情報については、過去にない高温が生じていることを踏まえた運用期間の妥当性や健康との関係の検証等に着目した PDCA サイクルを機能させることにより、地域特性に応じた予防行動が効果的に促されることを目指した、的確性の向上のための情報の整理・分析・提供の毎年度 1 回以上の実施状況。
- ・熱中症特別警戒情報については、人の健康に係る重大な被害の未然防止のための予防行動が効果的に促されることを目指した、プッシュ型で環境省に対して情報提供するスキームの試行版の令和 6 年度目途の構築、及び、PDCA サイクルにより、国内外の顕著な高温が見られた地域における最新の経験・教訓を反映させるスキームの不断の改善の実施状況。

【モニタリング指標】

- ・熱中症警戒情報の的確性の向上のための環境省への情報提供回数（新規指標のため実績なし）
- ・熱中症特別警戒情報の発表の前提となる情報について、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報の整理・分析・提供、及び、それを踏まえたプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善件数（新規指標のため実績なし）

<目標水準の考え方>

地球温暖化の進行により、熱中症警戒情報の発表の回数・多発地域・期間は増加傾向にあることから、その的確性を毎年度向上させるために必要な情報を、期間・地域・健康との関係等に着目して整理・分析・提供を定期的に行う設定とする。

熱中症特別警戒情報については、空振りをおそれることなく的確に総合判断できるよう、国内外の顕著な高温が見られた地域の経験・教訓に関する最新の情報を反映させながら、プッシュ型の情報提供スキームを早期に構築し改善を図る設定とする。

<重要度：高>

熱中症による死亡者数が増加傾向にある中、熱中症警戒情報の的確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、人の命と健康を守る上で不可欠であるため。

<困難度：高>

地球温暖化の進行により過去に例のない暑さが見られる中、熱中症警戒情報の的確性の向上や、過去に国内例のない顕著な高温に備えた熱中症特別警戒情報のためのプッシュ型の情報提供スキームの構築・改善は、創造性の高いチャレンジングな目標であり、その達成のためには、相当の努力を必要とするため。

<想定される外部要因>

地球温暖化の進行による気象変化に伴う熱中症による被害には、地域性の高い環境、経済、社会的要因が複合的に影響することから、著しい異常気象や、熱中症弱者のリスクが高い感染症の蔓延等、熱中症警戒情報の的確性の評価に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

② 地域における熱中症対策の支援

ERCA は、2030 年までの熱中症死亡者数の半減目標の達成を目指して、地方公共団体内の関係部局が連携・協力して熱中症対策に取り組む体制の構築の促進、気候変動適応法に基づき市町村長が指定する熱中症対策普及団体や指定暑熱避難施設等の優良事例の創出、取組が遅れている市町村の支援等により、熱中症対策の底上げを行う。

また、地方公共団体の職員等への研修を行うことにより、優良事例の全国への展開を図る。

【評価指標 1-1-2】

令和5年度の環境省アンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答は、全国約1800の地方公共団体のうち、19%に留まっている。過去5年間（2017～2021年）において、熱中症に起因して1人以上が死亡した市区町村の割合が約80%あることを勘案し、ERCAが毎年度実施するアンケートにおいて、熱中症対策の体制を設けたと回答する地方公共団体の割合が、当中期目標期間の最終年度までに都道府県では100%、市区町村では80%以上となるよう支援する。

人事異動を考慮して2年間を通じて全国の地方公共団体の熱中症関連部署に所属する1名以上の職員が、ERCAが開催する熱中症対策の研修を受講するとともに、ERCAが実施する毎年度のアンケートにおいて、「理解した」と回答する研修受講者の割合を、当中期目標期間中を通じて毎年度80%以上、最終年度までには90%以上とする。

【モニタリング指標】

- ・熱中症に関する情報共有及び何らかの検討の場（会議体や協議体等）の設置地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）
- ・ERCAが地方公共団体に対し、ERCA職員が相対して支援を行った地方公共団体数（新規指標のため実績なし）
- ・ERCAが実施する熱中症に関する研修を受講した地方公共団体の割合（新規指標のため実績なし）

<目標水準の考え方>

各都道府県が実施する熱中症対策においては、庁内横断的な関係部局間の相互理解、協力体制構築が大変重要である。そのため、当中期目標期間の最終年度までにERCAが実施するアンケートにおいて、体制（会議体や協議体等）を設けたという回答が、都道府県では100%、市区町村では80%以上に設定とする。

2030年度までに熱中症による死亡者数を半減する政府目標を達成するためには、地域の熱中症対策を推進する地方公共団体において、効果的な熱中症対策が実施されることが重要であるため、ERCAの実施する研修を受講した地方公共団体等職員の受講後アンケート調査項目「理解度」を問う設問における「理解した」との回答割合を当中期目標期間の最終年度までに90%以上に設定する。

<重要度：高>

2030年度までに熱中症による死亡者数を半減する政策目標を達成するためには、地域における熱中症対策の推進が不可欠であるため。

<困難度：高>

熱中症対策については、令和5年5月の気候変動適応法の改正により、地域における熱中症対策が強化されたところであり、新たな対策を普及させるためには、住民、地方公共団体及び熱中症対策普及団体等による取組を強力に進めることが必要のため。

(2) 環境問題に関する調査・研究・技術開発

① サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進

内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）において、ERCAが研究推進法人として指定された研究課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」（令和5年度～令和9年度）について、戦略及び開発計画に沿って、プログラムディレクター（PD）の要請に応じ、当該課題の推進に必要な業務（研究開発責任者の公募、契約の締結、資金の管理、研究開発テーマの進捗管理、成果等の広報・情報提供等）を遂行する。

「サーキュラーエコノミーシステムの構築」では、大量に使用・廃棄されるプラスチック等素材の資源循環を加速するため、原料の調達から、設計・製造段階、販売・消費、分別・回収、リサイクルの段階までのデータを統合し、サプライチェーン全体として産業競争力の向上や環境負荷を最小化するサーキュラーエコノミーシステムの構築を目指し技術開発を行う。同時に、消費者の行動変容を促す環境整備及び気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）等の国際的ルール形成への対応についても併せて検討する。

また、SIPにおける研究成果を、他の研究開発プロジェクトと連携させることや外部資金等を活用することにより、研究開発及び社会実装の促進に取り組む。

【評価指標 1-2-1】

- ・プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標の進展状況（見直しを含む）

【モニタリング指標】

- ・戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献するMVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数（新規指標のため実績なし）
- ・全体進捗会議、PD・PM面談の実施回数（新規指標のため実績なし）
- ・知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果
- ・イベント、HP等における研究成果の周知回数（新規指標のため実績なし）
- ・関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果
- ・研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況

<目標水準の考え方>

SIPの戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP期間中の達成目標で設定したサブ課題ごとのKPIを参考に設定とする。

<重要度：高>

SIPは、我が国の未来像であるSociety5.0の実現を目指した科学技術イノベーションに係る国家プロジェクトであり、サーキュラーエコノミーシステムの構築は我が国の持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を目指す上で極めて重要であるため。

<困難度：高>

プラスチックのサーキュラーエコノミーの実現に向けては、デジタル情報を用いて多様なステークホルダーが関与するバリューチェーンの構築が必要であるとともに、これを社会に定着させるため、再生材の利用に向けた事業者、消費者等の行動変容が不可欠であるため。

<想定される外部要因>

戦略及び開発計画に示すミッション、ロードマップ、テーマの各段階での進捗状況や経済社会情勢の変化等を踏まえ、計画・テーマ設定がアジャイルに見直しが行われることから、評価において適切に考慮することが必要である。

② 環境研究総合推進費による研究推進

第5次環境基本計画では、持続可能性を支える技術の開発・普及を重要な戦略の一つとして位置付け、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、環境研究・技術開発を総合的に推進することができる人材育成にも取り組む必要があるとしている。環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）については、環境省が「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（令和元年5月21日 環境大臣決定、以下「推進戦略」という。）に基づき、行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組んでいる。

また、第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日 閣議決定）では、我が国の未来像であるSociety5.0の実現に必要なものとして、社会の再設計とサイバー空間での社会基盤の構築、「知」の創造、人材の育成を挙げている。内閣府総合科学技術・イノベーション会議は、同会議が司令塔となり、Society5.0の実現に向けて国民にとって真に必要な社会的課題の解決や日本経済再生に寄与できるような世界を先導する革新技術等新事業創出など戦略的研究開発を推進している。

ERCAにおいては、あるべき社会の姿を踏まえた環境の保全に関する研究及び技術開発に関して、産官学の研究機関との連携、蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に生かしながら、公募、審査・評価、配分業務等の研究推進業務を行う。

研究の推進に当たっては、個別の研究課題に対して適切な研究管理を実施することによって、研究成果の環境政策への反映、実用化・社会実装など、当該研究成果の最大化を目指す。

また、研究機関等における契約事務等の手続の公正さやコンプライアンスを確保するため、研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の確保に向けた取組を行う。

【評価指標 1-2-2】

- ・ 高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保（前中期目標期間の実績平均値：319件／年）
- ・ 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況
- ・ 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5段階中上位2段階

の評価の割合)を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保(前中期目標期間実績:平均93%)

- ・研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果(革新型研究開発(若手枠)を除く。)の社会実装率(法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合)について前中期目標期間の水準以上を確保(前中期目標期間平均:68%)

【モニタリング指標】

- ・公募に関する説明会等の回数(前中期目標期間実績平均[※]:全体説明会2回/年、個別相談会39回/年)
- ・環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況
- ・革新型研究開発(若手枠)の採択件数(前中期目標期間実績平均:15件/年)
- ・研究機関からの知的財産出願通知書提出件数(前中期目標期間実績平均:11件/年)
- ・社会実装支援の実施状況
- ・イベント、HP等における研究成果の周知回数(前中期目標期間実績平均:イベント開催数3回/年、HP周知回数30回/年)
- ・研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況

※公募に関する説明会は、新型コロナウイルスの感染拡大により開催方法を変更したため、直近2年間の実績平均とした。

<目標水準の考え方>

高い研究レベルを確保するためには、一定の応募件数を確保する必要があるという視点で、前中期目標期間の水準以上の応募件数を確保することを目指す設定とする。

人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の育成を図ることは極めて重要であることから、若手研究者が挑戦的・革新的な研究に専念できる研究環境を整備することを目指す設定とする。

環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を図るためには、研究期間中において、研究の質が向上し、研究目標を達成しているかが極めて重要である。このため、研究の質等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績平均値と同程度を確保することを目指す設定とする。

研究成果の社会実装を向上させるためには、研究終了後の環境省への橋渡し、企業マッチング支援、外部資金の獲得支援等が極めて重要であるため、研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果の社会実装率(法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合)を前中期目標期間の水準以上を確保することを目指す設定とする。

なお、革新型研究開発(若手枠)は新規性・独創性・革新性に重点を置いた研究区分であり、社会実装までは相当な期間が必要なことから、3年後の社会実装率からは除外する。

<重要度:高>

推進費においては、毎年度の環境政策のニーズに応じた研究を実施することとしており、その研究成果の社会実装は、環境政策の推進において極めて重要であるため。

<困難度:高>

ERCAの限られた体制の中で、若手研究者や人文社会科学分野を含む幅広い分野の研究者に対する、応募件数の増加のための周知の拡大や、研究成果の質の向上のための伴走支援の強化を図るとともに、研究成果の政策への反映・事業化のために多様な関

係者に対する働きかけの強化を図らなければ、目標の達成が困難であるため。

(3) 環境パートナーシップの形成

我が国の環境政策においては、カーボンニュートラルに加え、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの同時達成により、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な新たな成長につなげていくことを目指しており、これらの施策の関係性を踏まえた「統合」が重要である。それぞれの施策間でトレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るよう統合的に推進することにより、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を図ることが重要である。

「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」（令和5年12月19日改訂 SDGs推進本部決定）においては、地域の住民や NGO・NPO 等共助の精神で参加する公共的な活動を担う民間主体が、各地域に山積する課題の解決に向けて、自立と共生を基本とする人間らしい社会を築き、地域のきずなを再生し、SDGsへ貢献していくことが期待されている。

ERCAは、地球環境基金事業により民間団体等への助成等を長年にわたり実施することで蓄積した、豊富な支援経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に生かしながら、国内外の民間団体等が行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行うことで持続可能な社会の実現や持続可能な地域づくりに貢献する。

① 民間環境保全活動の助成

ERCAは、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、持続可能な社会の構築に向けて、民間団体が地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、自然資源の活用、海洋プラスチック対策等、地域における課題解決を継続的に実施することができるよう支援を強化する。

【評価指標 1-3-1】

地球環境基金の助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率（前中期目標期間実績：平均92%）

<目標水準の考え方>

持続可能な社会の構築に当たっては、民間団体等が各地において環境・社会・経済の課題を解決するための活動を自立的に継続していく持続可能性を備えることが極めて重要であるため、前中期目標期間実績の平均値92%を踏まえて高水準を目指す設定とする。

なお活動継続率は、助成終了後1年以上経過した案件に対するアンケート調査において、他団体に引継がれて活動を継続している案件を含めるものとし、活動目的達成のため活動を終了した案件を除き算定するものとする。また、当中期目標期間の2年度目までは、前中期目標期間中に助成を終えた活動の把握となることに配慮する。

<困難度：高>

環境保全活動を行う民間団体は、社会情勢や団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、活動成果の発現までに一定の期間を要するものであるため。

<想定される外部要因>

前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で民間団体の活動

実施が困難となる状況が生じた。同様に、災害や感染症の蔓延等、活動に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

【評価指標 1-3-2】

- ・地球環境基金の助成を受けた活動に対する外部有識者委員会による事後評価の得点（前中期目標期間実績：10点満点中平均7.8点）

【モニタリング指標】

- ・戦略プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし）
- ・伴走支援プロジェクトの新規採択数（新規指標のため実績なし）
- ・助成終了後1年以上経過した案件における、助成終了時と同程度以上の活動規模を確保している割合（前中期目標期間実績：平均78%）

<目標水準の考え方>

助成終了後1年以上経過した案件の実質的な活動継続率を向上させるためには、民間環境保全活動の自立的に発展する取組が担保されていることが極めて重要であるため、自立発展性等について外部有識者が事後評価を行い、その評価結果が前中期目標期間実績の平均値7.8点以上となることを目指す設定とする。

② 民間環境保全活動の振興等

ERCAは、これまでの知見や経験等を生かして地域の民間団体等を支援し、環境保全に係る課題を解決するとともに新たな価値を創造するという役割の下、民間団体等と地域のステークホルダーとの連携に係る支援の充実や民間団体等の組織基盤の強化等に取り組む。さらに、SDGsの達成に向けて将来を担うユース世代等自主的に環境保全活動に参画する人材のネットワーク形成など、国民・事業者の理解を促進させる取組等も引き続き実施する。また、寄附に係る制度周知の広報等の働きかけを通じて、地球環境基金事業への理解増進に努めるものとする。

【評価指標 1-3-3】

- ・環境ユースネットワーク事業への参加者数（前中期目標期間実績：471.5人）

【モニタリング指標】

- ・ユース世代を対象としたセミナー実施回数（前中期目標期間実績：平均5回/年）
- ・研修等参加者による肯定的評価（5段階中上位2段階の評価）の割合（前中期目標期間実績：平均97.5%）
- ・メディア等とのSDGsの推進協働企画への参画回数（前中期目標期間実績：3件）

<目標水準の考え方>

持続可能な社会の構築に当たっては、地域において課題解決を実践する人材の輩出と、協働連携の強化が不可欠であることから、将来を担うユース世代から自主的に環境保全活動に参画する人材を創り出すという取組の充実のためERCAが提供する環境ユースネットワーク事業への参加者数が前中期目標期間実績の平均値471.5人以上となることを目指す設定とする。

(4) 産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等

大量生産・大量消費型の社会は、資源から食料やモノを生産する技術・システム・制度を発展させることで、経済社会を発展させることができた一方で、自然破壊、環境汚染、気候変動等を引き起こした。こうした経済社会を転換し、誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を目指すべきである。

こうした中、廃棄物の適正処理は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も更に推進する必要がある。

① ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年6月22日法律第65号）において、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正に処理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（令和4年5月31日閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このためERCAは、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に生かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

なお、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める事業終了準備期間中に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を完了するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業終了後の施設の解体に向けて必要な手続や支援を円滑に進めること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないよう、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続を遅滞なくかつ着実に遂行する。

【モニタリング指標】

- ・ 審査基準、助成対象事業の状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回／年）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回／年）

② 維持管理積立金の管理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）において、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。

ERCAは、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に生かしながら、ERCAに積み立てられた維持管理積立金について、許可権者（都道府県等）と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。

維持管理積立金の管理は、近年、最終処分場の残余年数が上昇しており、積立てから取戻しまで長期化していることも踏まえ、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。

【モニタリング指標】

- ・設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供件数（前中期目標期間実績：平均1,165件）
- ・維持管理積立金管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：平均1回／年）

2. 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～

（1）公害健康被害の補償

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和48年10月5日法律第111号、以下「公健法」という。）が制定され、昭和49年9月1日に施行した。民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度（以下「公健制度」という。）が創設されてから令和6年9月に50年を迎える。

ERCAは、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から公健制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金（以下「賦課金」という。）等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に生かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者（以下「被認定者」という。）への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められるため、今後も公健制度の趣旨等を納付義務者に対して丁寧に説明し、安定的に実施することが重要である。このため、引き続き、納付義務者の協力を促すとともに、デジタル技術を活用し、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進めながら、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し、制度の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

また、ERCAが納付した補償給付等は、地方公共団体を通じて被認定者に対して適正に支給される必要があるため、そのための業務支援等にも積極的に取り組むことが求められる。

【評価指標 2-1-1】

- ・賦課金に係る申告率（前中期目標期間実績：99%以上）

【モニタリング指標】

- ・産業構造の変化が加速化する中で、補償給付等の支給に必要な財源である賦課金を的確に確保するための対応状況
- ・デジタル技術等を活用した納付義務者の利便性向上に向けた取組状況

<目標水準の考え方>

賦課金を徴収するに当たり、納付義務者の理解の下、各納付義務者が自主的に申告及び納付を行ってもらう必要があることから、丁寧な対応及び適正性並びに効率性及

び経済性を強化しながら、賦課金の申告率については、前中期目標期間実績の平均値99%以上を目指す設定とする。

<重要度：高>

被認定者の命と健康を守る公健制度を安定的に実施するためには、補償給付等の財源を適切に確保することが重要であるため。

<困難度：高>

制度創設から長期間経過する中、産業構造の変化が加速化する環境において、引き続き納付義務者の自主的な協力の下、補償給付等の財源を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要のため。

<想定される外部要因>

産業構造の変化が加速化する環境において、脱炭素の進展により賦課金額の計算に関係する硫酸化物排出量の減少に伴い、納付義務者に著しい影響が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

【評価指標 2-1-2】

- ・地方公共団体が行う補償給付等に必要な費用の納付及び適切な活用の促進状況

【モニタリング指標】

- ・納付業務に係る指導調査の実施件数（前中期目標期間実績の平均値：12件）
- ・補償給付等の執行に係る地方公共団体の満足度向上に向けた取組状況
- ・地方公共団体が行う被認定者への補償給付及び公害保健福祉事業に係る情報収集及び情報提供の状況

<目標水準の考え方>

地方公共団体が行う補償給付及び公害保健福祉事業の適正性及び効率性を確保するためには、ERCAによる地方公共団体に対する支援が不可欠であることから、対象地方公共団体の人事異動等に適切に対応できるよう3年に1度は指導調査することを目指し、指導調査の実施件数等による評価については前中期目標期間実績の平均値以上を目指す設定とする。

<重要度：高>

公健制度を安定的に運用するためには、補償給付費等を地方公共団体に対し確実に納付することが必要不可欠であるため。

(2) 公害健康被害の予防

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

ERCAは、産業界等からの拠出及び国の出資で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益等により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域

の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

特に当中期目標期間においては、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の患者に対しては薬物療法と非薬物療法の併用が効果的との最新の知見を踏まえ、呼吸リハビリテーション（以下「呼吸リハ」という。）の普及及び専門家の育成を進める。

また、医療サービスに係る調査研究や研修等にデジタル技術を積極的に活用することにより、予防事業の質の向上を図る。

さらに、ERCAがこれまでに得た様々な知見等を活用しつつ、地域のニーズに対応するために必要な事業展開を図るとともに、医療従事者・NPO等のステークホルダーと協働した事業に対する支援を行うことにより、助成事業の効果を高める。

【評価指標 2-2-1】

- ・治療若しくはリハビリ支援アプリ、又は、呼吸リハに係る調査研究の採択課題の割合（前中期目標期間実績：平均19%）
- ・調査研究における研究管理及び研究実施のサポート状況
- ・事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数（前中期目標期間実績：平均823人／年）
- ・医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働事業の促進状況

【モニタリング指標】

- ・調査研究に係る外部有識者委員会の評価点（5段階中平均3.5／年）
- ・呼吸リハに係る事業の参加人数（前中期目標期間実績：611人／年）
- ・医療従事者・NPO等のステークホルダーとの協働の取組状況

<目標水準の考え方>

ぜん息患者等の治療と自己管理を促進するためには、呼吸リハをはじめとする医療ツールのデジタル化に関する研究が必要であるため、調査研究の公募について、治療又はリハビリ支援アプリ、呼吸リハに係る採択課題の割合を前中期目標期間実績の平均値より50%以上増加させる設定とする。

また、呼吸リハの幅広い普及を目指し、オンライン化により前中期目標期間中に急増させた事業従事者・コメディカルスタッフ向け研修の受講者数を維持する設定とする。

さらに、患者のニーズに寄り添えるよう協働の取組を促す。

<重要度：高>

ステークホルダーからの強い要望があるとともに、呼吸リハが必要な患者に対して十分に普及していない実態があることから、その普及が極めて重要であるため。

<困難度：高>

薬物療法とは異なり、呼吸リハにおいては、医師にとどまらず看護師、理学療法士、臨床検査技師など多職種の参加が効果的な事業の実施に必要なため。

<想定される外部要因>

前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響で地方公共団体における事業の実施が困難となり、ぜん息患者等が事業に参加できない状況が生じた。同様に、災害や感染症の蔓延等、地方公共団体の事業に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

(3) 石綿による健康被害の救済

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成18年2月10日法律第4号、以下「石綿法」という。)が制定され、石綿健康被害救済制度(以下「救済制度」という。)が創設された。

ERCAは、健康被害者に関係する各種の業務を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に生かしながら、石綿法及び令和5年に取りまとめられた施行状況並びに今後の方向性に係る中央環境審議会石綿健康被害救済制度小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意しつつ、新型コロナウイルス感染症の影響により長期化した申請から認定等決定までの処理期間等について、正常化に努め、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務等を行う。

石綿法に基づく救済の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。また、関係機関とも連携しながら、労災保険等の対象とはならない石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図るとともに、手続の簡素化や取扱う個人情報等の管理に万全の対策を講じること等により、被害者の利便性の向上及び不安の解消に努めるなど、制度の適正な運営を実現する過程での的確なマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

また、地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援や医学的判定の精度向上に向けた医療従事者向けの支援として、これまで救済制度を運営してきたERCAのノウハウを生かし、石綿による健康被害に係る知識・技術の向上を図るための研修や情報提供を積極的に実施する。

【評価指標 2-3-1】

- ・被認定者の医療の受けやすさに関する満足度(前中期目標期間実績:平均82%)

【モニタリング指標】

- ・認定等決定から初回療養手当の支給までの処理日数(前中期目標期間実績:平均17日)

<目標水準の考え方>

被認定者の医療の受けやすさに関する満足度は、被認定者の制度利用アンケート調査において、医療手帳の交付を受けて以前よりも医療が受けやすくなったとの回答を得られた割合とし、前中期目標期間実績の平均値82%以上を目指す設定とする。

<重要度:高>

救済制度は、石綿による健康被害の特殊性に鑑み、因果関係を問わず、社会全体で石綿健康被害者の経済的負担の軽減を図ることを目的として制度化されたものであることから、被認定者が安心して医療を受けられることが極めて重要であるため。

【評価指標 2-3-2】

- ・療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数(当中期目標期間の最終年度までに平均131日以内)(前中期目標期間実績:平均164日)

【モニタリング指標】

- ・医療従事者向けセミナー等実施回数（前中期目標期間実績：平均7回／年）
- ・最新の医学的判定の考え方を周知する救済制度の診断実績のある医療機関数（前中期目標期間実績：2,036病院）
- ・電話・窓口相談の件数（前中期目標期間実績：平均6,537件／年）
- ・救済制度の広報回数（前中期目標期間実績：平均594回／年）
- ・労災保険制度等の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均12回／年）
- ・保健所等担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会実施回数（前中期目標期間実績：平均5回／年）

＜目標水準の考え方＞

療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数（特殊な事情を有する案件を除く。）について、救済制度への申請が増加傾向にある中においても、医学的判定に用いられる資料を確実に収集する必要があること等を踏まえ、当中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間実績の平均値より20%以上短縮した平均131日以内とすることを目指す設定とする。

＜重要度：高＞

中皮腫等石綿による疾病の予後が悪いことを特に考慮し、石綿健康被害者の迅速な救済を図るためには、認定申請から認定等決定までの処理が速やかに行われることが極めて重要であるため。

＜困難度：高＞

救済制度への申請は、大幅に増加した前中期目標期間と同水準で推移又は更なる増加が想定されるとともに、認定等決定までの処理日数には環境省における医学的判定に係る処理日数が含まれることも考慮しつつ、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。

＜想定される外部要因＞

前中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の影響により認定等の決定までの処理日数が増加する状況が生じたことと同様、災害や感染症の蔓延等、社会情勢や医療機関に著しい影響を与える外部要因が生じた場合には、評価において適切に考慮することが必要である。

第4 業務運営の効率化に関する事項

（1）経費の効率化

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行う。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、推進費による研究推進業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費、競争的研究費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化等の取組により、当中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。

ただし、熱中症対策業務（人件費、新規に追加される業務、システム関連経費及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）については、令和7年度以降毎年度、前年度比1.021%以上の効率化を図るものとする。

<目標水準の考え方>

新たに取り組む業務の着実な実施が期待されること及びこれまでも経理の効率化に着実に取り組み目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標水準を堅持する設定とする。

(2) 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、ERCAが策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

【モニタリング指標】

- ・競争性のある契約実績（件数・金額）が全体に占める割合
- ・一者応札・応募実績の対前年度比
- ・契約手続審査委員会や外部有識者を含む契約監視委員会における審議回数及び評価結果等

(3) 給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

【モニタリング指標】

- ・役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢の分析結果等

(4) 情報システムの整備及び管理

環境政策上の多様な業務や課題に戦略的かつ柔軟に対応するため、デジタル技術の活用により事務手続の一層の簡素化、迅速化を図るとともに、役職員の情報リテラシー向上を目的とした情報リテラシー研修を実施し、データの利活用及び業務改善、事務の効率化に継続的に取り組む。

また、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日 デジタル大臣決定）にのっとり、ITに精通した職員を充実させ、ポートフォリオマネジメントオフィス（PMO）による支援を行うことにより、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

【モニタリング指標】

- ・ PMO の支援実績等
- ・ PMO 人材の育成状況
- ・ 情報リテラシー研修の実施回数、参加者数等

第5 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

自己収入・寄附金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

また、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。

承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債権管理を適切に行い、回収の早期化、最大化に努める。また、債権残高の減少を踏まえ、当該業務の今後を見据えた検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に取り組む。

【モニタリング指標】

- ・ 勘定別の総利益や利益剰余金
- ・ 債権残高、回収額等

(2) 基金の運用等

「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。

【モニタリング指標】

- ・ 金融資産の普通預金以外での運用割合
- ・ 公害健康被害予防基金及び地球環境基金の運用益

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

人事評価、研修制度、働き方改革等様々な観点から、法人内外の状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化等について法人の長のトップマネジメントによる取組を進める。

また、環境政策における ERCA の役割が増している現状を踏まえ、求められる役割を果たすため必要な組織体制を整備する。さらに、業務の実施状況等を継続的に確認し、専門人材の確保と育成を強化するとともに、必要に応じて、人員配置の見直し等を行う。

① 適切な人材の確保と戦略的な育成

環境政策の変化や ERCA に求められる社会的要請に柔軟に対応し、業務運営を的確に行う必要があること及び民間環境保全活動・研究等の伴走支援や人材育成、資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務等、ERCA が多様な業務を実施していることを踏まえ、「人材の確保・育成に関する方針」を策定し、戦略的かつ計画的な人材の確保と育成を図る。

具体的には、業務内容の高度化や多様化に対応する組織力を向上すべく、人材の確保に取り組み、専門的知見を有する機関との人事交流を行うほか、職員研修の内容を不断に見直すとともに、キャリアパスの整理や職員が自身の関心や適性に応じて自律的に能力強化を図ることができる環境を整備し、キャリア開発の機会を拡大する等専門性の強化に努める。

また、働き方改革等の取組を通じて、ワークライフバランスに配慮した柔軟で働きやすい環境の整備、ダイバーシティ・インクルージョンの観点から多様な人材が活躍できる環境の整備等を推進し、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図るとともに、人事評価制度を活用し、適切な処遇と職員のエンゲージメントの向上を図ること等を通じて、組織の活性化を図る。

【モニタリング指標】

- ・ 職員の士気向上を図る新たな取組の実施状況
- ・ 体制強化及び組織の活性化等の取組状況
- ・ 職員研修の実施状況

② 業務運営に係る環境保全等に関する取組

環境政策の実施機関として、業務運営全般において環境負荷の低減、環境保全について配慮するとともに、組織全体として環境配慮の意識向上と実践に努める。

また、ERCA は我が国の環境政策の推進に積極的な役割を果たすため、国の方針や保有する知見やノウハウ等を踏まえて、ERCA 法第 10 条第 1 項第 13 号及び同条第 2 項の規定等により、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する業務を必要に応じて実施する。

さらに、国民の ERCA の業務に対する理解を増進し、環境保全やライフスタイルの変革を推進する社会的気運を醸成するため、業務全体において、プレスリリース、Web、SNS 及びイベント等最適なメディア等を効果的に活用した広報や社会貢献活動及びステークホルダーとの連携に取り組む。

【モニタリング指標】

- ・「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対目標比
- ・広報イベント・社会連携等の実施状況

(2) 内部統制の強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制・リスク管理委員会」等を活用し、取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

【モニタリング指標】

- ・内部統制・リスク管理委員会の開催による取組状況
- ・外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価結果等
- ・内部統制研修等の実施回数

(3) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等

「サイバーセキュリティ基本法」（平成 26 年 11 月 12 日 法律第 104 号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等に備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。

【モニタリング指標】

- ・全役職員を対象とした情報セキュリティ研修、標的型攻撃等に備えた訓練の実施状況
- ・担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修の実施状況

(以 上)

独立行政法人環境再生保全機構（環境問題に関する調査・研究・技術開発）における評価軸等

項目	評価軸	評価指標	モニタリング指標
第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
(2)環境問題に関する調査・研究・技術開発			
①サーキュラーエコノミー（戦略的イノベーション創造プログラム等）に関する研究推進	<ul style="list-style-type: none"> SIP 期間中の達成目標で設定したサブ課題ごとのKPIの状況が進展しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチックのサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、戦略及び開発計画に示す社会実装に向けたSIP 期間中の達成目標の進展状況（見直しを含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 戦略及び開発計画に示すアウトカムに貢献するMVP（実用最小限の試作製品）の開発、社会実装に向けた研究成果の創出数 全体進捗会議、PD・PM 面談の実施回数 知的財産支援・特許活用に向けた活動の成果 イベント、HP 等における研究成果の周知回数 関係府省の研究開発、政策への橋渡しに向けた活動の成果 研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況
②環境研究総合推進費による研究推進	<ul style="list-style-type: none"> 応募件数を確保できているか。 挑戦的・革新的な研究に専念できる研究環境を整備し、多様な分野の若手研究者を確保できているか。 研究期間中において研究支援を行い、研究の質が向上し、研究目標を達成しているか。 研究終了後の環境省への橋渡し、企業マッチング支援、外部資金の獲得支援等を行い、研究成果が社会実装に結びついているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 高い研究レベルを確保するため、応募件数について前中期目標期間の水準以上を確保 人文社会科学分野を含む多様な分野の若手研究者の確保の状況 研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5段階中上位2段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について前中期目標期間実績平均値と同程度を確保 研究期間終了3年後の追跡評価における推進費研究成果（革新型研究開発（若手枠）を除く。）の社会実装率（法令、行政計画、報告書等に反映された研究課題の割合）について前中期目標期間の水準以上を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 公募に関する説明会等の回数 環境省への行政ニーズ策定のための情報提供の状況 革新型研究開発（若手枠）の採択件数 研究機関からの知的財産出願通知書提出件数 社会実装支援の実施状況 イベント、HP 等における研究成果の周知回数 研究費の適正執行及び研究不正の防止に向けた取組状況

独立行政法人環境再生保全機構に係る政策体系 (案)

■ 環境保全施策の体系

「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針改定版」、
「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等の政府方針

<環境問題の各分野に係る施策>

○地球環境の保全、○生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組、**○循環型社会の形成**、

○水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組、○大気環境保全に関する取組、○包括的な化学物質対策に関する取組

<各種施策の基盤となる施策等>

○グリーンな経済システムの構築、○国際的取組に係る施策、**○技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等**、

○環境情報の整備と提供・広報の充実、○環境影響評価、**○地域づくり・人づくりの推進**、

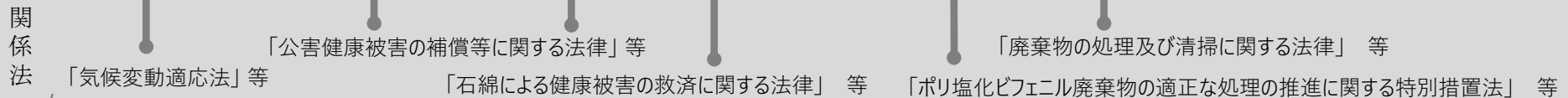
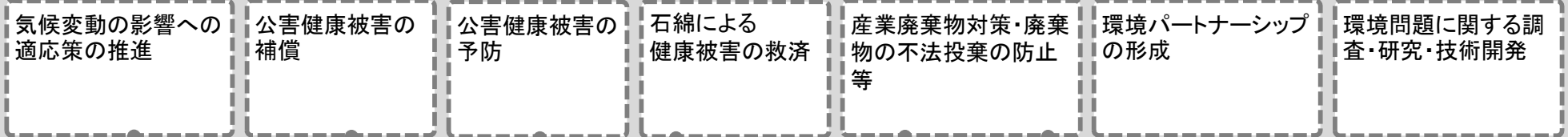
○環境保健対策、○公害紛争処理等及び環境犯罪対策

※太字が法人の業務に係る主な施策

■ 法人の業務

★独立行政法人環境再生保全機構法(抄)

【機構の目的】 良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。(第3条)



環境再生保全機構(ERCA)の使命等と目標との関係

(使命)

公害や石綿による健康被害対策等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、環境政策に資する研究・技術開発の推進等による持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する。

(現状・課題)

◆強み

- 賦課金徴収、基金運用管理、医療費等給付、助成金・研究費等資金配分の適切な実施
- 多様なステークホルダーとの連携
- 若手NPOや研究者、医療従事者等専門人材の育成
- 丁寧かつ正確な国民対応による信頼向上

◆弱み・課題

- 複雑化する社会の変化や求められる役割の変化への対応
- 専門人材の確保・育成、業務運営に係る体制の強化

(環境変化)

- 気候変動や生物多様性の損失等の地球環境の悪化が危機的状況にあり、経済・社会にも大きく影響。
- 炭素中立、循環経済、自然再興の同時達成に向け、統合的取組の推進を通じた持続可能な成長の実現が必要。
- 2050年炭素中立、2030年温室効果ガス46%削減目標、生物多様性の保全や資源循環等の目標達成は容易でなく、すべての社会経済活動において、持続可能な社会経済システムへの転換が不可欠。

(中期目標)

- 社会課題の解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～
 - 気候変動適応策としての地域における熱中症対策の支援
 - サーキュラーエコノミーシステムの構築をはじめとした環境問題に関する調査・研究・技術開発の推進
 - 民間環境保全活動の支援を通じた環境パートナーシップの形成
 - PCB廃棄物処理の助成・維持管理積立金の管理を通じた産業廃棄物対策・廃棄物の不法投棄の防止等
- 人の命と環境を守る基盤的取組の着実な実施 ～不変の原点の追求～
 - 公害健康被害の補償のための賦課金の徴収・補償給付の納付
 - 地方公共団体への助成・知識の普及等を通じた公害健康被害の予防
 - 石綿による健康被害の救済のための認定・医療費等の給付
- 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化等